

HAMASHIN REPORT 2012

浜松信用金庫 ディスクロージャー



for your smile ~あなたの笑顔に逢いたくて~

 浜松信用金庫
<http://www.hamamatsu-shinkin.jp/>



理事長 **御室 健一郎**

平素より、浜松信用金庫“はましん”に対し格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。この度、平成23年度の当金庫業績ならびに取組み等を取りまとめたディスクロージャー誌「HAMASHIN REPORT 2012」を作成しました。ご高覧いただければ幸いです。

さて、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響をはじめとして、欧州金融危機やタイの大洪水、急激な円高の進行など、グローバルな経済環境の変動が、わが国経済、そして当地域の企業業績にも大きな影を落としています。

しかしその一方で、アジアをはじめとした海外マーケットへの進出や、環境分野への新規参入など、次の時代を見据え、新たな取組みを進める動きも出始めております。

こうした地域の皆様の挑戦を全力でサポートし、共に明るい未来を次の世代へ受け継いでいくため、当金庫は、平成24年度より今後5年間の中期経営計画「改

革!～新たな挑戦～」をスタートさせました。この計画では、より利便性の高い営業店体制の実現を目指し、営業店ブロック制の導入、店舗の建替・再配置を進めるとともに、お客様の課題解決機能の充実のため、組織体制の見直しを図ってまいります。平成24年4月にはこの一環として、本部営業部門を再編成し、営業店統括部、法人営業部、個人営業部を設置しました。引き続き、多様化・高度化するお客様ニーズに的確にお応えするべく、組織体制の充実、経営基盤の再構築を進めると同時に、より一層の健全経営、法令等遵守(コンプライアンス)態勢の充実を図ってまいります。

このような取組みを通じて、“はましん”が「地域金融機関」として地域の皆様に愛され、信頼され続けるよう、役職員一同努力を重ねてまいる所存でございますので、変わらぬご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

基本理念

地域貢献

地域の一員として
地域社会の発展に貢献します

お客様第一主義

お客様の声を経営に反映し、
質の高い金融サービスを提供します

法令等遵守

法令の遵守および社会規範を尊重した、
誠実で健全な経営をおこないます

企業活力

役職員の能力向上をはかり、
活力ある企業風土を醸成します

はましんの概要

(平成24年3月31日現在)

本部・本店 浜松市中区元城町114番地の8

設立 昭和25年4月10日

預金 1兆3,696億円(譲渡性預金含む)

貸出金 8,070億円

出資金 11億71百万円(会員70,963人)

役職員 (浜松信用金庫単体) 1,006人
(はましんグループ全体) 1,347人

店舗数 55店舗 店外カードコーナー45ヵ所

主要業務 預金、貸出、有価証券投資、内国為替、
外国為替、代理業務

営業区域 浜松市、磐田市、袋井市、湖西市、
掛川市、御前崎市、菊川市、豊橋市、
牧之原市、島田市(旧川根町を除く)、
周智郡、榛原郡吉田町

CONTENTS

ごあいさつ

1

中期経営計画の概要

3

新店舗のご紹介

4

CSR経営の推進

事業者のみなさまをサポート

5

個人のみなさまをサポート

7

浜松信用金庫の考えるCSR

9

人材育成の取組み

10

はましんの1年

11

はましんの沿革

12

はましんについて

はましんの現況

13

はましんの健全性について

15

金融円滑化への取組み

16

不良債権の状況について

17

はましんの概要

19

コンプライアンスについて

21

お客様保護について

22

営業のご案内

24

店舗一覧

25

手数料一覧

27

商品・サービスのご案内

29

データでみるはましん

資料編

32

自己資本の状況

60

開示項目一覧

74

はましん中期経営計画

平成24年度～平成28年度

『改革!～新たな挑戦～』

平成24年度より、中期経営計画「改革!～新たな挑戦～」をスタートいたしました。

経営体質をよりスリムで強靭なものに作り変え、地域の皆様を全力でサポートするため、

下記の基本方針のもと、マイナーチェンジ(改善)ではなく、抜本的な経営の「改革」に挑戦いたします。

基本方針

HEART

人と人とのつながりを大切にして、お客様の“心”に響くサービスをご提供します。

VALUE

経営の仕組みや組織体制を見直して無駄をなくすとともに、高い付加価値を産み出す独自の仕組をつくります。

ENERGY

私たちの誇りであるこの地域の発展・活性化のために、はましんが地域の“活力源”となります。

地域・お客様のより一層の発展

地域の活力源

お客様満足度の高いサービス提供

地域・お客様とのつながり強化

より利便性の高い 営業店体制の実現

- 営業店ブロック体制の構築
- 店舗建替え
- おもてなし力の向上

金融サービスを通じて お客様の課題を解決

- 事業を営むお客様
 - 経営サポート
 - 海外進出支援
 - 地域活性化支援
 - ビジネスマッチング・M&A

個人のお客様

- 各種ローン相談
- 資産運用相談
- 年金・相続相談
- 非対面チャネル充実

健全経営のための 管理体制の強化

- コンプライアンスの徹底
- リスク管理の強化
- BCP(業務継続基本計画)強化

高い付加価値をご提供するために組織体制の再構築

- 本部組織の見直し

- 人事制度の見直し
- 人材育成の強化

- IT企画統制機能強化

- はましんグループの総合力発揮

新店舗 続々登場!

新しい装いで
お客様をお迎えします。



平成24年
5月14日
オープン!



高丘支店

～お客様と環境にやさしく～

平成4年に開店以来、同地区の商工業の発展に伴い業容が大きく拡大したこと、店舗が手狭になったことから、店舗面積を大幅に広げた新店舗を計画してま

いりました。お客様スペースに天竜杉・天竜檜を使用。入り口前の曲面ひさしが日射を遮りお客様をやさしくお迎えします。



平成24年
4月23日
オープン!

伝馬町支店

～伝統の継承と現代建築の融合～

旧建物を昭和54年に新築後、老朽化が進み、また、店舗が手狭になったことから、新店舗計画が始まりました。旧本店・本部が所在していたこともあり、「はましん発祥の地」として語られる伝統と歴史ある支店です。1階外壁を天然石張りとし、2階は現代風の洗練されたイメージを演出しました。省エネ設備、ユニバーサルデザインを取り入れています。



平成23年
8月29日
オープン!

湖東支店

～地域の自然との融合～

昭和53年の開店から30年以上にわたり地域の皆様からご愛顧いただきましたが、建物の老朽化が進んだため、旧店舗地より東へ約100メートルの場所に店舗を新築移転いたしました。地域の自然環境との融合をコンセプトとし、店舗の照明電力をすべてまかなえるだけの太陽光発電設備を備えた環境配慮型店舗に生まれ変わりました。

事業者の
みなさまを
サポート



地域や企業のみなさまの課題解決を
全力でサポート。地域経済の活性化をめざし、
地域とともに発展していきます。

挑戦をバックアップ 海外ビジネスサポート

企業の海外進出を、情報提供や各種手続き面で強力にサポートするため、証券国際部国際業務課内に「海外ビジネスサポートデスク」を設置。

日本貿易振興機構(ジェトロ)・静岡県国際経済振興会・浜松商工会議所等の公的機関や、信金中央金庫等の各分野の専門家との連携により、お客様からのお相談にお応えします。

サポート内容

海外情報提供

セミナー・相談会の開催

現地の専門家等の紹介

進出事業計画書等の作成支援



FHA2012 シンガポールフードフェアへの出展支援

お問い合わせ

TEL 053-454-6139 (証券国際部 国際業務課)

<http://www.hamamatsu-shinkin.jp/business/biz-support/overseas.php>

はましん 海外

検索

平成24年度版中小企業白書に 当金庫の海外進出支援に関する取組みが紹介されました。

平成24年4月27日に経済産業省中小企業庁から公表された、平成24年度版中小企業白書(「平成23年度中小企業の動向」及び「平成24年度中小企業施策」)の第3部第2章「中小企業の経営を支える取組」において、当金庫の海外進出支援に関する取組みが「中小企業の

海外展開を支援する金融機関」の事例として紹介されました。



内容につきましては、[中小企業庁 ホームページ](http://www.chusho.meti.go.jp/index.html)(URL:<http://www.chusho.meti.go.jp/index.html>)をご覧ください。

話し合う、仲間がいる はましん経営塾

HMC はましん経営塾

次代を担う経営者の育成を目的に、情報提供ならびに企業間ネットワークづくりの機会・異業種交流の場を提供。

創立以来21年目を迎え、経営研究会や国内外の企業視察、当金庫中小企業診断士による経営情報の提供やコンサルティングサービスなど、様々な活動を展開しています。

現在塾生数 192名

卒業生 642名

OB会員数 240名

(平成24年4月1日現在)



平成23年度 企業視察

はましん経営塾事務局

TEL 053-450-3315 FAX 053-453-4900 (法人営業部 法人戦略課)

メールアドレス hmc@hamamatsu-shinkin.jp

<http://www.h-mc.jp>

はましん経営塾

検索

第6回 ビジネスマッチングフェア in Hamamatsu 2012

「環境」をメインテーマに、地元事業者の皆様へ「出会いの場」を提供。新たなビジネスチャンスの機会創出をバックアップします。



第5回 ビジネスマッチングフェア in Hamamatsu 2011

第6回ビジネスマッチングフェア in Hamamatsu 2012 開催!

平成24年7月24日(火)・25日(水)
アクシティ浜松 展示イベントホール

ビジネスマッチングフェア事務局

TEL 053-450-3315 FAX 053-453-4900 (法人営業部 地域活性課)
メールアドレス hama2604@hamamatsu-shinkin.jp
<http://www.hamamatsu-bmf.jp>

経営改善への取組み



鈴木 圭介
与信管理部 経営サポート課

お客様の悩み、 課題を共有する。

「経営サポート課」では、支店長経験者・中小企業診断士等からなる専門スタッフが、事業を営んでいるお客様の悩みや課題を共有し、経営改善のお手伝いをさせていただくことにより、経営をサポートしてまいります。

- (注) 1. 期初債務者数及び債務者区分は23年4月当初時点で整理しております。
 2. 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含みません。
 3. β には、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しております。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α に含めるものの β に含めておりません。
 4. 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合は β に含めております。
 5. 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理しております。
 6. 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めておりません。
 7. γ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しております。
 8. みなし正常先については正常先の債務者数に計上しております。
 9. 「再生計画を策定した先数 δ 」=「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」としております。

経営改善支援の取組み実績 (平成23年度:H23.4.1~H24.3.31)

	期初 債務者数 A	うち経営改善 支援取組み 先数 α	α のうち期末に 債務者区分が ランクアップした 先数 β	α のうち期末に 債務者区分が 変化しなかった 先数 γ	α のうち 再生計画を 策定した先数 δ	(単位:先数)	経営改善 支援 取組み率 α/A	ランク アップ率 β/α	再生計画 策定率 δ/α	(単位:%)
正常先 ①	10,198	6	—	4	1	0.1%	—	16.7%	—	—
要注意先 ②	3,224	115	8	80	66	3.6%	7.0%	57.4%	—	—
うち要管理先 ③	47	5	2	3	1	10.6%	40.0%	20.0%	—	—
破綻懸念先 ④	904	142	14	121	11	15.7%	9.9%	7.7%	—	—
実質破綻先 ⑤	143	2	1	1	0	1.4%	50.0%	0.0%	—	—
破綻先 ⑥	28	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	—	—
小計(②~⑥の計)	4,346	264	25	205	78	6.1%	9.5%	29.5%	—	—
合計	14,544	270	25	209	79	1.9%	9.3%	29.3%	—	—

地域密着型金融推進計画の達成状況

はましんでは地域密着型金融推進計画を策定・推進しています。この計画はお客様との質の高いコミュニケーションを通じて、地域密着型金融(=リレーションシップバンキング)の一層の推進をはかることを目的としています。

数値目標を掲げた主な項目と達成状況は右の通りです。

数値目標項目	平成23年度目標	平成23年度実績
経営改善支援取組先数	200先	204先
経営改善計画書策定先数	20先	23先
債務者区分ランクアップ先数	10先	23先
M&A取扱実績	7件	7件
経営革新認定件数	10件	28件
ビジネスマッチング件数	50件	94件

計画の詳細・達成状況につきましては、当金庫ホームページをご覧ください。 <http://www.hamamatsu-shinkin.jp/>



さまざまなくらしのシーンをお手伝い。
ライフプラン、住まいなどのご相談に
お応えします。

お客様の 頼れるパートナー ライフソポーター

お客様の大切な資産に関するご相談に親身になってお応えするために「ライフソポーター」を養成しています。お気軽にお声掛けください。

このような ご相談にお応えしています

- ご自身の資産形成について
- 教育ローン、住宅ローンについて
- 年金のお受取について
- 退職金の運用等について



くらしに役立つ 情報を発信します はましんくらしのセミナー

資産運用や遺言・相続など、生活に役立つ情報をご提供するためのセミナーを定期的に開催。無料でどなたでもご参加いただけます。

これまでの主なセミナーテーマ

- 知って得する遺言と相続
- 2012年 今後の相場動向をよむ
- 外貨建資産保有の意義
- 知って安心! 成年後見制度



第37回はましんくらしのセミナー

お問い合わせ

TEL 053-450-3310 FAX 053-453-4900 (個人営業部 個人営業課)
<http://www.hamamatsu-shinkin.jp/personal/support/seminar.php>

はましん セミナー 検索

土曜日も、日曜日も、 ご家族そろって

はましん相談プラザローンセンター

住宅資金相談に関するニーズに的確にお応えするため、「ローンセンター」には6名の専門の相談員が常駐。お申込みからご融資に至るまで、専門スタッフによるワンストップ態勢を整えております。ご家族そろってお気軽にご来店いただけけるよう、土曜・日曜日も営業しております。

このようなご相談にお応えしています

- 随 時**
- 住宅ローンなど住宅に関するご相談
 - 各種個人ローンのご相談
 - 家計やローンのご返済に関するご相談
- お問い合わせはローンセンターへ**
- 要約**
- 年金に関するご相談
 - 税務(相続・贈与等)関連のご相談
 - 法律関連のご相談

ご予約 TEL 053-450-3310(個人営業部 個人営業課)



はましん相談プラザ ローンセンターへのお問い合わせは

〒430-0904 浜松市中区中沢町24-15 TEL 053-475-6811
<http://www.hamamatsu-shinkin.jp/personal/support/plaza.php>

[はましん相談プラザ]

営業時間 月～土曜日 9:00～18:00 日曜日 9:00～17:00

*1／1～3、12／31および祝日は休業日となります。

住宅ローンサポートデスク

西ヶ崎支店・高丘支店に、住宅ローンに精通した専門職員「住宅ローンサポートデスク」を配置。一般のお客様を始め、不動産関連業者様からのご相談にも的確かつ迅速にお応えしてまいります。



日置 覚
西ヶ崎支店 住宅ローンサポートデスク

はましん PRESENTS! ラジオ番組「お住まい拝見」

毎週金曜日13:30からFM Haro!(76.1MHz)にて絶賛放送中のラジオ番組「お住まい拝見」では、ご自宅を新築されたお客様を訪問し、家への思い入れ、こだわり、エピソード等をご紹介しています。また、住宅ローンに関する疑問にお答えするコーナーやはましんの新着情報も配信中です。

【住宅友の会】 会員募集中!

はましん【住宅友の会】では、マイホームをお考えの皆様に、住まいに関する幅広い知識や、最新の情報をお届けいたします。



平成24年3月末現在
会員数

336名

会員特典

「QUOカード500円分」 プレゼント(ご入会時)	家づくりセミナー等 各種イベント開催	無料資金相談
住宅ローン ガイドブックの進呈	「住宅友の会通信」を 無料でお届け	カタログギフトプレゼント (住宅ローン等ご成約時)

お申込みはホームページからどうぞ!

<http://www.hamamatsu-shinkin.jp/personal/support/tomonokai.php>

TEL 053-475-6811 FAX 053-475-6711

(はましん相談プラザ内)

[はましん 住宅]



浜松信用金庫の考えるCSR ~企業の社会的責任~

はましんは企業としての社会的責任(CSR)を果たすために、経済的な側面だけではなく、社会的・環境的な側面への貢献活動にもバランスよく取り組んでいくことが必要だと考えています。

地域社会やお客様に感動していただき、職員も本気で仕事に取り組むを通じて感動を覚える、そのような多くの人の心に働きかける「感動企業」を目指しています。

金融教育・出張セミナーの開催

中学・高校・大学での「金融教室」をはじめ、企業や公民館でのセミナーも開催しています。



はましん地域振興財団

地域産業の振興発展、地域コミュニティ活動を行う団体等に助成金を交付しています。



平成23年度助成事業「浜名商工会 舞櫻里往還まつり」

はましんふれあいフォーラム

理事長が直接地域の皆様へはましんの業績、取組みなどについて説明するほか、著名人の講演会を併催。毎回多くのお客様にご来場いただいています。



お客様に支持される 営業体制

はましん

地域社会



地域貢献活動

職員



働きがいのある職場
仕事への誇り

お客様
会員様



より価値の高い
金融サービス・健全経営

ガンバレ! 部活動

浜松地区中学校の部活動の大会結果、部活動の紹介などを通じて、地域の将来を担う世代の成長を応援しています。



平成23年度浜松地区中学校駅伝競走大会

1店1善プロジェクト

はましんの本部各部、各営業店が独自に企画して実践する「地域貢献活動」。地域のために、心をこめて活動しています。



有玉支店「継続! エコ活動 !!」

より良いサービスのご提供のために 「人」を大切にしています。

はましんでは、役職員の更なる能力向上と活力ある企業風土づくりのために、お客様のニーズへの対応を強化するための能力開発・高度な専門性を持つプロフェッショナルの養成・人間的成長を目指す研修等を積極的に実施しています。

地域の住民であることを自覚し、お客様はもちろん地域社会から尊敬される。

チームワークを重んじ、金庫のビジョン実現に向け協調・協力して取り組むことができる。

目指す役職員像



金融のプロとして、お客様の期待を超える付加価値を提供できる。

自ら常に「変革と挑戦」を意識し行動する。

ワークライフバランスへの取組み

はましんでは、職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を整備することによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるように、右のとおり次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」を策定しています。

■育児休業の取得状況を次の水準以上にします。

- ・男性職員 …年に1人以上取得をすること
- ・女性職員 …取得率90%以上を維持すること

■毎週水曜日をノー残業デーとし、職員の所定外労働時間の削減を図ります。

■ワークライフバランスの観点から年次有給休暇の取得促進を図ります。

■子供が保護者の働いているところを実際見ることができる『子供参観日』の企画を実施します。

■インターンシップ(学生の就労体験)や職場体験学習を実施し、若年者の安定就労の支援をします。

(平成22年4月1日から平成27年3月31までの5年間の行動計画)

人材育成への取組み

はましんでは、職場内でのOJT指導、研修を通じた専門知識・スキルの習得や、職員の公的資格取得を支援しています。また、地域支援機関や海外派遣を通じ、幅広い視野と知識を身につけた人材を育てています。

支援機関等への出向

浜松商工会議所・浜松地域イノベーション推進機構・静岡県西部地域しんきん経済研究所・静岡県信用保証協会・中小企業基盤整備機構・静岡県中小企業再生支援協議会・日本貿易振興機構(ジェトロ) 等

平成23年度の主な研修実績

フレッシュマン

平成23年3月～7月 新入職員研修

プロフェッショナル

平成23年8月～ 中小企業診断士養成研修
平成23年8月 FP2級受験対策スクーリング

スキルアップ

平成23年4月～平成24年2月 はましん実務研修会の定期開催(各種業務)
平成23年5月 預かり資産レベルアップ講座
平成23年5月～平成24年2月 投資信託販売研修
平成23年5月・6月 渉外実務研修(初級)
平成23年6月 テラーベイシック講座
平成23年6月 事業性融資基礎講座
平成23年6月・11月 自己査定・信用格付・不動産担保評価講座
平成23年6月～平成24年1月 目利き力養成講座
平成23年7月 テラースキルアップ講座
平成23年11月 渉外レベルアップ研修
平成24年1月 決算書基礎講座
平成24年2月 財務分析講座

コンプライアンス

平成23年4月・10月 渉外係コンプライアンス研修会
平成23年7月・11月 支店長コンプライアンス講座
平成23年7月・11月 役員コンプライアンス研修会

マネジメント

平成23年7月 新任係長研修
平成23年11月 新任代理研修
平成23年11月 次長研修

主な公的資格等取得人数(平成24年3月末現在)

中小企業診断士	23名
社会保険労務士	9名
行政書士	4名
宅地建物取引主任者試験合格者	92名
1級ファイナンシャル・プランニング技能士	24名
2級ファイナンシャル・プランニング技能士	494名
3級ファイナンシャル・プランニング技能士	1,052名
コンプライアンスオフィサー	1,251名
個人情報保護オフィサー	1,235名
金融窓口(金融商品コンサルティング業務)1級	2名
金融窓口(金融商品コンサルティング業務)2級	102名
秘書技能検定 1級	1名
秘書技能検定 準1級	9名
秘書技能検定 2級	49名
メンタルヘルスマネジメント検定II種	328名
メンタルヘルスマネジメント検定III種	421名

(注)上記は、はましんグループ全体における公的資格等取得人数です。



新入職員研修

はましんの1年



平成23年

- 4月7日 はましん地域振興財団「第11回助成交付決定書交付式」実施（106件 1,100万円）
- 4月10日 浜松市制100周年記念 100夢プロジェクト「第18回はましん杯少年野球大会」開幕
- 6月11日 浜松市制100周年記念 100夢プロジェクト「第4回 はましん杯少年フットサル大会」開幕
- 7月7日 はましんふれあいフォーラム 開催
- 7月13日 SHINKIN BANK380万ピカッと作戦2011 実施
- 7月20日・21日 「第5回ビジネスマッチングフェア in Hamamatsu2011」開催
- 8月3日 「親子はましん体験隊2011」開催
- 8月23日 「子供参観日2011」開催
- 8月29日 新・湖東支店オープン
- 11月5日 「第5回はましん for your smile賞」贈呈式 実施
- 12月2日 静岡県地球温暖化防止活動推進センターへ寄付金を贈呈
- 12月7日 浜松市制100周年記念 100夢プロジェクト「フォトエッセイコンテスト「濱松再発見の旅」表彰式 実施
- 12月17日 浜松市制100周年記念 100夢プロジェクト「はましん少年野球教室」開催

平成24年

- 1月14日 浜松市制100周年記念 100夢プロジェクト「はましん少年サッカー教室」開催
- 3月6日 東海財務局より地域密着型金融等に関する取組みについての顕彰を受章
- 3月21日 「はましん産学連携大賞」授賞式 実施

はましんの沿革

昭和25年 4月 1950.4	中小企業等協同組合法に基づき浜松信用組合設立
昭和25年 5月 1950.5	本店事務所を連尺町に開設し業務を開始(現在の連尺郵便局付近)
昭和26年11月 1951.11	信用金庫法の施行により信用金庫に改組 浜松信用金庫となる
昭和27年12月 1952.12	本店を伝馬町に移転(現在の伝馬町支店の位置)
昭和37年 3月 1962.3	浜松信用金庫基本方針を制定
昭和38年10月 1963.10	預金100億円を達成
昭和43年10月 1968.10	コンピュータ導入 オフライン処理開始
昭和44年10月 1969.10	本店を元城町に新築移転
昭和49年12月 1974.12	預金1,000億円を達成
昭和52年10月 1977.10	事務センター新築移転
昭和53年 4月 1978.4	シンボルマーク制定
昭和56年10月 1981.10	第3次オンラインシステム稼働 現金自動預入支払機(ATM)設置開始
昭和62年 6月 1987.6	はましんレクリエーションセンター完成
平成元年10月 1989.10	預金5,000億円を達成
平成 3年 7月 1991.7	「はましん経営塾」発足
平成 4年 4月 1992.4	相談専門窓口として中沢町に「はましん相談プラザ」開設
平成 9年 5月 1997.5	インターネット上にはましんホームページ開設
平成10年 8月 1998.8	インターネットバンキング(ホームバンキング・ファームバンキング)取扱開始
平成11年12月 1999.12	預金1兆円を達成
平成12年 4月 2000.4	創立50周年を迎える
平成13年11月 2001.11	「はましん住宅友の会」発足
平成17年 6月 2005.6	28年振りとなる大幅な機構改革の実施
平成18年 4月 2006.4	浜松信用金庫 基本理念の制定(昭和37年制定の基本方針を改正)
平成19年 1月 2007.1	コーポレートメッセージの制定 "for your smile ~あなたの笑顔に逢いたくて~"
平成19年 7月 2007.7	「第1回はましんビジネスマッチングフェア」の開催
平成19年10月 2007.10	遠州信金様と合同で「静岡県西部地域しんきん経済研究所」を設立
平成19年10月 2007.10	はましんイメージキャラクター「はまたっち」誕生
平成20年11月 2008.11	「第1回三遠南信しんきんサミット」「三遠南信しんきん物産展」開催
平成21年 1月 2009.1	東海地区信金共同事務センターへ加盟、オンラインシステムを変更
平成22年 4月 2010.4	創立60周年を迎える
平成24年 4月 2012.4	中期経営計画「改革! ~新たな挑戦~」始動



開業時の営業案内



市民封筒



昭和27年 伝馬町に本店を移転(元三十五銀行浜松支店の建物。直前まで映画館(浜松セントラル劇場)として使われていたもの)



昭和44年 元城町の浜松市役所向かいに本店営業部・本部を新築。



昭和52年 コンピュータの広範かつ高度な利用に備えるため和合町に事務センターを建設。



平成4年 お客様からの相談に迅速かつ的確にお応えする専門のスタッフを集めた「はましん相談プラザ」を中沢町にオープン

for your smile
～あなたの笑顔に逢いたくて～

平成19年1月 コーポレートメッセージ制定



平成19年10月 はましんイメージキャラクター「はまたっち」誕生

平成23年度の経済・金融環境

経済環境

今年度は、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響が強く残る中でのスタートとなりました。年度途中には、タイの大洪水災害、急激な円高の進行、欧州金融危機に端を発する海外経済の不透明感の高まりなど、回復の兆しを見せつつあったわが国経済は、大きな転機を迎えました。さらに、福島第一原発事故による電力不足は、企業活動の制限を余儀なくし、経済活動の根底を揺るがす懸念材料となりました。

中小企業の経営環境も依然として厳しく、予断を許さない状況であります。しかし、こうした中でも、一部企業では海外進出や新規事業への参入といった動きも見られ、将来を見据えた新たな挑戦は今後とも続いているものと思われます。

当地域の産業の動向

当地域においては、企業の海外進出加速による産業空洞化や、後継者不足による中小企業の廃業増加、雇用低迷、更には東海地震への備えも求められるなど、地域活力の減退が強く懸念されています。

一方、このような状況下においても、産学官連携を通じた新素材・環境関連産業など、新たな事業分野での取組みが進んで

いるほか、東南アジアなどの新興国をマーケットとして捉え、積極的に現地への進出を目指す企業も増加しています。経営環境の激変は、企業経営により一層厳しい試練を課していますが、この困難な局面を乗り越えるためにも、引き続き、産・学・官および地域金融機関等の地域の経済主体間の強力な連携が求められています。

金融業界の動向

平成25年3月まで期限が延長された中小企業金融円滑化法と、同法に基づく金融監督の指針においても、地域金融機関のコンサルティング機能の一層の発揮が求められており、経営状況や資金繰りが厳しい中小企業者、家計に対する支援に加え、海外進出や新規事業への展開に挑戦する中堅・中小企業への積極的なサポートが、地域金融機関の責務となっています。社会・経済環境が、これまでにない規模とスピードで大きく変化する中、より一層の地域金融円滑化はもちろん、企業の社会的責任を果たすべく、顧客保護態勢、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢及び内部統制等の一層の強化を図る必要があります。さらに、地域経済の疲弊、少子高齢化、地球環境問題等、地域社会や環境に配慮した経営への要請がますます強まっています。

平成23年度の事業方針と取組事項

平成23年度は、「企業の社会的責任:CSR」を重視した経営の実践により、全てのステークホルダーと感動を共有し、地域における当金庫の責務を果たすため、事業計画の戦略スタンスを「地域・お客様の課題解決と一層の営業基盤強化に向けた施策実施年度」といたしました。また、最終年度となる3ヵ年計画「DELIGHT ONE」で掲げた「感動経営」と「集中経営」を更に深化させることで基本理念を実現させるため、以下の重点方針に基づき事業に取り組みました。

1. 地域経済の牽引・活性化、金融円滑化、地域企業と個人のお客様の生活のサポート機能強化

地域における新産業やイノベーションの創出、商業・中心市街地活性化等の取組支援を通じて、地域経済の牽引・活性化を目指すとともに、地域金融機関の使命である、事業者のお客様の経営実態把握に基づく資金繰り支援・経営改善提案や、海外進出等の課題解決支援、個々のお客様の家計やニーズに応じた相談サービス機能の充実等により、事業者のお客様の経営サポートと個人のお客様の生活サポート機能の強化に努めました。

- 第5回ビジネスマッチングフェア in Hamamatsu 2011の開催
- 震災やタイ大洪水等自然災害の影響をうけた事業者のお客様へ資金調達・支援体制充実
- 海外ビジネスサポートデスクによる事業者のお客様の海外進出サポート
- M&A(企業の合併・買収)、事業承継等をテーマにしたセミナーの開催
- 資産運用に関する専門知識を持った職員「ライフセイバーアドバイザー」の育成
- 「はましん子育て応援定期積金」「わが地域(まち)応援 はましん住宅ローン」のお取扱い 等

2. “はましんファン”創出・増加策の推進

お客様の視点に立ったサービス提供を真摯に追求し、事業者のお客様のライフステージに対応したお取引や、個人のお客様

の生涯にわたるお取引を推進することで、お客様との接点拡大を進め、営業基盤の拡充・強化を図りました。また、電子記録債権や環境問題への対応等、経営環境の変化や社会的ニーズへの対応にも積極的に取組みました。

- 資産運用や相続・遺言等を幅広くテーマとした「はましんくらしのセミナー」の定期的開催
- でんさいネット取扱い開始に向けた事前調査とシステム対応
- CSR事業の積極的実施(1店1善プロジェクト、中学校での金融教室、部活動応援プロジェクト)
- 静岡県地球温暖化防止活動推進センターへの寄付
- 浜松市制100周年記念事業「100夢プロジェクト」への参画
- 各営業店で工夫をこらしたご来店感謝イベントの開催 等

3. 新営業体制の推進と収益力の強化

店舗配置や組織の見直しを行い、効率的・効果的な営業体制の構築・推進に努めました。また、職員の適正配置、収益管理の定着化等によるメリハリのある戦略的な資源配分を通じて、収益力の強化を図りました。

- 本部営業部門の組織見直し・再編
- 湖東支店ほか店舗のリニューアル実施
- 営業店ブロック体制の検討・構築推進
- 住宅ローンサポートデスクの設置

4. 業務効率化と事務堅確化

営業店後方事務の集中化・効率化等を通じて、ローコストかつ堅確な事務体制と、「係」にとらわれない複数業務への柔軟な対応を可能とする「マルチタスク体制」を構築推進するとともに、店頭営業の強化を図りました。あわせて、お客様に関する情報の整備・管理の徹底も進めました。

- 営業店後方事務集中化の継続推進
- マルチタスク体制の整備による店頭営業力の強化
- 文書管理システムの本格稼動による文書保存・管理体制の強化
- システム部門及び事務・業務管理部門組織見直し・再編 等

5. 内部統制・リスク管理・コンプライアンス態勢の徹底

コンプライアンス（法令等遵守）・顧客保護態勢を徹底するとともに、内部統制・リスク管理態勢・BCP（業務継続基本計画）の継続的な見直しと高度化を進めました。同時に、リスク管理手法を継続的に見直し、統合的リスク管理によるリスク・収益コントロールの精度を高めるとともに、資産の質と資本効率の向上に努めました。

- 内部管理態勢およびBCP（業務継続基本計画）の継続的な見直しと高度化
- 研修や勉強会、確認テスト等の定期的な実施を通じたコンプライアンス意識の一層の向上
- システムリスクに関する外部監査の実施
- 中小企業金融円滑化法の終了を見据えた信用リスクの分析・把握 等

6. 人材育成とコミュニケーションの強化

体系的なOJTを徹底して実施することにより、誇りと情熱を持って業務に取組むことができる人材の計画的育成に努めるとともに、新入・初級職員の早期戦力化を図りました。また、営業力と事務管理のバランスの取れた人材や、コンサルティング機能を強化するために専門知識・専門スキルを有する人材の育成を進めました。さらに、各部店内部はもとより本部と営業店等の部門間、役員と職員間等の活発なコミュニケーションを促進し、風通しの良い企業風土の醸成にも努めました。

- 外部派遣の積極的な実施（産業支援機関、中小企業大学校、信金中金海外トレーニー 等）
- 資産運用や企業の経営支援等専門知識の習得を目的とした研修・勉強会の充実
- 営業店間視察制度、金庫内トレーニング制度の推進
- 若手職員、女性職員を対象とした能力開発・人材育成の推進
- 活発な役職員間のコミュニケーションの促進（職員旅行等の実施）
- OJTシート機能強化による若手職員の早期育成 等

平成23年度の業績

譲渡性預金を含む預金残高はお客様、地域の皆様から支えられて順調に推移しました。また、貸出金残高についても、住宅関連等の資金需要に積極的にお応えし、前期末と比べ増加しました。

預金残高

**預金残高 前期比3.36%増加
1兆3,696億円となりました。**

貸出金残高

**貸出金残高 前期比2.57%増加
8,070億円となりました。**

利益の推移

厳しい経営環境のもとではありましたが、当期純利益は35億86百万円を計上いたしました。

また、本業により得た利益である業務純益は、75億8百万円と安定した水準を維持しています。

用語の説明

業務純益

一般企業の営業利益にあたるもので、金融機関本来の業務によって獲得した利益を表すものです。業務粗利益から業務遂行に必要な費用（経費、一般貸倒引当金繰入額）を控除したものです。

経常利益

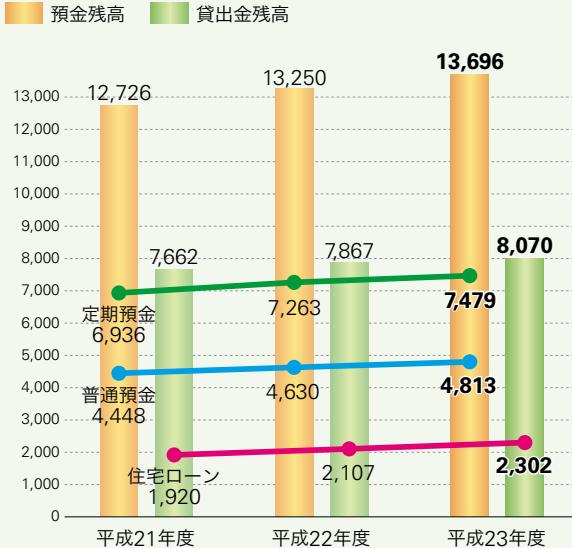
金融機関の経常的な営業活動の成果を表すものです。金融機関の営業活動によって通常発生する収益（経常収益）から費用（経常費用）を控除したものです。

当期純利益

「経常利益」に特別損益を加減算した利益から「法人税、住民税及び事業税」を控除し、更に税効果会計による「法人税等調整額」を加減算したものです。

預金残高・貸出金残高の推移

(単位:億円)



業務純益・経常利益・当期純利益の推移

(単位:百万円)



はましんの健全性について

安心してご利用いただけるよう
健全な経営に努めています。

単体自己資本比率の推移

はましんの単体自己資本比率は平成24年3月末15.63%と国内で業務を営む金融機関の基準(国内基準)の4%を大幅に上回り、健全経営の証となっています。自己資本の大部分は利益の内部留保の積み重ねであり健全です。



自己資本比率とは

貸出金等総資産に占める自己資本の割合を示すもので、経営の安全性・健全性・企業体力(リスクへの耐性)等をあらわす代表的な指標です。この自己資本比率は、金融庁が業務改善や業務停止などを発令する基準となっています。

自己資本比率の算出方法

$$\text{自己資本比率}(\%) = \frac{\text{自己資本の額(出資金や利益準備金、積立金などの合計額)}}{\text{信用リスク・アセットの額のオペレーション・リスク相当額の合計額を8\%で除して得た金額}} \times 100$$

(標準的手法)
(基礎的手法)

（リスク・アセットとは「はましんが所有する貸出金や有価証券、その他の運用資産を一定のリスク・ウェイトで計算した額」）

※自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成20年金融庁告示第79号)に基づき「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除しないこととされていますが、平成21年度、平成22年度、平成23年度においては「その他有価証券の評価差損」が発生していないことから、自己資本比率の算出結果に影響はありません。

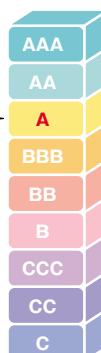
はましんの「格付け」

はましんは、格付機関である(株)格付投資情報センター(R&I)から、平成23年度も上位ランクに位置する発行体格付け『A』を取得しました。

充実した自己資本・財務の安定性・お客様への細やかな対応力などが評価されています。

R&Iの格付け符号と定義(発行体格付け)

AAA	信用力は最も高く、多くの優れた要素がある。
AA	信用力は極めて高く、優れた要素がある。
A	信用力は高く、部分的に優れた要素がある。
BBB	信用力は十分であるが、将来環境が大きく変化する場合、注意すべき要素がある。
BB	信用力は当面問題ないが、将来環境が変化する場合、十分注意すべき要素がある。
B	信用力に問題があり、絶えず注意すべき要素がある。
CCC	債務不履行に陥っているか、またはその懸念が強い。 債務不履行に陥った債権は回収が十分には見込めない可能性がある。
CC	債務不履行に陥っているか、またはその懸念が極めて強い。 債務不履行に陥った債権は回収がある程度しか見込めない。
C	債務不履行に陥っており、債権の回収もほとんど見込めない。



格付けとは

格付機関が投資家や預金者向けに債券や預金の元利金が約定どおりに支払われるか、あるいは企業そのものの安全度・信用度を測定し、公正な立場からランク付けすることをいいます。

金融円滑化への取組み

はましんの金融円滑化に対する取組み

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。はましんは、地域の事業者・個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、営業店およびはましん相談プラザ（ローンセンター）等にて、資金繰りや融資の返済方法の見直し、経営全般に関する事業者・個人のお客様からの相談を承っております。

詳しくは、はましんホームページをご覧いただか、はましん各営業店へお問い合わせください。

営業店一覧

本冊子25~26ページをご覧ください。

はましんホームページ

<http://www.hamamatsu-shinkin.jp/>

金融円滑化基本方針

浜松信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力で取り組みます。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、営業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

当金庫は、お客様の資金需要や貸出条件の変更等の申込みがあった場合、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

2. 金融円滑化措置の実施に向けた態勢整備

当金庫は上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢を整備しています。

- 平成21年12月22日金融円滑化管理責任者を審査部担当代表理事と定めました。金融円滑化管理責任者は適切な金融円滑化管理態勢整備・確立のため

めの権限を有します。

- 平成21年12月22日本基本方針、金融円滑化管理方針を策定し、金庫全体に周知させています。
- お客様への経営改善支援を行うため与信管理部に経営サポート課を設置しています。
- 与信取引に関するお客様への説明を適切かつ十分に行うため与信取引説明マニュアルを制定しています。
- 与信取引に関するお客様からの問い合わせ、相談、要望および苦情等へ対応するため営業店統括部にお客様サービス課を設置しています。

3.他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸出条件の変更等の申し出があり、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、秘匿義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めています。

中小企業金融円滑化法に基づく措置の実施状況等について

※ご融資の条件変更等の受付および実行をした金額・件数等については、当金庫ホームページにて開示しております。

当金庫ホームページアドレス <http://www.hamamatsu-shinkin.jp/>

●金融円滑化実施に関する方針の概要について

当金庫は「金融円滑化基本方針」を平成21年12月22日制定しました。本方針は地域金融の円滑化に全力で取り組むことを謳ったうえで①取り組み方針、②金融円滑化措置の実施に向けた態勢整備、③他の金融機関等との緊密な連携を述べています。本方針は地域のお客様へのメッセージとして金庫のホームページに掲載しました。

同日に「金融円滑化管理方針」を制定しました。本方針は①金融円滑化のための経営者の役割、②最終意思決定機関である理事会の役割と権限、③金融円滑化管理責任者である審査部担当代表理事の役割と権限、④金融円滑化管理に向け、適切な審査を実施することの声明、⑤お客様保護を図ることの声明、⑥お客様の経営相談・経営指導および経営改善を行うこと、およびお客様の事業価値を見極めるために研修を実施することの声明、⑦お客様からの貸出条件の変更等の相談、申込みに応じること、および必要があれば他の金融機関等と連携を図ることの声明からなっています。

「金融円滑化基本方針」「金融円滑化管理方針」および「中小企業金融円滑化法」の概要を平成21年12月22日、部長会議で説明し職員に周知を図りました。

●金融円滑化の状況を適切に把握するための体制の概要について

1.平成22年1月26日、当金庫の金融円滑化態勢を整備するため別紙の通り「金融円滑化管理規程」を制定しました。

2.「金融円滑化管理方針」で金融円滑化を適切に実施するため、金融円滑化管理態勢の最終意思決定機関を理事会と定めたうえで「金融円滑化管理規程」において金融円滑化管理責任者である審査部担当代表理事の権限を謳っています。また営業店の金融円滑化管理担当者は営業部店長として、お客様の問題解決を図るために体制を整備しました。

3.各営業店に金融円滑化相談窓口、相談プラザに金融円滑化休日相談窓口、本部に金融円滑化相談窓口および苦情相談窓口を設置しました。

4.貸出条件変更等の申込みがあった場合は、営業店等の担当者が貸出条件変更等の内容及び現在の経営状況をお伺いし、併せて必要書類をご提出いただきます。また法第4条及び第5条の状況を適切に把握するために「返済猶予申出受付管理簿」を制定し、受付時の内容を漏れなく記録することを徹底しています。

5.営業店等の担当者は貸出条件変更等の申込み及びその対応の進捗状況について、速やかに金融円滑化管理担当者である営業部店長に報告しています。営業部店長は対応が正当な理由なく長期化することでお客様にご迷惑がかかるないよう案件の進捗状況を確認するとともに、営業部店内の担当者を適切に指導しています。

6.営業店等の担当者は、申込みを謝絶する場合は、その状況を適切に把握できるように、その具体的な理由を記録するとともに、お客様への可能な限り具体的な根拠を示して、お客様が理解され、納得を得ることができるよう説明しています。なお謝絶する場合には、金融円滑化管理担当者は、その具体的な理由、疎明資料等とともに金融円滑化統括部門である審査部へ必ず報告し、了承を得ることとしています。また審査部は必要に応じ、金融円滑化管理担当者に対し、申込みに対して再検討するよう指示をします。

7.営業店における貸出条件変更等の申込、応諾、謝絶、取下げ等の対応状況は定期的に審査部へ報告します。審査部はこれを取りまとめて金融円滑化管理責任者に報告します。

8.金融円滑化管理責任者は本報告を受け、金庫の金融円滑化の取組み状況を適切に把握したうえで経営会議、理事会に報告します。

●金融円滑化にかかる苦情相談を適切に行なうための体制の概要について

当金庫は、従来からお客様の苦情相談を営業店等の窓口および本部の営業店統括部お客様サービス課で受け付けられています。受け付けた苦情相談は、その具体的な内容と対応状況を適切に管理するために書面に記録します。なお、当金庫では平成21年12月、これら的一般相談窓口とは別に金融円滑化にかかる苦情相談窓口を営業店統括部お客様サービス課に設置、専用の電話番号を開設しています。

営業店で受け付けた金融円滑化にかかる苦情相談は他の苦情相談同様、書面に記録し、本部宛提出しています。これは顧客サポート部門に送付され、顧客サポート等管理責任者である営業店統括部担当代表理事を含め本部内で回観されます。また受け付けた苦情相談の内容を経営会議に報告し、営業店等および本部関係部署に適切な対応をするよう必要な指示を行います。

ご意見、ご要望は真摯に受け止め、業務改善に役立てていくため、営業店等、営業店統括部お客様サービス課、本部の関係部署が連携して真摯に対応します。

なお、金融円滑化にかかる苦情相談は、一般的な苦情相談とは別に営業店統括部お客様サービス課で定期的に取りまとめて、金融円滑化統括部門である本部の審査部へ報告します。あわせて受け付けた重要な苦情相談の内容を統合リスク管理委員会、経営会議、理事会に報告し、営業店等および本部関係部署に適切な対応をするよう必要な指示を行います。

苦情の申し出につながるケースが多い、お客様への説明時、とりわけ金融円滑化にかかるお申込みをお断りする際には、お客様へ可能な限り具体的な根拠を示して、お客様が理解され、納得を得ることを目的とした説明に努めるよう、指示徹底しています。また、お申込みをお断りする際には管理書面に記録し、本部関係部署で回観しています。

●中小企業者の事業についての改善または再生のための支援を適切に行なうための体制の概要について

当金庫は「中小企業金融円滑化法」施行以前より、お客様の経営改善、企業再生に力を注いてきました。

本部担当部署では返済猶予の申出がある等、再生支援が必要と判断するお客様に対し、営業店とともに単に資金繰り支援のみならず、経営改善計画書の策定支援をはじめとする経営改善、企業再生業務を行っています。

返済猶予後のお客様に対しモニタリングを適切に実施し、お客様の要望を的確に把握するよう徹底しています。そのなかで売上拡大、技術力向上が必要と判断されれば、本部の情報機能やネットワークを活用したビジネスマッチングフェアによる売上拡大支援、中小企業基盤整備機構、各提携大学等を活用した産学官連携支援等に取り組んでいます。

不良債権の状況について

安心してご利用いただけるよう
健全な経営につとめています。

不良債権の状況

はましんは、金融庁の金融検査マニュアルに則った自己査定基準とご融資先の実態把握とにより毎期厳格な自己査定を行い、適正な償却・引当の実施につとめております。平成23年度における自己査定結果および金融再生法に定める開示債権、信用金庫法に定めるリスク管理債権の状況は、以下のとおりとなりました。

平成23年度の金融再生法上の不良債権は、サービスへの売却等の不良債権処理を進める一方で、業況の厳しいお取引先への経営改善支援や経営再建に取り組んだ結果、639億94百万円となり総与信に占める割合は7.77%となりました。また、担保・保証、貸倒引当金による保全率は93.7%となりました。リスク管理債権の合計につきましても、638億48百万円となり、総貸出額に

対する割合は7.91%、保全率は93.7%となりました。

なお、はましんでは将来の損失発生に備え貸倒引当金を総額で82億97百万円積み立てているほか、毎期安定した利益の計上により内部留保の充実につとめ、自己資本に相当する純資産は1,117億8百万円、単体自己資本比率(国内基準)15.63%と十分な水準を確保するなど不良債権に対する備えには万全な取組みを行っております。

今後とも、リスク管理態勢の整備と徹底はもちろんのこと、地域金融機関の責務としてお取引先企業の再建や経営改善に向けて全力で取り組んでまいります。

自己査定と開示債権の関係 (平成24年3月末現在)

(単位:百万円)

自己査定結果 対象:貸出金等与信関連債権

債務者区分	与信残高	I分類	II分類	III分類	IV分類
破綻先	885	162	138	32	551
実質破綻先	6,303	2,305	1,374	313	2,309
破綻懸念先	53,839	38,766	9,565	5,508	
要注 意 先 要管理先	5,653	1,617	4,035		
その他 要注意先	160,404	80,915	79,488		
正常先	575,435	575,435			
非区分	20,983	20,983			
合 計	823,504	720,185	94,603	5,854	2,860

金融再生法による開示 対象:貸出金等与信関連債権、 自金庫保証付私募債 要管理債権は貸出金のみ

	与信残高	保全額	
		担保・保証等	貸倒引当金
破産更生債権 およびこれら に準ずる債権	7,188	3,981	3,207
危険債権	53,839	48,331	3,259
要管理債権	2,966	1,160	49
小 計	63,994	53,473	6,516
正常債権	759,860		
合 計	823,854		

リスク管理債権 対象:貸出金のみ

	残高	保全額	
		担保・保証等	貸倒引当金
破綻先債権	885	301	584
延滞債権	59,997	51,874	5,880
3ヶ月以上 延滞債権		14	14
貸出条件 緩和債権	2,952	1,146	49
合 計	63,848	53,335	6,513

※自己査定結果は償却後・引当前

※貸出金等与信関連債権:貸出金、債務保証見返、外国為替、未収利息、貸出金に準ずる仮払金

用語の説明

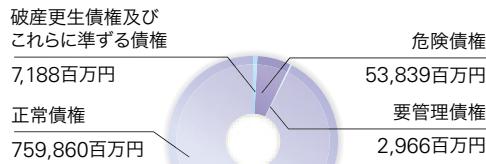
- 破綻先** …………… 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者のことです。
- 実質破綻先** …………… 法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり再建の見通しがたたない状況にあると認められるなど、実質的に経営破綻に陥っている債務者のことです。
- 破綻懸念先** …………… 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者のことです。
- 要注意先** …………… 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題がある債務者、元本返済や利息支払が事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調または不安定な債務者および財務内容に問題がある債務者等、今後の管理に注意を要する債務者のことです。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(平成24年3月末現在)

(単位:百万円、%)

区分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
金融再生法上の不良債権	平成22年度	64,467	60,152	53,583	6,568	93.3%	60.4%
	平成23年度	63,994	59,989	53,473	6,516	93.7%	61.9%
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成22年度	7,905	7,905	4,627	3,278	100.0%	100.0%
	平成23年度	7,188	7,188	3,981	3,207	100.0%	100.0%
危険債権	平成22年度	53,536	50,965	47,704	3,260	95.2%	55.9%
	平成23年度	53,839	51,590	48,331	3,259	95.8%	59.2%
要管理債権	平成22年度	3,025	1,280	1,251	29	42.3%	1.6%
	平成23年度	2,966	1,209	1,160	49	40.8%	2.7%
正常債権	平成22年度	738,696	/	/	/	/	/
	平成23年度	759,860	/	/	/	/	/
合計	平成22年度	803,164	/	/	/	/	/
	平成23年度	823,854	/	/	/	/	/



(注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3.「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5.「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

リスク管理債権の引当・保全状況

(平成24年3月末現在)

(単位:百万円、%)

区分		残高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率(%) (B+C)/A
破綻先債権	平成22年度	1,408	574	833	100.0%
	平成23年度	885	301	584	100.0%
延滞債権	平成22年度	59,888	51,630	5,699	95.7%
	平成23年度	59,997	51,874	5,880	96.3%
3ヶ月以上延滞債権	平成22年度	24	19	0	79.6%
	平成23年度	14	14	-	100.0%
貸出条件緩和債権	平成22年度	3,000	1,232	28	42.0%
	平成23年度	2,952	1,146	49	40.5%
合計	平成22年度	64,322	53,456	6,562	93.3%
	平成23年度	63,848	53,335	6,513	93.7%

(注) 1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

①会社更生法又は金融機関等の更新手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者

②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者

③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者

④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者

⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

2.「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

①上記「破綻先債権」に該当する貸出金

②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3.「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

5.なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

7.「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。

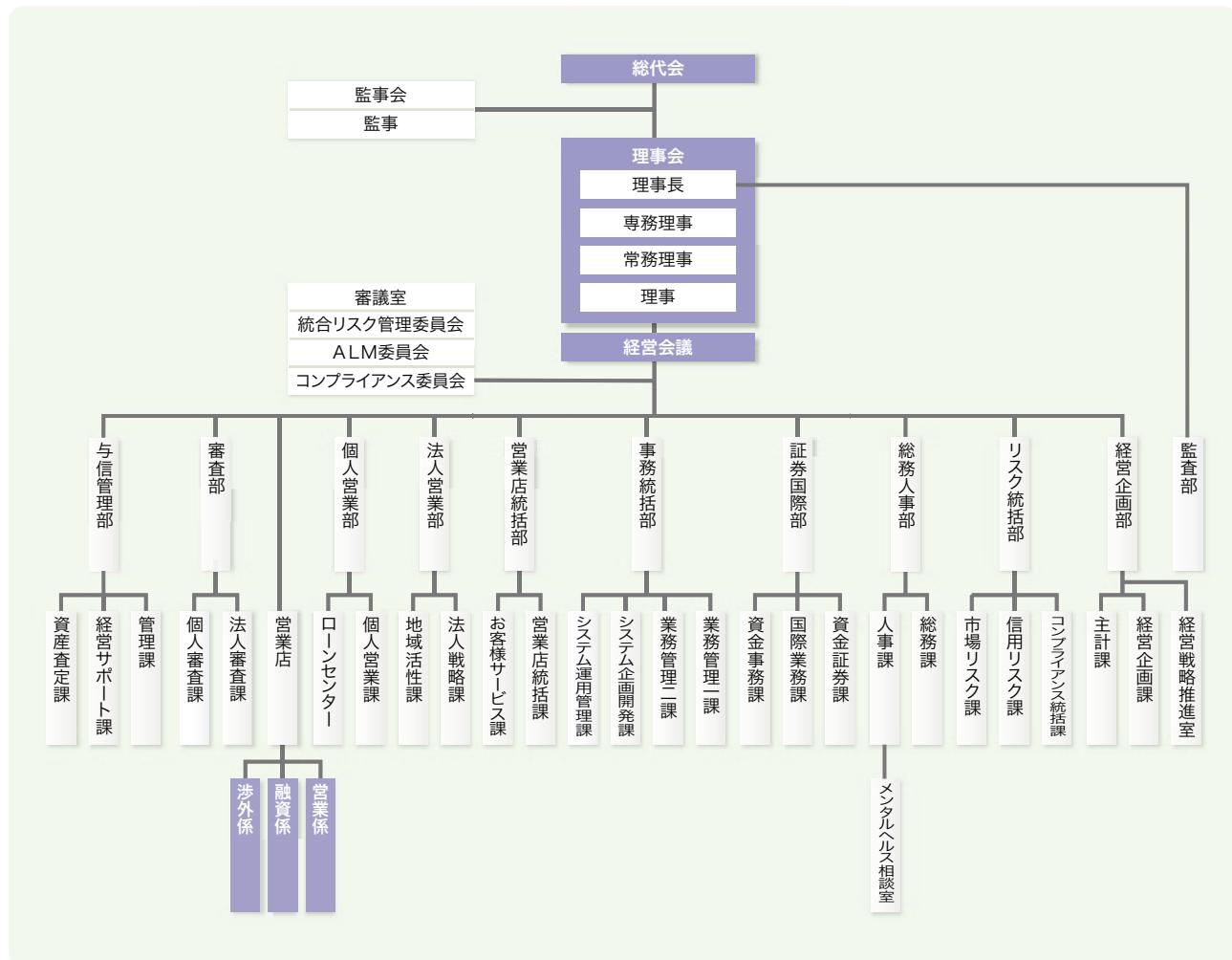
8.「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

はましんの概要

お客様の信頼にお応えできるような経営の仕組みを構築しています。

組織図

(平成24年7月1日現在)



役員一覧

(平成24年7月1日現在)

理事長(代表理事)	御室 健一郎	理事 事務統括部長	磯 部 啓志	常勤監事	鈴木 晴生
専務理事(代表理事) <small>事務統括部 営業店統括部 法人営業部 個人営業部担当</small>	鈴木 和博	理事 経営企画部長	柴田 東一	監事(非常勤)	中山 正邦
常務理事(代表理事) <small>審査部 与信管理部 担当</small>	俵山 初雄	理事 営業店統括部長	山田 正和	監事(非常勤)	鈴木 健一
常務理事(代表理事) <small>経営企画部 リスク統括部 担当</small>	野田 純一	理事 与信管理部長	辻村 昌彦	※監事(非常勤)	村松 良
常務理事(代表理事) <small>総務人事部 証券国際部 担当</small>	鈴木 敏勝	理事 リスク統括部長	高橋 正典		
		理事 監査部長	山下 圭介		

※は信用金庫法第32条第5項に定める
員外監事であります。

職員の状況

職 員	平成21年度 (H22.3.31)	平成22年度 (H23.3.31)	平成23年度 (H24.3.31)
職 員	1,019人	992人	995人
男 子	699人	683人	679人
女 子	320人	309人	316人
平 均 年 齢	35歳11ヵ月	36歳6ヵ月	37歳0ヵ月
平 均 勤 続 年 数	12年8ヵ月	13年1ヵ月	13年4ヵ月

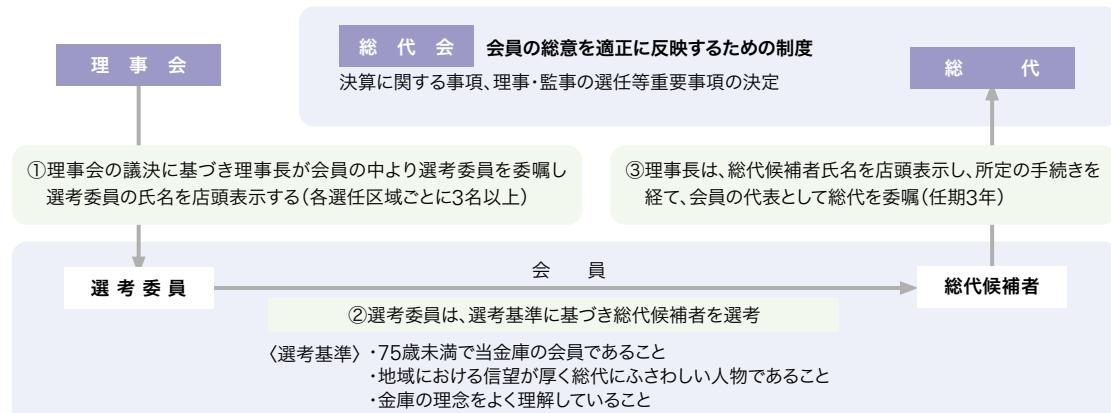
総代会の仕組みと役割

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、会員数がたいへん多く、総会の開催は事实上不可能です。そこで、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保

するために総会に代えて総代会制度を採用しています。この総代会は、決算、理事・監事の選任等重要事項を決議する最高意思決定機関です。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通して、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

総代の選任方法



第62期通常総代会の決議事項

平成24年6月22日にグランドホテル浜松にて開催されました第62期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案の通り承認されました。

- | | |
|--------------|--|
| ①報告事項 | 第62期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件 |
| ②決議事項 | 第1号議案 剰余金処分案承認の件
第2号議案 定款の一部変更の件
定款に反社会的勢力を金庫会員から排除する旨の条項を追加する。
第3号議案 理事3名選任の件
理事 右崎正敏氏は当金庫役員定年規程により、また、理事 澤崎好美氏は辞任によりそれぞれ退任
新たに次の3名を理事として選任する。
辻村昌彦、高橋正典、山下圭介
第4号議案 退任理事に対する退職慰労金の贈呈の件 |



第62期 通常総代会

以上

総代の氏名 定数150名 (平成24年7月1日現在 148名 欠員2名)

第一区	—	有川京司郎	生駒 勝敏	伊藤 孝	伊藤 正儀	今泉 正男	内田 嘉一
		小粥 勝好	岡本 一八	落合 晨雄	金田 哲志	上村 哲久	神谷 竹彦
		神谷 文吾	河合 宏	小林 正和	古山 達也	斎藤 行雄	坂本 克己
		薩川 敏	白尾 浩志	杉浦 政紀	杉浦 脩三郎	鈴木 勝人	鈴木 隆之
		鈴木 不二男	住岡 豊彦	須山 宏造	高橋 利幸	竹内 良	竹山 裕通
		田中 範雄	田村 刚夫	豊田 晴男	中野 啓次郎	中村 忠太郎	仲安 中村
		中村 真美子	中村 雄一	中村 嘉宏	野嶋 秀通	初瀬 幸正	田正 政明
		日内地 克彦	増田 真一	水谷 耕三	三輪 容次郎	武藤 正一	山崎 泰弘
		山本 克行	米山 泰	渡邊 記余子			

第三区							
相曾 貴夫	安間 信義	伊熊 謙	伊熊 利男	石原 正康	伊藤 健一郎		
今村 哲久	大石 久雄	小楠 俱由	小田 裕一	加茂 晴康	木村 重二郎		
古山 勝彦	齋藤 仁志	沢根 孝佳	白井 正和	杉山 儀市	鈴木 悅司		
高田 雄一	高橋 裕生	高柳 智雄	竹村 公志	知久 利克	鳶木 薫		
土屋 高久	寺田 純久	豊田 和壽	萩 聰治郎	花村 好治	日内地 哲也		
平岡 知晃	宮地 亮次	三輪 新五郎	山内 致雄				

第四区 —————

青嶋 夏夫	朝比奈 修作	足立 守正	飯田 武史	石原 実	榎本 鍼夫
大澄 誠一	大高 正利	梶村 武志	神谷 昌宏	川合 勝	河村 基夫
鷹野 伸也	明子	竹内 晴志	西山 一重	西田 伸也	西田 敏也

酒井 弥吉 関 嘉孝 竹田 博康 野木 和男 長谷川 浩久 原田 隆司
堀部 華爾 森川 厚孝

第五区 —————

小池 明成 佐原 正晃 柴田 浩 菅沼 成欣 名倉 喜英 褒田 勝彦

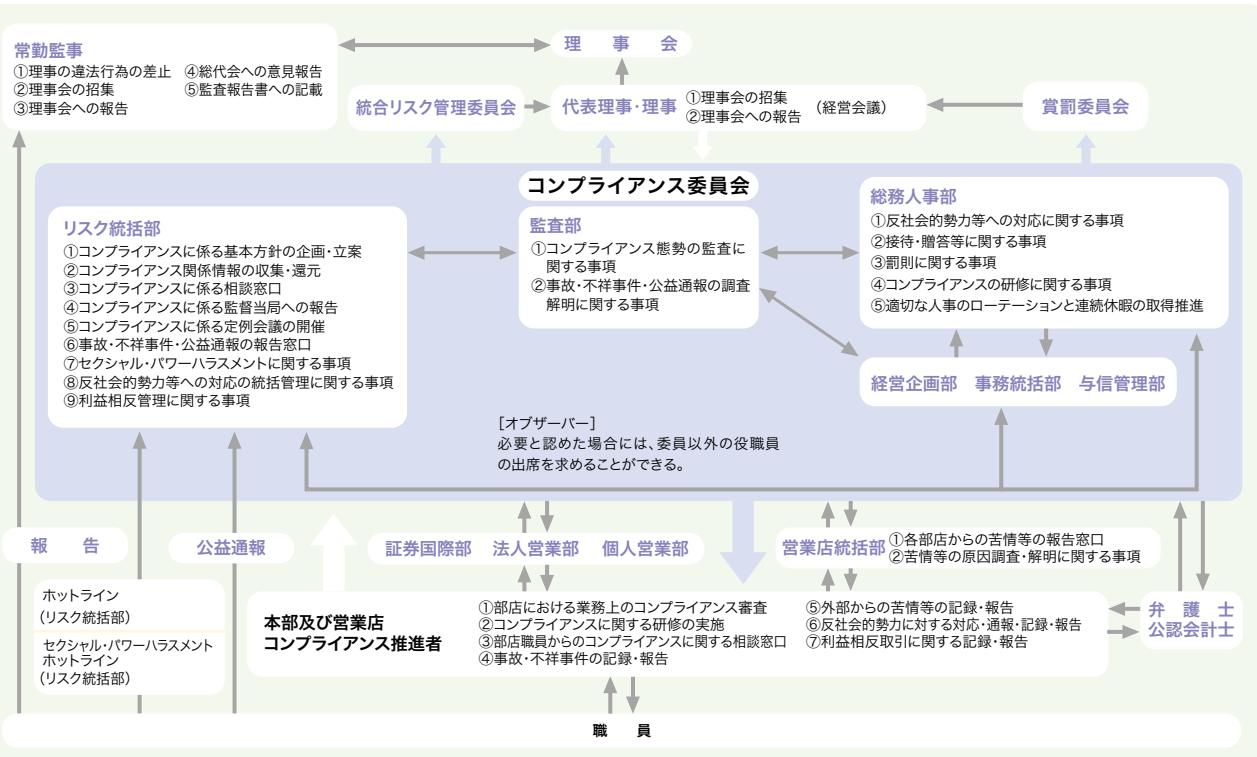
牧野 敏之 森 俊幸
第六区 —————
石川 大造 大庭 孝次 小野田 信彦 小松 繁 佐野 浩司 芝原 利一
清水 孝郎 鈴木 利夫 鈴木 寛善 寺田 公保 中川 正 野寄 宏之
(敬称略 50音順)

コンプライアンスについて

お客様の信頼にお応えできるような
経営の仕組みを構築しています。

コンプライアンス(法令等遵守)態勢

(平成24年7月1日現在)



「法令等遵守方針」は56ページに掲載しております。

「コンプライアンス」とは、日常業務を遂行するうえでの数多くの法令や規程をはじめ、社会的規範にいたるまでのあらゆるルールを遵守することをいいます。ましんでは、お客様により一層信頼される金融機関となるため、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとして位置付け、コンプライアンス態勢の強化に取り組んでおります。

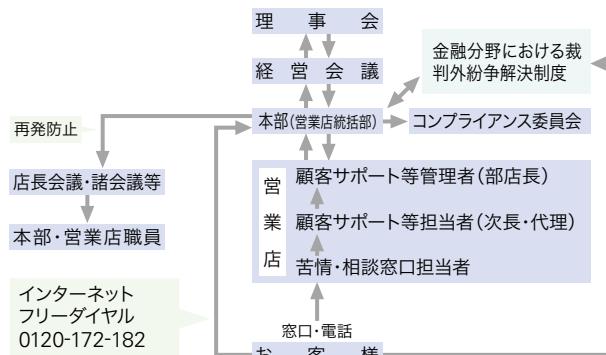
コンプライアンス態勢強化への取組み

金融機関は、地域経済社会に対し重い社会的責任と公共的使命を担っています。その自覚のもと、役職員のひとりひとりが社会的な良識と高い企業倫理観をもって業務遂行にあたることが責務となります。

ましんのコンプライアンス態勢は、役員を主要なメンバーとして構成される「コンプライアンス委員会」を中心に運営しております。また、リスク統括部コンプライアンス統括課において、法令等の遵守状況の把握や新規業務・新商品等のリーガルチェック等を行い、関連するあらゆる法令やルールの遵守を徹底しています。また、ましんでは行動綱領や行動規範を定めた「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、各部店にコンプライアンス推進者を置いて研修や勉強会を繰り返し行い、高い倫理観の醸成とコンプライアンス意識の高揚につとめております。

平成24年度は「金融円滑化」、「法令等遵守態勢」と「顧客保護等管理態勢」に着目し、「金融円滑化法への的確な対応」「守秘義務の徹底」「反社会的勢力対応の強化」「優越的地位の濫用の未然防止」「犯罪収益移転防止法対応(本人確認・疑わしい取引)の励行」「インサイダー取引の防止」「顧客説明に係る管理態勢の実効性確保」「顧客情報管理の徹底」「顧客サポート等管理(苦情・相談・要望・問合せ)の適切性確保」「利益相反取引の適切な管理」につとめ、コンプライアンスの充実をはかっています。

顧客サポート等管理体制



金融商品に係る勧誘方針

当金庫は「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとしています。

- 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくため、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
- 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

お客様保護について

お客様の信頼にお応えできるような
経営の仕組みを構築しています。

顧客保護等管理方針

- わたしたち浜松信用金庫は、お客様の自由な意思を尊重し、その資産、情報およびその他の利益を保護するため、以下に定める事項を誓約いたします。
- お客様との取引に際しましては、法令等に従って金融商品の説明および情報提供を適切かつ十分に行います。
 - お客様からの相談または苦情等につきましては、お客様相談窓口において、適切かつ十分に取り扱います。
 - お客様に関する情報につきましては、法令等に従って適切に取得し、安全に管理いたします。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報の取得・利用について

(1)個人情報の取得

- 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にしてお客様の個人情報を適正に取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要なから、お客様の住所・氏名・電話番号・性別・生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際に、資産・年収・勤務先・勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・経験、資産状況、年収などを確認させていただきます。
- お客様の個人情報は、
 - ①お客様が取引に際して各種申込書や契約書等にご記入いただいた事項
 - ②営業店営業係や渉外係等が口頭でお客様から取得した事項
 - ③当金庫ホームページ等の「ご意見・お問い合わせ」等の入力事項
 - ④ローン・融資をお申込みのお客様について、個人信用情報機関に信用情報を照会して収集した事項
 - ⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2)個人情報の利用目的

- 当金庫は、次の利用目的のために個人情報を利用し、それ以外の目的には利用しません。お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはございません。(利用目的)
 - ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
 - ②犯罪収益移転防止法に基づく本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
 - ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
 - ④融資のお申込や継続的な利便性等の判断のため
 - ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
 - ⑥与信事業に際して当金庫が加盟店とする個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
 - ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
 - ⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
 - ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
 - ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
 - ⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
 - ⑬その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
 - (法令等による利用目的の限界)
- ①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療、または犯罪歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営そ

- お客様との取引に連して、わたしたちの業務を外部委託することにつきましては、お客様の情報その他のお客様の利益を守るため、適切に外部委託先を管理いたします。
- お客様との取引にあたり、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客様の利益を保護いたします。

※本方針において「お客様」とは、「当金庫を利用されている方および利用しようとしている方」を意味します。
※お客様保護の必要性のある業務は、与信取引・預金等の受け入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客様と当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務です。

利益相反管理方針

わたしたち浜松信用金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める内部規程等に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます)し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、利益相反管理方針を策定いたします。

1. 法令等遵守

当金庫は、お客様との利益相反に関する法令、監督官庁の指針等および本指針を含む内部規程等を遵守いたします。

2. 利益相反管理の対象

利益相反取引の管理にあたっては、当金庫がお客様と行う取引を対象とします。

3. 利益相反の特定方法

当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。

- 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ②当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - ④から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引

4. 利益相反の類型

利益相反の対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かがきまるものですが、例えば以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

- 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ①M&Aや事業承継に関するアドバイザリー業務、新事業・創業支援業務等を行っているお客様に対して、当金庫がこれらに関連する資金を融資する場合
 - ②財産形成に関する相談業務(プライベートバンキングやFP業務など)の一環としてコンサルティング契約を締結しているお客様に対して、当金庫が自金庫で扱ってい

の他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
※上記の利用目的等につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3)ダイレクトメール等の中止について

- 当金庫は、お客様から、個人情報をダイレクトメールの発送や電話等による金融商品とサービスに関する各種ご提案に利用することの中止を求められた場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。お取引店までお申出ください。

3. 個人情報の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4. 個人情報の開示・訂正等、利用停止等について

- お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- お客様本人から、当金庫が保有する個人情報の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の訂正、追加・削除または利用停止・消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客様からの個人情報の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただけます。
- 以上のことより、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、お取引店までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報の正確性・安全性の確保について

- 当金庫は、お客様の個人情報を利用目的達成のため、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう常に適切な措置を講じています。
- 当金庫は、お客様の個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏えいなどの防護ならびに是正、その他の個人情報安全管理に対する、適切な情報セキュリティ対策および管理組織体制の両面から個人データの安全管理措置を講じています。

6. 個人情報の委託について

- 当金庫は、利用目的の達成に必要な範囲で、お客様の個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合があります。この場合、当金庫は必要に応じ委託先と個人情報の取扱いに関する契約の締結や委託先の監督を行う等、委託した個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。個人情報の取扱いを委託している主な業務には、例えば次のようなものがあります。
 - ①キャッシュカードの作成・発送
 - ②定期預金の満期案内等の印刷・発送
 - ③ATMの障害時の対応
 - ④情報システムの運用・保守に関する業務

7. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報の取扱いに係るお客様からの苦情相談に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、お取引店または下記の当金庫お客様相談窓口までご連絡下さい。

【個人情報に関する相談窓口】

浜松信用金庫 お客様相談窓口
住所 〒430-0946 浜松市中区元城町115-1
住友生命浜松元城町ビル 6階
フリーダイヤル 0120-172-182

る特定の金融商品を販売する場合

- 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
- アドバイザリー契約等に基づきお客様に対して事業承継のアドバイスをしつつ、当金庫が当該お客様の事業の譲渡先となる会社に経営相談業務や経営支援業務に基づくアドバイスを行う場合

- 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
- 契約等に基づき経営相談業務を行っているお客様から、当金庫が当該お客様の取引先である企業等の非公開情報を入手して、その企業等の発行する有価証券を売買する場合

- 事業再生支援業務を行っているお客様から、不良資産に関する情報をを利用して、当金庫の関連会社が当該資産を購入する場合

5. 利益相反管理態勢

当金庫は、お客様との利益相反を防止するため、次の管理態勢で臨みます。

- 利益相反管理方針の策定および概要の公表
- 利益相反統括部署の設置
- 内部規程の整備
- 対象取引の特定
- 利益相反情報の一元管理
- 記録の保存

6. 利益相反管理方法

当金庫は、具体的な利益相反事案につき、お客様の利益が不当に害されることを防止するため、次の利益相反管理方法を講じます。

- 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離し、情報の共有を制限します。
- 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様との取引の条件または方法を変更します。
- 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更します。
- 対象取引またはお客様との取引を中止します。
- 対象取引によってお客様の利益が不当に害されるおそれがあることを示す、お客様に取引を中止するか否かに関する選択権を与えたうえで、お客様から書面等により同意等を得ることとします。

お客様保護について(金融ADR制度への対応)

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)を営業店、または、営業店統括部お客様サービス課で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については、記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店、または、営業店統括部お客様サービス課へお申し出ください。

●浜松信用金庫 営業店統括部 お客様サービス課

・住所／〒430-0946 浜松市中区元城町115-1
　住友生命浜松元城町ビル6F
・電話／0120-172-182 FAX／053-453-4823
・受付時間／9:00～17:00(土・日・祝日は除く)
・受付媒体／面談、電話、手紙、FAX、ホームページ

※お客様の個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは、左記、当金庫お客様サービス課にご相談ください。

●全国しんきん相談所(一般社団法人全国信用金庫協会)

・住所／〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
・電話／03-3517-5825
・受付日／月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く)
・受付時間／9:00～17:00
・受付媒体／電話、手紙、面談

5. 静岡県弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫お客様サービス課または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

●静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター 浜松支部

・電話／053-455-3009
・受付時間／10:00～12:00、13:00～16:30
(土・日・祝日は除く)

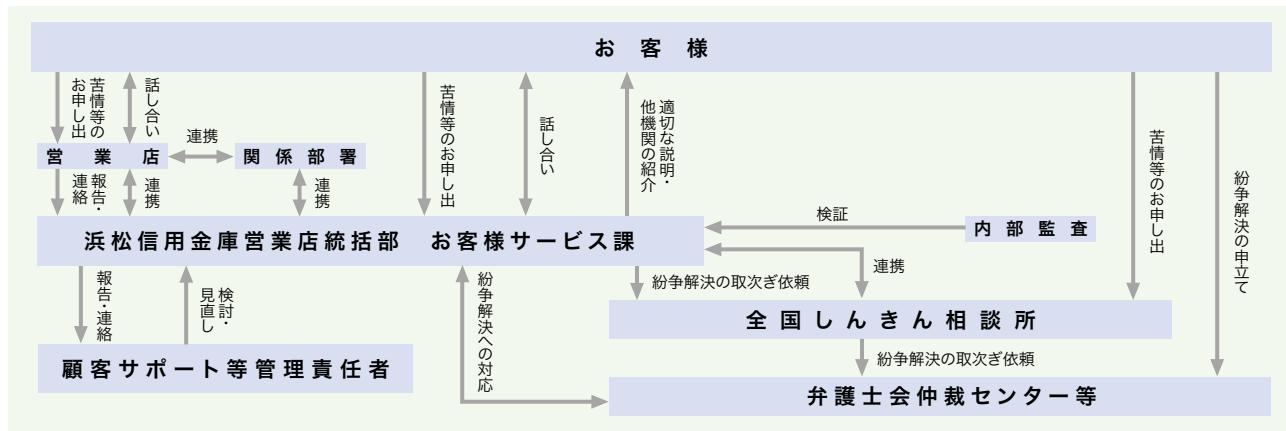
はましん 苦情等への対応10か条

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえて「はましん 苦情等への対応10か条」を定め、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。

1. お客様からの苦情等のお申し出は、面談のほか、各営業店、当金庫お客様サービス課宛への電話、手紙、FAX、ホームページ等、様々な方法でお受けいたします。
2. 営業店および各部署に責任者をおくとともに、当金庫お客様サービス課がお客様からの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
3. 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、当金庫お客様サービス課および関係部署が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
4. 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客様に対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を営業店、当金庫お客様サービス課から行います。

5. お客様からの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介いたします。
6. 紛争解決を図るために、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
7. お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
8. 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
9. 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
10. お客様からの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。

苦情等への取組体制フロー図



営業のご案内

より魅力的な商品とサービスでお客様のニーズに応えます。

当金庫の主要な事業の内容

- (a) 預 金 業 務 (イ)預金…当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、外貨預金等を取り扱っております。
(ロ)譲渡性預金…譲渡可能な預金を取り扱っております。
- (b) 貸 出 業 務 (イ)貸付…手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
(ロ)手形の割引…商業手形及び荷付為替手形の割引を取り扱っております。
- (c) 有価証券投資業務 預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
- (d) 内 国 為 替 業 務 送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。
- (e) 外 国 為 替 業 務 輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。
- (f) 社債受託及び登録業務 担保付社債信託法による社債の受託、公共債の募集受託及び登録に関する業務を行っております。
- (g) 附 帯 業 務 (イ)代理業務 ①日本銀行歳入代理店及び国債代理店業務 ②地方公共団体の公金取扱業務 ③労働者退職金共済機構等の代理店業務 ④株式払込みの受入代理業務及び株式配当金、公社債元利金の支払代理業務 ⑤住宅金融支援機構等の代理貸付業務
(ロ)保護預り及び貸金庫業務 (ハ)有価証券の貸付 (二)債務の保証 (ホ)金の売買 (ヘ)公共債の引受け
(ト)国債等公共債及び証券投資信託の窓口販売 (チ)保険商品の窓口販売(保険業法第275条第1項により行う保険募集)

当金庫の営業地区について

信用金庫は、会員制度による協同組織の地域金融機関であり、一定地域内の中小企業や地域住民の方を会員としています。融資対象は会員の方を原則としておりますが、会員以外の方の融資も一定の条件で認められています。一方、預金は会員以外の方でもご利用いただけます。当金庫の営業区域は下記の市町に限定されております。なお信用金庫法による会員資格は、金庫の営業

地区内に①住所または居所を有する方、②事業所を有する方、③勤労に従事する方、④事業所を有する方の役員及びその信用金庫の役員となっているほか、個人事業者では常時使用する従業員数が300人を超える場合、また法人事業者で常時使用する従業員が300人を超える場合、また法人事業者で常時使用する従業員が300人を超える場合、また法人事業者で常時使用する従業員が300人を超える場合は会員となれないなど規模による制限があります。

営業地区一覧

(平成24年7月1日現在)

静岡県 浜松市・磐田市・袋井市・湖西市・掛川市・御前崎市・菊川市・牧之原市・島田市(旧川根町を除く)・周智郡・榛原郡吉田町

愛知県 豊橋市

信金中央金庫のご紹介

信金中央金庫は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として、昭和25年に設立されました。平成12年10月1日には名称を全国信用金庫連合会から信金中央金庫に改めるとともに、同年12月22日に優先出資を東京証券取引所に上場しました。

信金中央金庫は、総資産31兆円を有し、自己資本比率(国内基準:単体)は32.54%、不良債権比率は0.68%と、日本有数の規模と健全性を誇る金融機関であり、さらに、数少ない金融債発行機関もあります。信金中央金庫は、「信用金庫のセントラルバンクとしての役割」「機関投資家としての役割」「地域金融機関としての役割」を併せ持つ金融機関として、会員信用金庫と一体となって業務を行っています。

※総資産は平成23年度平均残高、自己資本比率(単体)及び不良債権比率は平成24年3月末現在のものです。

信金中央金庫のプロフィール

名 称	信金中央金庫 (英文名称:Shinkin Central Bank)
創 立	昭和25(1950)年6月1日
常勤役職員数	1,142人(うち常勤役員12人)
拠 点 数	国内14、海外4
総 資 産	31兆1,268億円
出 資 金	4,909億円(うち優先出資909億円)
自己資本比率	32.54%(国内基準:単体)
会 員 数	271信用金庫

(平成24年3月31日現在)

※海外拠点には、信金インターナショナル(株)を含む。

※総資産は、平成23年度平均残高

信金中央金庫および信用金庫業界のネットワーク



店舗一覧

はましんはいつでもどこでもお客様のそばにいます。

店舗一覧 (◇は店外カードコーナー)

(平成24年7月1日現在)

店番	店舗名	所在地	電話番号	貸金庫 設置店	外貨両替 取扱店
本部	浜松市中区元城町114-8	053(450)3250(代)			
事務センター	浜松市中区和合町2-55	053(474)1611(代)			
相談プラザ	浜松市中区中沢町24-15	053(475)6811(代)			
11 本店営業部	浜松市中区元城町114-8	053(454)6141(代)	◎ ○		
	◇グランドホテル出張所 ◇浜松市役所出張所 ◇相談プラザ出張所				
12 東支店	浜松市中区佐藤1-13-27	053(461)5161(代)	◎		
13 追分支店	浜松市中区布橋1-7-5	053(471)7231(代)	◎		
	◇主婦の店富塚店出張所 ◇聖隸浜松病院出張所				
14 駅南支店	浜松市中区砂山町357-6	053(453)9184(代)	○		
	◇遠鉄百貨店出張所 ◇遠鉄百貨店イ・コ・イスクエア出張所 ◇メイ・ワン出張所 ◇パレマルシェ北寺島店出張所				
15 西ヶ崎支店	浜松市東区西ヶ崎町95-1	053(434)1711(代)	◎ ○		
16 鷺津支店	湖西市鷺津523-20	053(576)1621(代)	● ○		
	◇スズキ湖西工場出張所 ◇遠鉄ストア湖西店出張所				
17 野口支店	浜松市中区野口町297	053(461)8125(代)	◎		
18 板屋町支店	浜松市中区板屋町539	053(453)4186(代)	★		
	◇アクシティ出張所 ◇静岡文化芸術大学出張所 ◇鍛冶町出張所				
20 泉田支店	浜松市中区泉3-1-61	053(471)8231(代)	●		
21 高林支店	浜松市中区高林1-6-8	053(471)0441(代)	●		
22 植松支店	浜松市東区植松町1464-1	053(461)2240(代)	● ○		
23 伝馬町支店	浜松市中区伝馬町310-9	053(454)7121(代)	★		
	◇ザザシティ出張所				
24 本町支店	浜松市南区卸本町36-2	053(441)5255(代)	◎ ○		
25 本郷支店	浜松市南区本郷町425	053(463)4181(代)	◎ ○		
26 蝦塚支店	浜松市中区鴨江3-79-7	053(455)0511(代)	◎ ○		
	◇遠鉄ストア佐鳴台店出張所 ◇浜松医療センター出張所				
27 森田支店	浜松市中区森田町56	053(441)8181(代)	◎		
	◇MEGAドン・キホーテ浜松可美店出張所 ◇遠鉄ストア新橋店出張所				
	◇西友浜松上浅田店出張所				
28 美町支店	浜松市中区美東1-10-1	053(437)3221(代)	◎ ○		
29 原島支店	浜松市東区原島町314	053(464)9131(代)	◎ ○		
	◇遠鉄ストア天王店出張所 ◇イオンモール浜松市野出張所				
30 三方原支店	浜松市北区三方原町962-3	053(436)7131(代)	◎ ○		
	◇マックスバリュ浜松三方原店出張所				
31 湖東支店	浜松市西区湖東町1000-1	053(486)3521	●		

店番	店舗名	所在地	電話番号	貸金庫 設置店	外貨両替 取扱店
32 可美支店	浜松市南区増楽町563-1	053(448)7411(代)	◎ ○		
	◇スズキ株式会社出張所 ◇遠鉄ストア篠原店出張所				
33 上新屋支店	浜松市東区上新屋町228-12	053(463)7511(代)	◎		
	◇イトーヨーカドー浜松宮竹店出張所				
34 西山支店	浜松市西区西山町2212-1	053(485)4811(代)	● ○		
	◇ピーワンプラザ大人見店出張所				
35 三島支店	浜松市南区三島町1368	053(442)0211(代)	●		
36 三和支店	浜松市南区三和町203-6	053(465)0811(代)	◎		
	◇スーパーいしら西伝寺店出張所				
37 入野支店	浜松市西区入野町6173	053(449)3161(代)	★		
	◇遠鉄ストア大平台店出張所				
38 西町支店	浜松市南区西町873	053(425)7111(代)	●		
39 富塚支店	浜松市中区富塚町2063	053(474)5811(代)	●		
	◇遠鉄ストア富塚店出張所				
40 浜北支店	浜松市浜北区貴布祢694-1	053(586)1121(代)	●		
	◇なゆた浜北出張所 ◇西友浜北店出張所 ◇プレ葉ウォーク浜北出張所				
41 大瀬支店	浜松市東区大瀬町2409-1	053(435)1411(代)	●		
42 有玉支店	浜松市東区有玉北町1746-1	053(435)3161(代)	●		
43 天竜川支店	浜松市東区天龍川町135-2	053(465)3211(代)	●		
44 志都呂支店	浜松市西区志都呂町5082-1	053(447)5911(代)	●		
	◇イオンモール浜松志都呂出張所				
45 篠原支店	浜松市西区篠原町10080-1	053(449)1151(代)	●		
	◇ベスト電器浜松西店出張所				
46 竜洋支店	磐田市白羽411-1	0538(66)4511(代)	◎		
47 初生支店	浜松市北区三方原町71-33	053(438)0511(代)	◎		
	◇アピタ初生店出張所				
48 笠井支店	浜松市東区笠井町1270	053(435)3211(代)	★		
	◇リプロス笠井出張所				
49 豊田支店	磐田市森下12-7	0538(32)3511(代)	●		
	◇遠鉄ストア池田店出張所 ◇マックスバリュ豊田店出張所 ◇ららぽーと磐田出張所				
50 上島支店	浜松市中区上島1-26-15	053(472)7221(代)	◎ ○		
	◇西友浜松有玉南店出張所				
51 瓜内支店	浜松市南区三島町84-2	053(441)4231(代)	◎		
52 新居支店	湖西市新居町新居896-47	053(594)5652(代)	◎		

◎貸金庫設置店舗 ●カード貸金庫設置店舗 ★全自動貸金庫設置店舗

店番	店舗名	所在地	電話番号	資金庫設置店	外貨両替取扱店
53	中川支店	浜松市北区細江町中川1901-1	053(523)2652(代)	◎	
54	和合支店	浜松市中区和合町154-443	053(473)8391(代)	◎	
55	於呂支店	浜松市浜北区於呂32-7	053(588)3921(代)	◎	
56	東伊場支店	浜松市中区東伊場2-6-28	053(458)5525(代)	◎	
57	新所原支店	湖西市駅南3-1-43	053(577)4173(代)	◎	
58	高丘支店	浜松市中区高丘北2-8-6	053(438)2627(代)	★	
◇スーパーいしら高丘店出張所					
59	向宿支店	浜松市中区向宿3-2-8	053(460)5531(代)	●	
60	曳馬支店	浜松市中区曳馬2-4-12	053(466)0135(代)	●	

店番	店舗名	所在地	電話番号	資金庫設置店	外貨両替取扱店
61	葵西支店	浜松市北区三方原町1045	053(438)2611(代)	●	
62	磐田支店	磐田市二之宮東9-13	0538(35)8311(代)	● ○	
63	浜北東支店	浜松市浜北区本沢合171-1	053(585)1841(代)	●	
◇遠鉄ストア浜北店出張所					
64	市野支店	浜松市東区天王町622	053(421)8011(代)	●	
65	磐田南支店	磐田市上岡田1023-1	0538(33)0111(代)	●	
66	都田支店	浜松市北区都田町8111	053(428)6600(代)	●	
◇浜松大学出張所					

ATM利用手数料のご案内

お引き出し

	8:00	8:45	9:00	14:00	17:00	18:00	19:00	21:00
平日	無料	無料	休止	無料	手数料105円	休止	手数料105円	休止
土曜日	休止	手数料105円	休止	休止	手数料105円	休止	手数料105円	休止
日・祝日	手数料105円							

お預け入れ

	8:00	8:45	9:00	14:00	17:00	18:00	19:00	21:00
平日	無料	休止	休止	休止	休止	休止	休止	休止
土曜日	休止	休止	休止	休止	休止	休止	休止	休止
日・祝日	休止	休止	休止	休止	休止	休止	休止	休止

*営業店(本・支店)内に設置しているATMにつきましては、節電に配慮し平成23年7月4日より当面の間、平日の稼働時間を8:00~20:00とさせていただいております。

*ましん店内・店外カードコーナーのご利用時間等については、お近くのはましんへお問い合わせくださいか、はましんホームページをご覧ください。

店舗一覧



手数料一覧

より魅力的な商品とサービスでお客様のニーズに応えます。

為替手数料 (消費税を含む)

(平成24年7月1日現在)

振込方法	当金庫あて				他行あて			
	同一店		他店		電信扱い		文書扱い	
	3万円未満	3万円以上	3万円未満	3万円以上	3万円未満	3万円以上	3万円未満	3万円以上
窓口扱	105円	315円	315円	525円	630円	840円	630円	840円
ATM現金扱	105円	315円	105円	315円	420円	630円	取扱なし	取扱なし
ATMカード扱	無料 ^{注2}	無料 ^{注2}	105円	210円	315円	525円	取扱なし	取扱なし
為替自動振込等 ^{注1}	無料	無料	105円	210円	315円	525円	取扱なし	取扱なし
他行向け税金取次	-	-	-	-	-	-	630円	630円

注1 為替自動振込、MT・FD・データ伝送、FB・HBによる資金移動(インターネット・モバイルバンキングを含む)

注2 次の場合において、振込手数料が無料となります。

- ・使用するキャッシュカードの取引店と受取人口座のある支店が同一の場合

- ・ATMご利用店と受取人口座のある支店が同一の場合

同支店が管理している店舗外ATMをご利用される場合を含みます。但し、次の店舗外ATMは対象外となります。

〈静岡文化芸術大学・なゆた浜北・遠鉄ストア池田店・マックスバリュ豊田店・浜松大学〉

	交換所	種類	
代金取立手数料	静岡	即日入金の小切手 手形・小切手期日管理分	無料 210円
	静岡以外	手形・小切手等 普通扱い 手形・小切手等 至急扱い	840円 1,050円
その他の諸手数料			
送金・振込の組戻料			840円
不渡手形返却料			840円
取立手形組戻料			840円
取立手形等店頭呈示料 (ただし取立費用が840円以上のときは実費)			840円

ATM利用手数料 (消費税を含む)

当金庫のカード	平日8:00～18:00 土曜日8:45～14:00	無料
	上記以外の時間帯	105円
他信金・静岡銀行のカード	平日8:45～18:00 土曜日9:00～14:00	無料
	上記以外の時間帯	105円
他金融機関・ゆうちょ銀行のカード	平日8:45～18:00 土曜日9:00～14:00	105円
	上記以外の時間帯	210円

※上記は当金庫ATM支払時の手数料一覧です。

※土曜日が祝日と重なる場合は、祝日扱いとします。

インターネット・ファーム・ホームバンキング手数料 (消費税を含む)

月額基本料金

利用方法	利用サービス	取引照会 サービス	資金移動(振込・振替) サービス	各種支払 サービス	定期預金 サービス ^{注1}	データ伝送サービス (口座振替除く)
はましんビジネスWeb パソコンにてご利用いただけます。			1,050円	-	-	1,050円
はましんパーソナルWeb パソコン・携帯電話にてご利用いただけます。			無料			-
ファームバンキング	SPC FB専用ソフト ^{注2}	1,050円(口座毎)	-	-	-	無料
	ホームユース		-	-	-	-
	FB専用パソコン	2,100円(口座毎)	-	-	-	無料
自動通知サービス	ファクシミリ	525円(口座毎) 通知を含む	-	-	-	-
	電話	無料 通知を含む	-	-	-	-

注1 はましんパーソナルWebをパソコンでご利用される方のみ、当サービスをご利用いただけます。

注2 FB専用ソフト:31,500円、保守契約締結の場合:年額9,450円～18,900円の保守料金が必要です。また、通信機器やその関連設備の費用が必要な場合があります。

両替手数料 (消費税を含む)

窓口	
紙幣・硬貨 合計枚数	1枚～49枚
	無料
	50枚～500枚
	210円
	501枚～1,000枚
	315円
	1,001枚～2,000枚
	630円
	2,001枚～3,000枚
	945円
以後1,000枚ごとに315円ずつ加算させていただきます。	
自動両替機	
紙幣・硬貨 合計枚数	1枚～49枚
	無料
	50枚～500枚
	100円
	501枚～1,000枚
	200円
	1,001枚～
	300円

※お持込またはお受取りいずれか多い方の枚数を基準に手数料を申し受けます。

※汚損・破損した紙幣および貨幣の両替、記念硬貨の交換は無料です。

貸金庫賃貸手数料 (消費税を含む)

種類	貸金庫の大きさ	賃貸料 (月額)
全自動カードタイプ	小型	1,575円
カード利用タイプ	中型	1,890円
印鑑照合タイプ	大型	2,625円

夜間金庫使用料 (消費税を含む)

基本料金	月額	3,150円
専用入金帳	1冊	3,150円

事務手数料 (消費税を含む)

当座勘定手数料		
署名判登録手数料 初回の登録/変更時		5,250円
約束手形(署名判 印刷あり/なし)	1冊	1,050円
為替手形	1冊	525円
小切手帳(署名判 印刷あり/なし)	1冊	1,050円
㊱約束手形	1枚	525円
口座開設取扱手数料		5,250円
発行手数料		
自己宛小切手	1枚	525円
残高証明書(継続発行)	1通	315円
残高証明書(随時発行)	1通	525円
融資証明書	1通	5,250円
通帳・証書再発行	1通	1,050円
取引明細表作成	1枚	21円
キャッシュカード発行手数料		
一般キャッシュカード(法入カード含む)		無料
カードローンカード		無料
代理入力カード		525円
入金専用カード		525円
カード再発行手数料		1,050円
株式・出資払込取扱手数料		
株式払込額の1000分の2×105%		
住宅ローン繰上げ返済等手数料		
変動金利型(アパートローン含む)・固定金利型・リフォームローン		
全額繰上げ返済	実行日より3年以内	3,150円
	実行日より5年以内	2,100円
	実行日より7年以内	1,050円
	実行日より7年超	無料
一部繰上げ返済		3,150円
固定変動ミックス型(スーパー・ミックス・アパートローン含む)		
全額繰上げ返済	固定金利期間中	31,500円
	変動金利期間中、変更日より3年以内	3,150円
	変動金利期間中、変更日より5年以内	2,100円
	変動金利期間中、変更日より7年以内	1,050円
一部繰上げ返済	固定金利期間中	21,000円
	変動金利期間中	3,150円
ニューキャップ付き住宅ローン		
全額繰上げ返済		31,500円
一部繰上げ返済		21,000円
ホームエース		
全額繰上げ返済		31,500円
一部繰上げ返済		21,000円
住宅ローン制度および金利変更手数料		
制度および金利を変更した場合 ^{注1}		5,250円

注1 固定変動ミックス型住宅ローンで固定期間終了前に金利変更する場合を含みます。

事業性融資条件変更・繰上げ償還手数料		
	1件	10,500円
不動産担保関連事務手数料		
不動産担保調査・設定事務手数料	一般融資・事業性融資	1件 52,500円
	住関連ローン	1件 31,500円
追加担保調査・設定事務手数料	但し担保物件5物件を超える場合は、超える分1物件につき ^{注1}	1件 2,100円
	一般融資・事業性融資	1件 10,500円
	但し担保物件5物件を超える場合は、超える分1物件につき ^{注2}	1件 2,100円
極度額変更・順位変更事務手数料		
	1件	21,000円
不動産担保移転事務手数料		
	1件	21,000円
債務引受等に伴う不動産担保の債務者変更事務手数料		
	1件	21,000円

注1、注2 記載の物件は、土地の筆数・建物の棟数の合計数となります。

国際業務の主な手数料

外国送金	仕向送金	送金手数料	4,000円
		コルレス手数料 ^{注1}	3,000円
		円貨/外貨取扱手数料 ^{注2}	送金金額の0.05% (最低1,500円)
被仕向送金		被仕向送金取扱手数料	1,500円
		円貨/外貨取扱手数料 ^{注2}	送金金額の0.05% (最低1,500円)
輸出	信用状つき 輸出手形買取		支払条件・金額により異なる
		円貨/外貨取扱手数料 ^{注2}	送金金額の0.10% (最低10,000円)
輸出代金取立手形	取立手数料		5,000円
		円貨/外貨取扱手数料 ^{注2}	送金金額の0.10% (最低10,000円)
輸入	輸入信用状発行	保証料	信用状金額の0.5%(92日間)
		信用状発行手数料	15,000円
小切手取立	取立手数料		5,000円
		円貨/外貨取扱手数料 ^{注2}	小切手金額の0.05% (最低1,500円)
(外貨現金)	入金時	入金時	1米ドル当り1円 1ユーロ当り6円
		出金時	1米ドル当り2円 1ユーロ当り6円

注1 支払銀行手数料が送金依頼人負担の場合に申し受けます。

注2 通貨の交換を伴わない場合に申し受けます。

商品・サービスのご案内

より魅力的な商品とサービスで
お客様のニーズに応えます。

主な預金関連商品

(平成24年7月1日現在)

商品名	特色	期間	お預け入れ金額
総合口座	普通預金に定期預金を担保とする当座貸越機能をセットした総合口座は、「貯める」「支払う」「借りる」の3つの機能をもった便利な一冊です。 ※ 貸越限度額は、定期預金合計額の90%です。(最高300万円)	出し入れ自由	1円以上
預金名	特色	期間	お預け入れ金額
普通預金	入出金が自由にでき、給与・年金などの受取り、公共料金の自動支払など、お気軽に利用できます。まさに、家計簿がわりの便利な預金です。	出し入れ自由	1円以上
無利息型普通預金	決済用預金の3条件「無利息・要求払い・決済サービスを提供できること」を満たし、預金保険により全額保護される預金です。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄預金	個人のみ対象で、普通預金よりも金利が有利な預金です。(自動受取、自動支払はできません。)	出し入れ自由	1円以上
当座預金	小切手や手形がご利用いただけます。利息はつきません。	出し入れ自由	1円以上
通知預金	一時的な資金運用に適しています。お引出しあは2日前までにご連絡いただくのが原則です。	7日以上	1万円以上
納税準備預金	納税に備えるための資金を計画的にご準備いただけます。	引き出しあは納税時	1円以上
定期預金	期日指定定期預金 1年経過後は1ヵ月前に支払日を指定すればお引出しだできる1年複利の預金です。(個人のお客様専用)	1年据置最長3年	1千円以上300万円未満
スーパー定期預金	プランに合わせて期間を選択して資金を運用できます。	1ヵ月以上10年以内	1千円以上
大口定期預金	1,000万円以上の資金を、金融市場の金利動向を考慮して、より有利に運用いただける預金です。	1ヵ月以上10年以内	1千万円以上
財形預金	毎月のお給料や賞与から積立ご希望額を天引にてお預りいたします。財形年金と財形住宅預金を合わせて550万円まで非課税です。		
一般財形預金	貯蓄目的は自由。しかも積立期間中でも必要に応じ払い出し可能です。	3年以上	1千円以上
財形年金預金	積立金は60歳以降、指定口座へ年金としてお振込みいたします。	5年以上	1千円以上
財形住宅預金	住宅取得資金を蓄えることを目的とした預金です。	5年以上	1千円以上
定期積金	目的に合わせて毎月計画的に積み立てる預金です。	1・2・3・5年	1千円以上
外貨預金	はましん外貨普通預金 お持ちの外貨のご入金、海外からの送金のお受取り、外貨を購入してのご入金等にご利用いただけます。	出し入れ自由	1米ドル、1ユーロまたは1豪ドル以上
はましん個人向け外貨定期預金	米ドル、ユーロまたは豪ドルによる定期預金です。海外の金利を享受できる一方、お受取り円貨額が払込み円貨額を下回るリスク(為替変動リスク)があります。	1・3・6・12ヵ月	1千米ドル以上10万米ドル未満 1千ユーロ以上10万ユーロ未満 または1千豪ドル以上10万豪ドル未満
譲渡性預金	5,000万円以上の資金を短期間に高利回りで運用できる商品です。	2週間以上2年以内	5,000万円以上

その他資産運用商品

(平成24年7月1日現在)

種類	特色	期間	お取扱い金額
国債	新規に発行される国債を取り扱っています。	2年・5年・10年	5万円以上
個人向け国債	一定期間経過すればご購入金額の一部または全額を中途換金することも可能です。	3年・5年・10年	1万円以上
地方債	新規に発行される地方債(浜松市債など)を取り扱っています。		各商品により異なります。 詳しくは、窓口でお尋ねください。
投資信託	投資目的に合わせて様々な商品を取扱っております。		各商品により異なります。 詳しくは、窓口でお尋ねください。
個人年金保険	定額年金保険と変額年金保険を取次販売しています。 ゆとりあるセカンドライフへの備えとしてご活用いただけます。		各商品により異なります。 詳しくは、窓口でお尋ねください。
外貨建個人年金保険	一時払保険料を米ドル・豪ドル・ユーロ建で運用し、予定利率は海外市場金利等に応じて毎月2回設定します。		各商品により異なります。 詳しくは、窓口でお尋ねください。
終身保険	保障が一生涯(終身)継続し、お客様に万一の事態が発生した場合に遺されたご家族が保険金を受け取ることのできる商品です。		各商品により異なります。 詳しくは、窓口でお尋ねください。

主な個人向けローン

(平成24年7月1日現在)

種類	特徴・使いみち	ご融資限度額
住宅 関連 ローン	住宅ローン	固定金利型および変動金利型の2種類があり、いずれかを選択いただける商品です。
	ミックス型住宅ローン (連帯保証人扱い含む) <small>3年 5年 10年</small>	当初3年・5年・10年いずれかの固定金利期間を選択、その後再度固定金利又は変動金利を選択できる商品です。
	3大疾病保障付住宅ローン	死亡・高度障害補償に加え、「がん」「急性心筋梗塞」「脳卒中」の3大疾病保障特約が付加された住宅ローンです。
	無担保借換住宅ローン	お客様がお借入している当金庫以外の金融機関(公的金融機関含む)からの住宅取得資金の借換資金です。土地資金のみの場合は対象外とさせていただきます。
	セカンドステージ	60才以上の方で当金庫で年金の振込を受けていただいている方の住宅ローンです。
	はましん長期固定金利型住宅ローン(機構買取型)	住宅金融支援機構が債権を買取ることを前提とした住宅ローン商品です。15年以上35年以内の長期に安定した固定金利を利用できます。
個人 人口 ローン	無担保リフォーム	環境配慮型設備の購入設置、バリアフリー工事、耐震・免震工事等のあらゆるリフォーム資金について手軽にかつ無担保でご利用いただける商品です。
	モーターローン	マイカー・オートバイ・ヨット・モーターボート等の購入から修理・付属部品購入に至るまで幅広くご利用いただける商品です。
	教育ローン	お子様の教育資金にご利用いただける商品です。
	リピートプラン (自動車関連・教育関連)	当金庫のモーターローン、教育ローン、リピートプラン、しんきん保証基金付住宅ローンの利用実績のある方について、より簡単、かつ低い保証料率でご利用いただける商品です。
	フリーローン	電化製品・家具の購入・旅行・ショッピング等あらゆる暮らしの資金にご利用いただける商品です。
	プライダルローン	ご結婚に関係する資金にご利用いただける商品です。
カードローン	介護ローン	介護用品購入・介護用設備等介護に関する資金にご利用いただける商品です。
	エコきやっする	極度額50・70・99万円のカードローン。1契約につき100円を当金庫が拠出し、環境保全活動等に役立てます。
	すまいるプラス	当金庫住宅ローンをご利用いただいているお客様への大型カードローンです。
	ラグゼ	何かを買いたいとき、何かを始めたいときに、役立つカードローンです。
	カードローン	ご利用中の普通預金にセットすれば必要に合わせていつでもカード1枚でお気軽にご利用いただける商品です。
	ワイドローン	無担保・無保証人で使いみち自由なカードローン商品です。
教育カードローン	教育カードローン	お子様のあらゆる教育資金にご利用でき、かつカード1枚で即お支払いにも対応いただけるカードローン商品です。
		100万円

ご相談は本支店窓口・相談プラザまたはフリーダイヤル(0120-307-804)にて承っております。お気軽にご相談ください。

主な事業者向けご融資

(平成24年7月1日現在)

種類	特徴・使いみち	ご融資限度額
一般融資	商業手形の割引、手形貸付、証書貸付、当座貸越など用途に合わせてご利用いただけます。	
事業者カードローン	事業資金が専用カードによりご利用いただける信用保証協会の保証扱い専用の無担保カードローンです。	2,000万円
はましんメンバーアシスト	商工会議所・法人会・商工会など地域経済団体に所属している法人・個人を対象にしたご融資です。	5,000万円
地域経済バックアップ資金	直近3ヶ月の平均売上高・平均売上総利益率・平均営業利益率が減少している事業者、円高等にかかる仕入資金需要のある事業者、または災害によって直接的・間接的被害を受けた事業者のお客様を対象としたご融資です。	5,000万円
代理貸付	信金中央金庫、日本政策金融公庫など業種や用途に応じて各種の代理貸付がご利用いただけます。	
各種制度融資	静岡県および各市町村などの制度融資をご利用いただけます。また、お申込みにおいては、アドバイス等書類作成のお手伝いをいたします。	

詳しくは、近くの営業店窓口にご相談ください。

その他の業務・各種サービス・商品

(平成24年7月1日現在)

種類	特色
社債受託業務	お客様が発行される社債にかかる募集および管理の受託、担保の受託および発行の諸手続きのお取扱いをおこなっています。
信託契約代理業務	お客様の幅広いニーズにお応えするため、遺言信託、遺産整理業務等のお取次ぎをおこなっています。
国際業務	貿易取引や海外進出など企業活動の国際化をご支援するとともに、運用・調達手段として外貨預金やインバクトローンなど幅広い業務を取り扱っています。
貿易	輸出手形の買取・取立、輸入信用状の発行、輸入手形決済等のほか貿易取引全般にわたりご利用できます。
外貨送金	海外へのご送金、海外からの被仕向送金のお受取りを安全確実・迅速にお手伝いします。
外為Webサービス	オフィスからインターネット経由で外国送金、信用状の開設・変更のお申込みができます。
ブラジル郷里送金	ATMを利用して非対面にて地域居住のブラジル人の方の郷里送金ができます。
外貨両替	米ドルを中心とした外貨両替を、本店営業部、駅南、西ヶ崎、鷲津、植松、本町、本郷、蜆塚、葵町、原島、三方原、可美、西山、上島、磐田の15か店でおこなっています。
外貨FAX振替サービス	ご自宅等に居ながらにしてタイミング良く外貨普通預金取引がおこなえます。さらに、為替手数料の割引もあります。テストキー照合や電話による取引確認によりご本人確認には万全を期しています。
貿易・投資のご相談	海外ビジネスサポートデスクを設置し、地元企業の皆様の国際化ニーズにそった情報のご提供により海外事業発展のお手伝いをいたします。
内国為替業務	日本全国の金融機関のお取引先の預金口座へ振込や送金をします。また、小切手や手形などを取り立て、ご指定の預金口座へ入金します。
メールオーダーサービス	「公共料金自動支払」「住所変更届」等のお申込みが、郵送でカンタンにできる大変便利なサービスです。各店およびATMコーナーにある申込書またはましんホームページにてお申込みください。
キャッシュカードサービス	ATMで現金のお預入れ、お引出し、定期預金ご契約、残高照会、お振込み、暗証番号変更等ができます。
為替自動振込	あらかじめ金額の決まっているお振込みを契約口座から指定日に自動的におこないます。
貸金庫	預金証書、権利証、有価証券などの重要書類や貴重品を安全に保管いたします。貸金庫の種類については27ページをご覧ください。
定例無料相談	「税務相談」「法律相談」「相続・遺言信託相談」および「経営相談」「事業承継・M&A相談」「貿易・投資相談」を開催しています。
インターネットバンキング	ご自宅のパソコンを利用して、お振込み、残高照会、入出金明細の作成、定期預金契約、税金等各種支払が可能です。また、携帯電話によるお振込み、残高照会も可能です。
ましん住宅友の会	会費は無料です。住まいづくりをトータルサポートしており、住まいに関する幅広い知識や最新の情報をお届けしています。また、家づくりセミナーのご案内、「住宅友の会通信」の無料配布、住宅ローン等ご成約時のカタログギフトプレゼントなど特典がいっぱいです。
長期住宅火災保険	住宅関連の長期火災保険“しんきんグッドすまいる”を窓口でお取扱いしています。数社の保険会社が共同で保険契約を引き受けており、リスクの分散がされています。
M&A仲介業務	後継「社」の探索・紹介や、シェア拡大、事業多角化などの経営サポートをおこないます。
インターネット・FAX仮審査申込み	「無担保リフォーム」「モーターローン」「リピートプラン(自動車関連・教育関連)」「教育ローン」「エコキヤッする」については、インターネット・FAXから仮審査申込みができます。
しんきん携帯電子マネーチャージサービス	お客様の預金口座から携帯電話の「おサイフケータイ」に電子マネー「Edy」をその場でチャージ(入金)できるサービスです。

定例無料相談

会場		曜日	時間	担当
ましん相談プラザ (ローンセンター)	税務相談	第2木曜日	9:30~15:30	税理士(東海税理士会派遣税理士)
	法律相談	第4木曜日	9:30~12:00	当金庫顧問弁護士 他
個人営業部 法人営業部 (住友生命浜松元城町ビル)	経営相談	第1木曜日	9:30~15:30	当金庫中小企業診断士
	事業承継・M&A相談	第2火曜日	9:30~15:30	当金庫ファイナンシャルプランナー
	相続・遺言信託相談	第3火曜日	9:00~16:00	税理士・弁護士[(株)朝日信託]
	貿易・投資相談	第3木曜日	9:30~15:30	当金庫証券国際部

※定例無料相談は、ご予約が必要となります。

- 「税務相談」、「法律相談」、「相続・遺言信託相談」のお問い合わせ・ご予約 営業店窓口または、個人営業部(電話/053-450-3310)までお気軽にお申し出ください。
- 「経営相談」、「事業承継・M&A相談」、「貿易・投資相談」のお問い合わせ・ご予約 営業店窓口または、法人営業部(電話/053-450-3315)までお気軽にお申し出ください。

ましんホームページ

ましんホームページでは、各種ローンシミュレーションやお取引照会・お振込みおよび地域情報等の提供をしております。

アドレス <http://www.hamamatsu-shinkin.jp/>

はましんをもっと
ご理解いただくために

データでみる はましん



平成22年度及び平成23年度の貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

平成23年度における貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成24年6月23日

浜松信用金庫

理事長 御室 健一郎



CONTENTS

財務諸表	貸借対照表	33
	損益計算書	34
	剩余金処分計算書	
単体財務諸表に関する注記		35
経営指標	主要な経営指標の推移／業務粗利益／経費の内訳	39
	利益率	40
	資金運用収支の内訳・利鞘	
	受取・支払利息の増減	
営業の状況	(預金)	預金・譲渡性預金平残・残高——41 固定・変動金利別定期預金残高 預金科目別残高/預金者別預金残高
	(貸出金)	貸出金平残・残高(科目別)——42 貸出金業種別内訳 貸出金使途別残高——43 消費者ローン残高 代理貸付残高 貸倒引当金の内訳 与信費用 固定・変動金利別貸出金残高——44 貸出金の担保別内訳 債務保証見返の担保別内訳 預貸率(平残・残高)
	(有価証券)	有価証券種類別平残・残高——44 商品有価証券種類別平残・残高 有価証券の残存期間別残高——45 預証率(平残・残高) 売買目的有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券 子会社・子法人等株式及び関連法人等 株式で時価のあるもの 時価を把握することが極めて困難と 認められる有価証券 運用目的の金銭の信託——46 満期保有目的の金銭の信託 その他の金銭の信託
	(時価会計)	金利関連取引 通貨関連取引 公共債引受額 公共債窓販実績 私募債受託実績 預り資産残高
	(金銭の信託)	1人当たり預貸金残高——47 1店舗当たり預貸金残高 内国為替取扱状況 外国為替取扱状況
	(デリバティブ)	退職給付債務の計算の基礎に関する事項 退職給付債務に関する事項 退職給付費用に関する事項
	(その他)	
	(その他の経営指標)	連絡情報
	(退職給付会計)	48
		連結財務諸表に関する注記
		リスク管理について
		「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号 ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況 等について金融庁長官が定める事項」に基づく開示事項
		定性的な開示事項 I 単体における事業年度の開示事項 60 II 連結における事業年度の開示事項 62
		定量的な開示事項 I 単体における事業年度の開示事項 63 II 連結における事業年度の開示事項 68

データでみるはましん

財務諸表

(単位:百万円)

貸借対照表

科 目	平成22年度 (H23.3.31)	平成23年度 (H24.3.31)
現 金	16,725	17,393
預 け 金	207,357	254,063
コ ー ル ロ ー ン	2,250	2,241
買 入 金 錢 債 権	220	250
金 錢 の 信 託	2,000	2,000
有 価 証 券	413,500	397,764
国 債	44,710	51,206
地 方 債	84,859	85,069
社 債	234,883	217,701
株 式	7,388	6,560
そ の 他 の 証 券	41,658	37,226
貸 出 金	786,788	807,030
割 引 手 形	11,392	12,482
手 形 貸 付	27,152	20,113
証 書 貸 付	639,896	666,672
当 座 貸 越	108,347	107,761
外 国 為 替	167	475
外 国 他 店 預 け	42	342
買 入 外 国 為 替	92	96
取 立 外 国 為 替	32	37
そ の 他 資 産	8,026	7,892
未 決 済 為 替 貸	274	415
信 金 中 金 出 資 金	4,759	4,759
前 払 費 用	0	0
未 収 収 益	2,479	2,150
金 融 派 生 商 品	139	117
そ の 他 の 資 産	373	448
有 形 固 定 資 產	13,411	13,772
建 物	2,610	2,586
土 地	8,796	8,980
リ ー ス 資 產	664	523
建 設 仮 勘 定	84	456
そ の 他 の 有 形 固 定 資 產	1,255	1,226
無 形 固 定 資 產	38	37
そ の 他 の 無 形 固 定 資 產	38	37
繰 延 税 金 資 產	2,150	1,246
債 務 保 証 見 返	15,007	15,596
貸 倒 引 当 金 (うち個別貸倒引当金)	△ 8,122 (△ 6,561)	△ 8,297 (△ 6,617)
資 產 の 部 合 計	1,459,522	1,511,467

科 目	平成22年度 (H23.3.31)	平成23年度 (H24.3.31)
預 金 積 金	1,318,082	1,361,132
当 座 預 金	45,981	49,596
普 通 預 金	463,035	481,354
貯 蓄 預 金	6,238	5,705
通 知 預 金	649	2,007
定 期 預 金	726,363	747,996
定 期 積 金	62,527	66,486
そ の 他 の 預 金	13,286	7,984
譲 渡 性 預 金	6,952	8,545
借 用 金	2,300	3,300
借 入 金	2,300	3,300
外 国 為 替	21	6
売 渡 外 国 為 替	1	2
未 払 外 国 為 替	20	4
そ の 他 負 債	6,954	6,609
未 決 済 為 替 借	376	627
未 払 費 用	1,999	1,618
給 付 備 金	188	174
未 払 法 人 税 等	1,683	1,771
前 受 収 益	435	319
払 戻 未 済 金	0	8
払 戻 未 済 持 分	-	0
金 融 派 生 商 品	312	274
リ ー ス 債 務	664	523
資 産 除 去 債 務	69	75
そ の 他 の 負 債	1,223	1,216
賞 与 引 当 金	1,258	1,194
退 職 給 付 引 当 金	1,479	1,331
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	309	276
そ の 他 の 引 当 金	1,535	1,765
偶 発 損 失 引 当 金	1,497	1,726
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	38	39
債 務 保 証	15,007	15,596
負 債 の 部 合 計	1,353,901	1,399,758
出 資 金	1,162	1,171
普 通 出 資 金	1,162	1,171
利 益 剰 余 金	100,109	103,627
利 益 準 備 金	1,144	1,162
そ の 他 利 益 剰 余 金	98,964	102,464
特 別 積 立 金	94,813	98,513
(うち社会福祉事業積立金)	(300)	(300)
当 期 末 処 分 剰 余 金	4,151	3,951
処 分 未 済 持 分	-	△ 0
会 員 勘 定 合 計	101,271	104,798
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,349	6,910
評 価・換 算 差 額 等 合 計	4,349	6,910
純 資 產 の 部 合 計	105,621	111,708
負 債 及 び 純 資 產 の 部 合 計	1,459,522	1,511,467

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

科 目	平成22年度	平成23年度
経 常 収 益	26,553,737	26,394,646
資金運用収益	22,567,373	21,532,054
貸出金利息	16,048,859	15,658,349
預け金利息	1,145,015	787,855
コールローン利息	6,516	7,267
有価証券利息配当金	5,256,345	4,952,456
その他の受入利息	110,637	126,125
役務取引等収益	2,725,807	2,833,222
受入為替手数料	1,288,096	1,276,279
その他の役務収益	1,437,711	1,556,943
その他業務収益	1,019,588	1,900,993
外国為替売買益	49,821	58,492
国債等債券売却益	865,687	1,662,774
国債等債券償還益	2,396	3,685
その他の業務収益	101,682	176,040
その他経常収益	240,967	128,375
株式等売却益	181,856	56,638
金銭の信託運用益	25,282	9,813
その他の経常収益	33,828	61,923
経 常 費 用	20,977,531	20,535,692
資金調達費用	1,428,464	1,014,399
預金利息	1,271,718	895,777
給付補填備金繰入額	128,769	99,828
譲渡性預金利息	25,809	13,771
借用金利息	471	3,360
金利スワップ支払利息	1,494	1,591
その他の支払利息	200	70
役務取引等費用	1,466,787	1,650,919
支払為替手数料	444,932	448,847
その他の役務費用	1,021,854	1,202,072
その他業務費用	271,232	890,869
国債等債券売却損	178,441	807,636
国債等債券償還損	23,547	36,745
金融派生商品費用	66,214	44,075
その他の業務費用	3,028	2,412
経 費	15,464,056	15,201,405
人 件 費	9,033,552	8,886,209
物 件 費	6,183,578	6,077,861
税 金	246,925	237,334
その他経常費用	2,346,991	1,778,099
貸倒引当金繰入額	944,754	953,838
貸出金償却	1	36
株式等売却損	427,964	168,222
株式等償却	268,376	127,994
金銭の信託運用損	11,794	-
その他資産償却	354	23,890
その他の経常費用	693,745	504,116
経 常 利 益	5,576,205	5,858,954

科 目	平成22年度	平成23年度
特 別 利 益	38	22,372
固定資産処分益	38	22,372
特 別 損 失	131,653	194,628
固定資産処分損	49,673	84,244
減損損失	10,471	110,383
その他の特別損失	71,509	-
税引前当期純利益	5,444,590	5,686,698
法人税、住民税及び事業税	1,715,432	1,804,594
法人税等調整額	132,217	295,225
法人税等合計	1,847,650	2,099,819
当 期 純 利 益	3,596,939	3,586,878
繰越金(当期首残高)	355,005	364,945
社会福祉事業積立金取崩額	200,000	-
当期末処分剩余金	4,151,945	3,951,823

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

剩余金処分計算書

科 目	平成22年度	平成23年度
当期末処分剩余金	4,151,945	3,951,823
剩 余 金 処 分 額	3,787,000	3,579,175
利 益 準 備 金	17,860	9,425
普通出資に対する配当金	(年6%) 69,140	(年6%) 69,750
特 別 積 立 金	3,700,000	3,500,000
繰 越 金 (当期末残高)	364,945	372,648

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

用語解説

(一部の用語について解説をしております。)

【貸借対照表】

○資産の部

・預け金

他の金融機関に預けた預金です。当金庫の場合は、主に日本銀行の当座預金および信金中央金庫の定期預金です。

・コールローン

当金庫が他の金融機関へ短期に貸した資金です。

・繰延税金資産

税効果会計の適用により、将来戻ってくると予想される税額を表したものであります。

・貸倒引当金

貸出金などに対して将来の貸倒損失を見込んであらかじめ積み立てたものです。

○負債の部

・借入金

他の金融機関等から借入れた資金です。当金庫の場合は、平成22年度より日本銀行が取り扱いを開始した資金供給スキーム「成長基盤強化を支援するための資金供給」による日本銀行からの借入金です。

・給付補填備金

定期積金の各口座の掛け込み状況に基づき、初回掛け込みから期末までに発生した給付補填金(利息相当分)の所要額を留保しているものです。

・偶発損失引当金

信用保証協会との責任共有制度により、将来の負担金支払いを見込んであらかじめ積み立てたものです。

・睡眠預金払戻損失引当金

利益計上した睡眠預金について、お客様からの払戻請求に備えて、将来の払戻見込額をあらかじめ積み立てたものです。

・会員勘定

会員から受け入れた出資金と経営の成果として得られた利益から成り立っています。

・その他有価証券評価差額金

その他有価証券の含み損益から税効果相当額を控除したものです。

【損益計算書】

・資金運用収益

当金庫が資金を運用して得た利息収益のことです。この利息収益のなかで最大のものは貸出金利息で、貸出金によって運用されて得た収益です。

・役務取引等収益

振込手数料や公共債・投資信託の窓販に伴う手数料など、お客様にサービスを提供することなどにより受け入れた収益です。

・資金調達費用

資金を調達するために支払った費用です。この費用の大部分は預金利息です。この利息には期間中に支払った利息のほか決算時点で未払いの利息も含まれます。

・貸出金償却・貸倒引当金繰入額

回収不能な貸出金を貸し倒れ処理したものです。貸し倒れ処理には2種類あり、ひとつは「貸出金償却」で貸出金を直接減価することから「直接償却」と呼ばれるものです。もうひとつは、「貸倒引当金繰入額」で損失見込額を貸倒引当金として計上するもので「間接償却」といわれています。

・社会福祉事業積立金取崩額

社会福祉事業積立金は、当金庫が社会福祉事業に対する寄贈等を行うため、任意に積み立てた目的積立金です。(平成22年度決算では、当金庫創立60周年を記念して、公益財団法人はましん地域振興財団へ2億円を寄贈し、社会福祉事業積立金の取り崩しを行いました。)

平成23年度 単体財務諸表注記

貸借対照表

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 7年～50年
その他 3年～50年
なお、建物及びその他の有形固定資産のうちの構築物の減価償却については、上記の耐用年数で計算した金額を1.6倍しております。
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間ににおける各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者及び与信額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

上記以外の破綻懸念先債権については、過去の一定期間ににおける貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

- 数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①制度全体の積立状況に関する事項(平成23年3月31日現在)
- | | |
|----------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,358,815百万円 |
| 年金財政計算上の給付債務の額 | 1,630,641百万円 |
| 差引額 | △271,826百万円 |
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成23年3月31日現在)
1.0934%
- ③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高255,938百万円及び繰越不足金15,887百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10ヶ月の元利均等償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金200百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け率を掛け金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
13. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
14. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
15. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
16. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額4百万円
18. 子会社等の株式又は出資金の総額 727百万円
19. 子会社等に対する金銭債権総額 1,200百万円
20. 子会社等に対する金銭債権総額 2,712百万円
21. 有形固定資産の減価償却累計額 14,504百万円
22. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業用車両及び事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
23. 貸出金のうち、破綻先債権額は885百万円、延滞債権額は59,997百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
なお、貸出金の未収利息については、資産の自己査定における破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸出金の未収利息を税法基準に拘わらずすべて不計上とし、破綻先に対する貸出金を破綻先債権、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸出金を延滞債権としております。
24. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は14百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
25. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,952百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
26. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は63,848百万円であります。
なお、23.から26.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
27. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は12,578百万円であります。
28. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 7,457百万円
担保資産に対する債務
借用金 3,300百万円
上記のほか、為替決済取引の担保として預け金20,000百万円、上下水道収納代理の担保として現金1百万円を差し入れております。
また、その他の資産のうち保証金は204百万円であります。
29. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は225百万円であります。
30. 出資1口当たりの純資産額 9,538円49銭
31. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
その一環として、デリバティブ取引も行っております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引及び金利キャップ取引があります。
当金庫では、これらの一部をヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当金庫は信用リスク管理に関する諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、貸出債権検討先への対応など信用リスク管理に関する体制を整備しております。
これらの信用リスク管理は、各営業店のほかリスク統括部、審査部、与信管理部により行われ、また、定期的に統合リスク管理委員会を開催し、協議・報告を行っております。
- ②市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しております。ALM委員会においてALMに関する方針に基づいた実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っており、定期的に経営陣による経営会議や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、金利リスクの状況を定期的に経営会議、理事会に報告しております。
なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ及び金利キャップ等のデリバティブ取引も行っております。
- (ii) 為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、適正な為替高限額及び為替高管理基準を策定し、外国為替操作並びに外国為替高の適正な運営、管理を行っております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、余資運用方針に基づき、ALM委員会の管理の下、余資運用関連規程に従い行われております。
このうち、証券国際部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の遵守のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は直接またはリスク統括部を通じ、理事会、経営会議及びALM委員会において定期的に報告されております。
- (iv) デリバティブ取引
デリバティブ取引に関しては、原則として自己のALMポジションのリスクヘッジ目的に限定しております。取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、市場業務関連規程に基づき実施しております。
- (v) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク变数である金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」、「貸出金」及び「預金」であります。
当金庫では、「有価証券」のうち債券、上場株式及び投資信託、「貸出金」及び「預金」等の市場リスク量をVaR(バリュー・アット・リスク)により月次で計測し、算出されたリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
当金庫のVaRは分散共分散法(信頼区間:99.0%、保有期間:6ヶ月(有価証券等市場性商品)または1年(預貸金等)、観測期間:5年)により算出しており、平成24年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の主要な市場リスク量(損失額の推定値)は、金利リスクが15,294百万円、上場株式等の価格変動リスクが3,267百万円です。
VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち、貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

32. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。(百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金	254,063	254,005	△57
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	23,140	23,944	803
その他有価証券	372,850	372,850	—
(3) 貸出金(*1)	807,030		
貸倒引当金(*2)	△10,002		
	797,028	809,030	12,002
金融資産計	1,447,082	1,459,830	12,747
(1) 預金積金	1,361,132	1,361,556	424
(2) 譲渡性預金	8,545	8,547	1
金融負債計	1,369,677	1,370,103	425

(*1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び偶発損失引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(TIBOR、スワップレート)で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、基準価額によっております。

自金庫保証付私募債は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TIBOR、スワップレート)で割り引いた価額の合計額から、自金庫保証付私募債に対応する個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については33.から37.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①及び②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び偶発損失引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 1ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。)

② ①以外のものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TIBOR、スワップレート)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 譲渡性預金

譲渡性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利(TIBOR、スワップレート)を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。(百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式(*1)	243
非上場株式(*1)	502
組合出資金(*2)	1,028
合計	1,773

(*1) 子会社株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	153,025	101,038	—	—
有価証券	36,241	137,287	197,665	10,000
満期保有目的の債券	4,887	13,270	5,500	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	31,354	124,017	192,165	10,000
貸出金(*)	224,904	221,280	165,090	193,829
合計	414,171	459,606	362,756	203,829

(*1) 貸出金のうち、3ヶ月以上の延滞債権は含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	1,169,303	190,402	1,426	—
譲渡性預金	8,545	—	—	—
合計	1,177,849	190,402	1,426	—

(*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、37.まで同様であります。

売買目的有価証券

該当事項はありません。

満期保有目的の債券 (百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	地方債	13,289	13,663	374
	社債	2,250	2,263	13
	その他	4,001	4,506	505
	小計	19,540	20,434	893
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	地方債	—	—	—
	社債	100	100	0
	その他	3,500	3,410	△89
	小計	3,600	3,510	△89
合計	23,140	23,944	803	

子会社株式及び関連法人等株式

該当事項はありません。

その他の有価証券 (百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えるもの	株式	3,121	2,328	792
	債券	326,561	317,337	9,223
	国債	50,206	48,676	1,529
	地方債	70,584	68,202	2,381
	社債	205,770	200,457	5,313
	その他	14,043	13,719	324
小計	343,726	333,385	10,340	
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えないもの	株式	2,693	3,029	△336
	債券	11,777	12,251	△474
	国債	1,000	1,001	△1
	地方債	1,196	1,199	△3
	社債	9,580	10,050	△469
	その他	15,681	15,781	△99
小計	30,152	31,062	△910	
合計	373,878	364,448	9,430	

34. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

35. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	614	45	95
債券	51,610	1,662	757
国債	7,063	275	—
地方債	8,570	390	—
社債	35,976	997	757
その他	1,079	11	122
合計	53,304	1,719	975

36. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

37. 減損処理を行った有価証券

その他の有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、127百万円(うち、株式127百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として当事業年度末における時価の帳簿価額に対する下落率が30%以上50%未満のものについては市場価格の推移や当該企業の業況及び時価下落要因等を総合的に判断し早期の回復が見込み難いと判定したものとしており、また下落率が50%以上のものについては一律「著しく下落した」と判断することとしております。

時価評価されていない主な有価証券のうち、当該有価証券の実質価値が取得原価に比べて著しく下落しており、実質価値が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該実質価値をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理しております。

また、実質価値が「著しく下落した」と判断するための基準は、当該有価証券の実質価値の帳簿価額に対する下落率が50%以上のものとしております。

38. 運用目的の金銭の信託 (百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	1,000	-

39. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

40. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外) (百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	1,000	1,000	-	-	-

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

41. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、102,038百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが84,318百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くは、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

42. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それれ以下とのおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	1,504百万円
減価償却損金算入限度額超過額	677百万円
偶発損失引当金損金算入限度額超過額	475百万円
有価証券の評価減	404百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	386百万円
固定資産の減損損失額	314百万円
その他	744百万円
繰延税金資産 小計	4,506百万円
評価性引当額	△736百万円
繰延税金資産 合計	3,770百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2,519百万円
その他	3百万円
繰延税金負債 合計	2,523百万円
繰延税金資産の純額	1,246百万円

(追加情報)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るために所得税法の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は從来の31%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については29%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については27%となります。この税率変更により、繰延税金資産は3百万円減少し、その他有価証券評価差額金は373百万円増加し、法人税等調整額は376百万円増加しております。

43. 追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

44. 会計上の見積りの変更

不動産担保評価額と処分価格との関係を見直したため、当事業年度より、貸倒引当金の計算における不動産担保の処分可能見込額を算出するために使用する掛け目を変更しております。この変更により、前事業年度と同じ掛け目を使用した場合と比較して、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益は781百万円増加しております。

損益計算書

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 37,210千円
子会社との取引による費用総額 878,876千円
- 出資1口当たり当期純利益金額 306円67銭

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 適用範囲 c. 退職慰労金の額 d. 功労加算 e. 役員退職慰労引当金 等

(2) 平成23年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
対象役員に対する報酬等	400

(注)1. 対象役員に該当する理事は13名、監事は1名です(期中に退任した者を含む。)

2. 上記の内訳は、「基本報酬」212百万円、「賞与」62百万円、「退職

慰労金」125百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用者としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成23年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注)1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、平成23年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、平成23年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 平成23年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

経営指標

最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位:利益千円、残高百万円、比率%)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
経常収益	28,142,604	29,374,189	27,170,634	26,553,737	26,394,646
経常利益	5,140,137	2,365,788	4,887,488	5,576,205	5,858,954
当期純利益	3,313,937	1,391,940	3,433,411	3,596,939	3,586,878
出資総額	1,116	1,130	1,144	1,162	1,171
出資総口数(千口)	11,163	11,301	11,445	11,624	11,718
純資産額	94,775	91,294	102,077	105,621	111,708
総資産額	1,315,466	1,355,737	1,400,388	1,459,522	1,511,467
預金積金残高	1,185,974	1,229,404	1,266,354	1,318,082	1,361,132
貸出金残高	711,539	751,043	766,279	786,788	807,030
有価証券残高	354,274	340,018	392,711	413,500	397,764
単体自己資本比率	14.59	14.30	14.95	15.45	15.63
出資に対する配当金(円) (出資1口当たり)	66,749,723 (6)	67,252,527 (6)	90,885,085 (8)	69,140,633 (6)	69,750,739 (6)
職員数(人)	943	995	1,019	992	995

(注)1. 単体自己資本比率は、平成18年度以降は「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断する為の基準」(平成18年金融庁告示第21号)に定められた算式に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

2. 平成20年度については、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成20年金融庁告示第79号)に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除しておりません。なお、「その他有価証券の評価差損」の額(30億72百万円)を控除して計算した場合には、自己資本比率は13.84%となります。

平成21年度、平成22年度および平成23年度についても同告示に基づき算出しておりますが、この特例を考慮しない場合においても自己資本比率に影響はありません。

業務粗利益

(単位:千円、%)

	平成22年度	平成23年度
資金運用収支 (資金利益)	21,141,987	20,519,174
資金運用収益 資金調達費用	22,567,373 1,425,386	21,532,054 1,012,880
役務取引等収支	1,259,020	1,182,303
役務取引等収益 役務取引等費用	2,725,807 1,466,787	2,833,222 1,650,919
その他業務収支	748,356	1,010,124
その他業務収益 その他業務費用	1,019,588 271,232	1,900,993 890,869
業務粗利益	23,149,364	22,711,601
業務粗利益率	1.69	1.60
経費(除く臨時処理分)	15,290,323	15,083,610
一般貸倒引当金繰入額	50,000	119,000
業務純益	7,809,041	7,508,991

・「業務粗利益」は金融機関の本来的な業務である預貸金業務等(資金運用収支・役務取引等収支・その他業務収支)にかかる利益の合計です。また、「業務粗利益率」は業務粗利益を貸出金等の資金運用勘定計平均残高で除した利益率です。
・「業務純益」は金融機関の基本的な業務にかかる利益を表すもので、業務粗利益から業務遂行に必要な費用(経費、一般貸倒引当金繰入額)を控除したものです。

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(平成22年度3,078千円、平成23年度1,518千円)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率=(業務粗利益/資金運用勘定計平均残高)×100

3. 経費(除く臨時処理分)は、人件費から退職給付費用のうち臨時費用処理分、役員賞与、役員退職慰労金及び役員退職慰労引当金繰入額を控除して表示しております。

4. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

経費の内訳

(単位:千円)

	平成22年度	平成23年度
人件費	9,033,552	8,886,209
報酬給料手当 退職給付費用 その他	7,206,212 980,158 847,181	7,121,314 904,960 859,934
物件費	6,183,578	6,077,861
事務費 (うち旅費・交通費) (うち通信費) (うち事務機械賃借料) (うち事務委託費)	2,882,317 (8,802) (223,898) (23,367) (2,168,034)	2,793,954 (15,929) (214,315) (34,298) (2,083,990)
固定資産費 (うち土地建物賃借料) (うち保全管理費)	781,702 (178,314) (364,765)	773,790 (200,490) (364,918)
事業費 (うち広告宣伝費) (うち交際費・寄贈費・諸会費)	409,195 (238,022) (139,463)	362,263 (209,548) (119,687)
人事厚生費 有形固定資産償却 無形固定資産償却 その他	121,650 959,167 931 1,028,614	156,499 928,722 781 1,061,848
税金	246,925	237,334
合計	15,464,056	15,201,405

(注)1. 人件費のその他は、社会保険料等、役員退職慰労金および役員退職慰労引当金繰入額の合計であります。

2. 物件費のその他は、預金保険料であります。

利益率

(単位:%)

	平成22年度	平成23年度
総資産経常利益率	0.39	0.40
総資産当期純利益率	0.25	0.24

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

資金運用収支の内訳・利鞘

(単位:平均残高百万円、利息千円、利回り%)

	平均残高		利 息		利 回 り	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
資金運用勘定	1,365,916	1,417,264	22,567,373	21,532,054	1.65	1.51
うち貸出金	771,704	789,426	16,048,859	15,658,349	2.07	1.98
うち預け金	187,874	226,622	1,145,015	787,855	0.60	0.34
うちコールローン	2,149	2,167	6,516	7,267	0.30	0.33
うち有価証券	398,791	393,463	5,256,345	4,952,456	1.31	1.25
うちその他の受入利息	-	-	110,637	126,125	-	-
資金調達勘定	1,284,406	1,333,740	1,425,386	1,012,880	0.11	0.07
うち預金積金	1,278,607	1,323,531	1,400,488	995,605	0.10	0.07
うち譲渡性預金	8,072	8,837	25,809	13,771	0.31	0.15
うち借用金	478	3,354	471	3,360	0.09	0.10
うち金利スワップ支払利息	-	-	1,494	1,591	-	-
うちその他の支払利息	-	-	200	70	-	-
経費	-	-	15,464,056	15,201,405	-	-
資金運用利回	-	-	-	-	1.65	1.51
資金調達原価率	-	-	-	-	1.31	1.21
総資金利鞘	-	-	-	-	0.33	0.30

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成22年度862百万円、平成23年度1,156百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(平成22年度2,774百万円、平成23年度2,000百万円)及び利息(平成22年度3,078千円、平成23年度1,518千円)を、それぞれ控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

受取・支払利息の増減

(単位:千円)

	平成22年度			平成23年度		
	残高による増減	利回りによる増減	純増減	残高による増減	利回りによる増減	純増減
受取利息	675,318	△ 1,215,225	△ 539,907	419,219	△ 1,470,027	△ 1,050,807
うち貸出金	324,984	△ 568,249	△ 243,265	351,516	△ 742,026	△ 390,510
うち預け金	51,573	△ 346,332	△ 294,758	134,708	△ 491,867	△ 357,159
うちコールローン	1,524	△ 682	842	59	691	751
うち有価証券	297,235	△ 299,961	△ 2,725	△ 67,064	△ 236,824	△ 303,888
支払利息	42,299	△ 858,164	△ 815,864	37,866	△ 451,898	△ 414,032
うち預金積金	45,012	△ 851,795	△ 806,782	33,793	△ 438,676	△ 404,883
うち譲渡性預金	△ 3,185	△ 6,368	△ 9,554	1,191	△ 13,229	△ 12,037
うち借用金	471	-	471	2,881	7	2,888

(注) 1. 上記以外にも、受取利息には「その他の受入利息」、支払利息には「金利スワップ支払利息」「その他の支払利息」がありますが、いずれも分母となる残高がないこと、及び、そのため利回りを算出することができないことから、増減の分析になじまないので当表からは除外しております。
2. 残高及び利回りの増減要因が重なる部分については、残高の増減によるものに含めております。
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

預金

預金・譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
流動性預金	498,119	516,667
うち有利息預金	440,708	458,701
定期性預金	771,896	797,788
うち固定利定期預金	706,102	730,259
うち変動利定期預金	4,810	4,535
その他	8,591	9,075
計	1,278,607	1,323,531
譲渡性預金	8,072	8,837
合計	1,286,680	1,332,369

(注)1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2. 定期性預金=定期預金+定期積金

固定利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

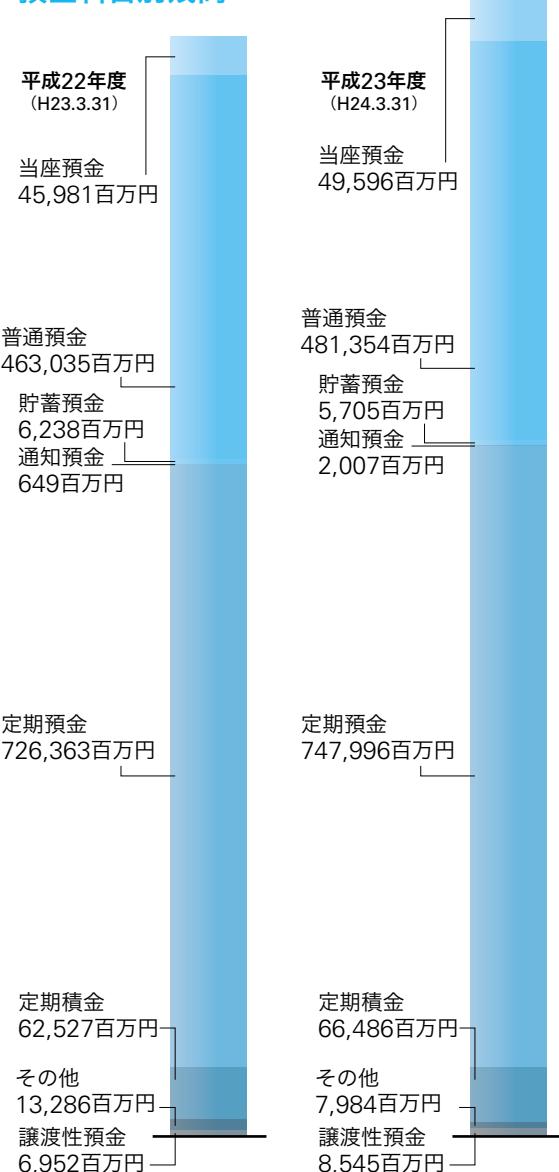
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

預金・譲渡性預金残高

(単位:百万円)

	平成22年度 (H23.3.31)	平成23年度 (H24.3.31)
流動性預金	515,905	538,664
うち有利息預金	451,164	468,728
定期性預金	788,890	814,483
うち固定利定期預金	721,710	743,567
うち変動利定期預金	4,643	4,420
その他	13,286	7,984
計	1,318,082	1,361,132
譲渡性預金	6,952	8,545
合計	1,325,034	1,369,677

預金科目別残高



(注)1. その他=別段預金+納税準備預金+非居住者円預金+外貨預金

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

固定・変動金利別定期預金残高

(単位:百万円)

	平成22年度 (H23.3.31)	平成23年度 (H24.3.31)
固定金利定期預金	721,710	743,567
変動金利定期預金	4,643	4,420
その他定期預金	8	8
合計	726,363	747,996

預金者別預金残高

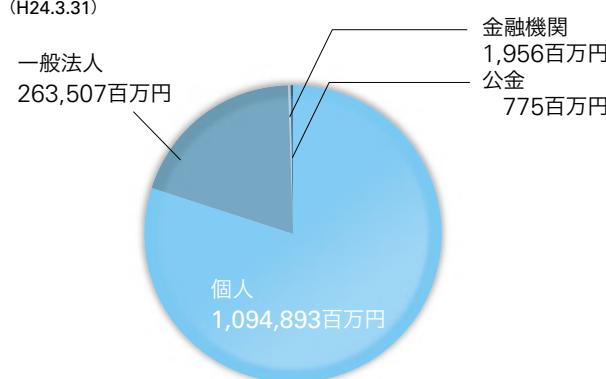
(単位:百万円)

	平成22年度 (H23.3.31)	平成23年度 (H24.3.31)
個人	1,055,848	1,094,893
法人	262,233	266,238
一般法人	256,677	263,507
金融機関	4,094	1,956
公金	1,461	775
合計	1,318,082	1,361,132

(注)譲渡性預金を除きます。

預金者別預金残高構成

平成23年度
(H24.3.31)



(注)譲渡性預金を除きます。

貸出金

貸出金平均残高

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
手形貸付	30,564	22,652
証書貸付	627,905	651,009
当座貸越	102,267	104,926
割引手形	10,967	10,838
合計	771,704	789,426

(注)国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

貸出金残高

(単位:百万円)

	平成22年度 (H23.3.31)	平成23年度 (H24.3.31)
手形貸付	27,152	20,113
証書貸付	639,896	666,672
当座貸越	108,347	107,761
割引手形	11,392	12,482
合計	786,788	807,030

(注)国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

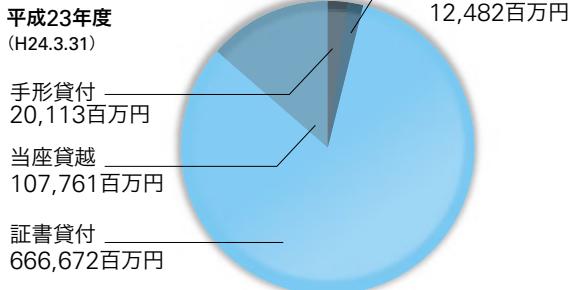
貸出金業種別内訳

(単位:百万円、%)

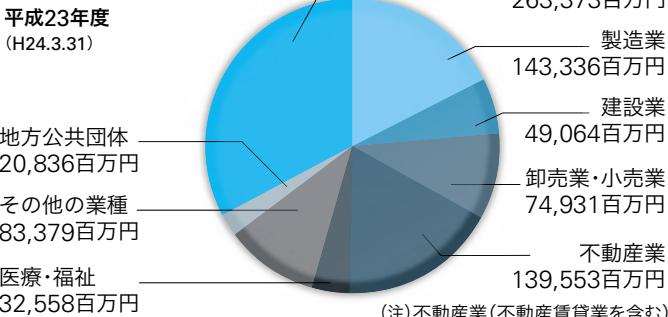
	平成22年度 (H23.3.31)			平成23年度 (H24.3.31)		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	2,627	143,426	18.22	2,556	143,336	17.76
農業、林業	48	287	0.03	50	281	0.03
漁業	15	212	0.02	16	374	0.04
鉱業、採石業、砂利採取業	4	270	0.03	3	266	0.03
建設業	2,808	48,420	6.15	2,814	49,064	6.07
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	141	2,959	0.37	132	3,172	0.39
運輸業、郵便業	223	11,064	1.40	228	11,913	1.47
卸売業・小売業	2,291	74,758	9.50	2,256	74,931	9.28
金融業、保険業	40	9,936	1.26	44	11,721	1.45
不動産業	2,363	141,558	17.99	2,323	139,553	17.29
物品貯蔵業	37	4,010	0.50	36	3,709	0.45
学術研究・専門・技術サービス業	570	6,857	0.87	573	6,937	0.85
宿泊業	19	1,824	0.23	14	1,245	0.15
飲食業	815	8,039	1.02	821	8,327	1.03
生活関連サービス業、娯楽業	604	13,022	1.65	621	12,946	1.60
教育、学習支援業	98	5,334	0.67	101	4,865	0.60
医療・福祉	474	33,375	4.24	492	32,558	4.03
その他のサービス	827	18,118	2.30	795	17,614	2.18
小計	14,004	523,478	66.53	13,875	522,820	64.78
地方公共団体	3	18,804	2.38	3	20,836	2.58
個人(住宅・消費・納税資金等)	46,926	244,505	31.07	46,036	263,373	32.63
合計	60,933	786,788	100.00	59,914	807,030	100.00

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金残高構成



貸出金業種別残高構成



貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

	平成22年度 (H23.3.31)		平成23年度 (H24.3.31)	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	462,339	58.76	473,895	58.72
運転資金	324,448	41.23	333,134	41.27
合計	786,788	100.00	807,030	100.00

消費者ローン残高

(単位:百万円、%)

	平成22年度 (H23.3.31)		平成23年度 (H24.3.31)	
	残高	構成比	残高	構成比
消費者ローン残高	225,369	100.00	244,194	100.00
うち住宅ローン	210,779	93.52	230,283	94.30
その他のローン	14,589	6.47	13,910	5.69

代理貸付残高

(単位:百万円、%)

	平成22年度 (H23.3.31)		平成23年度 (H24.3.31)	
	残高	構成比	残高	構成比
信金中央金庫	13,480	37.32	14,281	42.27
日本政策金融公庫	13	0.03	9	0.02
住宅金融支援機構	20,580	56.98	17,762	52.58
その他の	2,041	5.65	1,728	5.11
合計	36,115	100.00	33,781	100.00

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

	平成22年度		平成23年度	
一般貸倒引当金	期首残高	1,511		1,561
	当期増加額	1,561		1,680
	当期減少額	目的使用	—	—
	その他	1,511		1,561
	期末残高	1,561		1,680
個別貸倒引当金	期首残高	6,793		6,561
	当期増加額	6,561		6,617
	当期減少額	目的使用	1,126	778
	その他	5,666		5,782
	期末残高	6,561		6,617
合計	期首残高	8,304		8,122
	当期増加額	8,122		8,297
	当期減少額	目的使用	1,126	778
	その他	7,177		7,343
	期末残高	8,122		8,297

与信費用

(単位:千円)

	平成22年度		平成23年度	
貸出金償却額		1		36
一般貸倒引当金純繰入額		50,000		119,000
個別貸倒引当金純繰入額		894,754		834,838
偶発損失引当金純繰入額		190,000		229,000
延滞債権売却損等		8,199		12,069
責任共有制度負担金		255,603		245,457
合計		1,398,558		1,440,402

(注)1.偶発損失引当金は、平成19年10月1日に信用保証協会との責任共有制度が開始されたことに伴い信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、平成19年度から将来の負担金支払見込額を計上しております。

2.責任共有制度負担金は、平成19年10月1日に信用保証協会との責任共有制度が開始されたことに伴って発生した信用保証協会への負担金です。

固定・変動金利別貸出金残高

(単位:百万円)

	平成22年度 (H23.3.31)	平成23年度 (H24.3.31)
貸 出 金	786,788	807,030
う ち 変 動 金 利	399,112	456,240
う ち 固 定 金 利	387,675	350,789

貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	平成22年度 (H23.3.31)	平成23年度 (H24.3.31)
当 金 庫 預 金 積 金	7,600	6,635
有 価 証 券	778	861
動 産	—	—
不 动 产	283,633	307,086
そ の 他	—	—
計	292,013	314,583
信用保証協会・信用保険	179,161	179,935
保 証	259,576	253,962
信 用	56,036	58,549
合 計	786,788	807,030

債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	平成22年度 (H23.3.31)	平成23年度 (H24.3.31)
当 金 庫 預 金 積 金	60	67
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 动 产	8,588	9,751
そ の 他	—	—
計	8,648	9,818
信用保証協会・信用保険	835	1,080
保 証	—	—
信 用	5,523	4,698
合 計	15,007	15,596

預貸率(平均残高)

(単位:百万円、%)

	平成22年度	平成23年度
貸 出 金 (A)	771,704	789,426
預 金 (B)	1,286,680	1,332,369
預 貸 率 (A/B)	59.97	59.24

預貸率(期末残高)

(単位:百万円、%)

	平成22年度 (H23.3.31)	平成23年度 (H24.3.31)
貸 出 金 (A)	786,788	807,030
預 金 (B)	1,325,034	1,369,677
預 貸 率 (A/B)	59.37	58.92

(注)1.預金には定期積金及び譲渡性預金を含んでおります。

2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

(注)1.預金には定期積金及び譲渡性預金を含んでおります。

2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

有価証券

有価証券平均残高

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
国 債	38,238	46,451
地 方 債	77,448	83,103
短 期 社 債	—	—
社 債	231,521	215,992
株 式	9,276	6,748
外 国 証 券	40,785	39,264
そ の 他 の 証 券	1,521	1,902
合 計	398,791	393,463

有価証券残高

(単位:百万円)

	平成22年度(H23.3.31)	平成23年度(H24.3.31)
国 債	44,710	51,206
地 方 債	84,859	85,069
短 期 社 債	—	—
社 債	234,883	217,701
株 式	7,388	6,560
外 国 証 券	40,312	34,681
そ の 他 の 証 券	1,345	2,544
合 計	413,500	397,764

(注)1.平成12年度より「時価会計制度」を適用しておりますので、残高には評価損益が含まれております。

2.上場有価証券の時価は、株式については主として東京証券取引所における最終の価格によっており、債券については主として日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値および野村證券等が算出したJS-Priceによっております。

3.非上場有価証券の時価は、債券については主として日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値および野村證券等が算定したJS-Priceによっております。また、投資信託については日本証券業協会の公表する基準額および投資信託委託会社が公表する基準額によっております。

商品有価証券平均残高

該当する取引はありません。

商品有価証券残高

該当する取引はありません。

有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

	平成22年度(H23.3.31)								平成23年度(H24.3.31)							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国 債	340	1,692	712	1,512	32,123	8,328	-	44,710	972	1,465	6,220	1,902	32,169	8,476	-	51,206
地 方 債	2,804	10,614	20,915	12,282	38,243	-	-	84,859	5,360	17,307	14,789	17,714	29,897	-	-	85,069
短 期 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	27,842	43,106	47,379	20,925	95,628	-	-	234,883	21,670	43,566	38,997	29,346	84,120	-	-	217,701
株 式	-	-	-	-	-	-	7,388	7,388	-	-	-	-	-	-	-	6,560 6,560
外 国 証 券	8,510	11,222	10,059	4,005	5,999	515	-	40,312	8,381	10,111	5,684	4,011	4,524	1,967	-	34,681
そ の 他 の 証 券	11	257	444	632	-	-	-	1,345	16	257	359	620	-	-	1,290	2,544
合 計	39,509	66,893	79,511	39,359	171,995	8,843	7,388	413,500	36,401	72,708	66,051	53,595	150,712	10,443	7,850	397,764

(注)上記の「その他の証券」は、投資信託等です。

預証率(平均残高)

(単位:百万円、%)

	平成22年度	平成23年度
有価証券(A)	398,791	393,463
預金(B)	1,286,680	1,332,369
預証率(A/B)	30.99	29.53

(注)1.預金には定期積金及び譲渡性預金を含んでおります。

2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

預証率(期末残高)

(単位:百万円、%)

	平成22年度 (H23.3.31)	平成23年度 (H24.3.31)
有価証券(A)	413,500	397,764
預金(B)	1,325,034	1,369,677
預証率(A/B)	31.20	29.04

(注)1.預金には定期積金及び譲渡性預金を含んでおります。

2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

時価会計

売買目的有価証券 2期とも該当事項はありません。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	平成22年度			平成23年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地 方 債	14,995	15,436	441	13,289	13,663	374
	社 債	3,748	3,785	36	2,250	2,263	13
	そ の 他	5,000	5,505	504	4,001	4,506	505
	小 計	23,744	24,727	982	19,540	20,434	893
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	100	100	-	100	100	-
	そ の 他	5,000	4,881	△ 118	3,500	3,410	△ 89
	小 計	5,100	4,981	△ 118	3,600	3,510	△ 89
合 計		28,844	29,708	864	23,140	23,944	803

(注)1.時価は、当期末における市場価格等に基づいております。 2.上記の「その他」は、外国証券です。

その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	平成22年度			平成23年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	3,406	2,432	974	3,121	2,328	792
	債 券	291,725	285,172	6,553	326,561	317,337	9,223
	国 債	42,693	41,908	784	50,206	48,676	1,529
	地 方 債	57,028	55,486	1,541	70,584	68,202	2,381
	社 債	192,004	187,777	4,227	205,770	200,457	5,313
	そ の 他	20,251	20,043	208	14,043	13,719	324
	小 計	315,383	307,647	7,735	343,726	333,385	10,340
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	3,216	3,700	△ 483	2,693	3,029	△ 336
	債 券	53,884	54,808	△ 924	11,777	12,251	△ 474
	国 債	2,016	2,028	△ 11	1,000	1,001	△ 1
	地 方 債	12,836	12,930	△ 94	1,196	1,199	△ 3
	社 債	39,030	39,849	△ 818	9,580	10,050	△ 469
	そ の 他	11,406	11,473	△ 67	15,681	15,781	△ 99
	小 計	68,507	69,982	△ 1,475	30,152	31,062	△ 910
合 計		383,890	377,630	6,260	373,878	364,448	9,430

なお、上記の差額6,260百万円から繰延税金負債1,911百万円を差し引いた額4,349百万円が「その他有価証券評価差額金」であります。

なお、上記の差額9,430百万円から繰延税金負債2,519百万円を差し引いた額6,910百万円が「その他有価証券評価差額金」であります。

(注)1.貸借対照表計上額は、当期末における市場価格等に基づいております。 2.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

子会社・子法人等株式及び

関連法人等株式で時価のあるもの

2期とも該当事項はありません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券 (単位:百万円)

	平成22年度(H23.3.31) 貸借対照表計上額	平成23年度(H24.3.31) 貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	243	243
その他有価証券 非上場株式(除く店頭株式)	522	502

金銭の信託

運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	平成22年度(H23.3.31)		平成23年度(H24.3.31)	
	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	1,000	-	1,000	-

(注)貸借対照表計上額は、当期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

満期保有目的の金銭の信託 該当事項はありません

その他の金銭の信託

(単位:百万円)

	平成22年度(H23.3.31)					平成23年度(H24.3.31)				
	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えるもの	うち貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えないもの	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えるもの	うち貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えないもの
その他の金銭の信託	1,000	1,000	-	-	-	1,000	1,000	-	-	-

(注)1.貸借対照表計上額は、当期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2.「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

デリバティブ(株式・債券・商品関連取引に該当するものはありません)

金利関連取引(店頭)

(単位:百万円)

	平成22年度(H23.3.31)					平成23年度(H24.3.31)				
	契約額等	契約額等の うち1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等の うち1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等の うち1年超のもの
金利スワップ	5,950	5,950	△ 183	△ 183	5,650	3,650	△ 170	△ 170	5,650	3,650
店 受取変動・支払固定	5,950	5,950	△ 183	△ 183	5,650	3,650	△ 170	△ 170	5,650	3,650
金利オプション	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
頭 売 買 建 建	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	5,950	5,950	△ 183	△ 183	5,650	3,650	△ 170	△ 170	5,650	3,650

(注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記から除いております。

2.時価の算定は、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出しております。

通貨関連取引(店頭)

(単位:千円)

	平成22年度(H23.3.31)					平成23年度(H24.3.31)				
	契約額等	契約額等の うち1年超のもの	オプション料等	時価	評価損益	契約額等	契約額等の うち1年超のもの	オプション料等	時価	評価損益
通貨スワップ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
為替予約	3,757,503	2,172,259	—	3,772,147	14,643	4,488,801	2,782,017	—	4,507,132	18,331
売 建	1,905,350	1,086,127	—	2,026,932	121,581	2,304,771	1,416,382	—	2,347,060	42,289
買 建	1,852,152	1,086,131	—	1,745,214	△ 106,937	2,184,030	1,365,635	—	2,160,072	△ 23,957
通貨オプション	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
店 売 建	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
頭 コ 一 ル ブ ツ ト	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 建	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
売 建	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 建	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記から除いております。

2.時価の算定は、割引現在価値等により算出しております。

その他

公共債引受額

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
国 債	—	—
政 府 保 証 債	963	939
地 方 債	1,355	1,438
合 計	2,318	2,377

公共債窓販実績

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
国 債	2,643	4,075
政 府 保 証 債	—	—
地 方 債	156	500
合 計	2,800	4,575

預り資産残高

(単位:百万円)

	平成22年度(H23.3.31)	平成23年度(H24.3.31)
国 債 (額面)	83,217	73,038
地 方 債 (額面)	1,381	1,870
投資信託(純資産)	5,926	6,337
個人年金保険(保険料)	15,186	17,588

他の経営指標

職員1人当たり預金残高・貸出金残高 (単位:百万円)

	平成22年度 (H23.3.31)	平成23年度 (H24.3.31)
預 金	1,318	1,361
貸 出 金	782	802

(注)預金・貸出金の末残の分母は常勤役職員数であります。

内国為替の取扱状況 (単位:百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	件数	金額	件数	金額
送金・振込	4,195,730	2,130,771	4,222,550	2,135,394
被仕向為替	5,404,924	2,403,302	5,423,998	2,436,471
代金取立	32,871	42,308	31,603	40,203
被仕向為替	8,165	10,346	7,510	9,965
合 計	9,641,690	4,586,727	9,685,661	4,622,033

(注)貿易取引はお客様の輸出入取引に伴う決済の件数・金額、貿易外・資本取引は、貿易以外の海外送金等、外貨預金・外貨貸付の受払件数・金額であります。

1店舗当たり預金残高・貸出金残高 (単位:百万円)

	平成22年度 (H23.3.31)	平成23年度 (H24.3.31)
預 金	24,091	24,903
貸 出 金	14,305	14,673

退職給付会計

当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項(平成23年3月31日現在)

年金資産の額	1,358,815百万円
年金財政計算上の給付債務の額	1,630,641百万円
差引額	△271,826百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成23年3月31日現在)

1.0934%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高255,938百万円及び繰越不足金15,887百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10ヶ月の元利均等償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金200百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛け率を掛け出し時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

退職給付債務の計算の基礎に関する事項

(単位:%)

	平成22年度	平成23年度
割 引 率	2.0	2.0
期 待 運 用 収 益 率	0.5	0.5
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	
過去勤務債務の額の処理年数	10年(発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による)	
数理計算上の差異の処理年数	10年(発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌期から損益処理する)	
会計基準変更時差異の処理年数	平成12年度に一括費用処理したため、該当なし	

退職給付債務に関する事項

(単位:千円)

	平成22年度	平成23年度
退職給付債務(A)	4,907,391	4,888,333
年 金 資 産(B)	3,344,464	3,508,875
前 払 年 金 費 用(C)	—	—
未認識過去勤務債務(D)	△110,889	△92,408
未認識数理計算上の差異(E)	194,730	140,335
その他(会計基準変更時差異の未処理額)(F)	—	—
退職給付引当金(A-B-C-D-E-F)	1,479,085	1,331,530

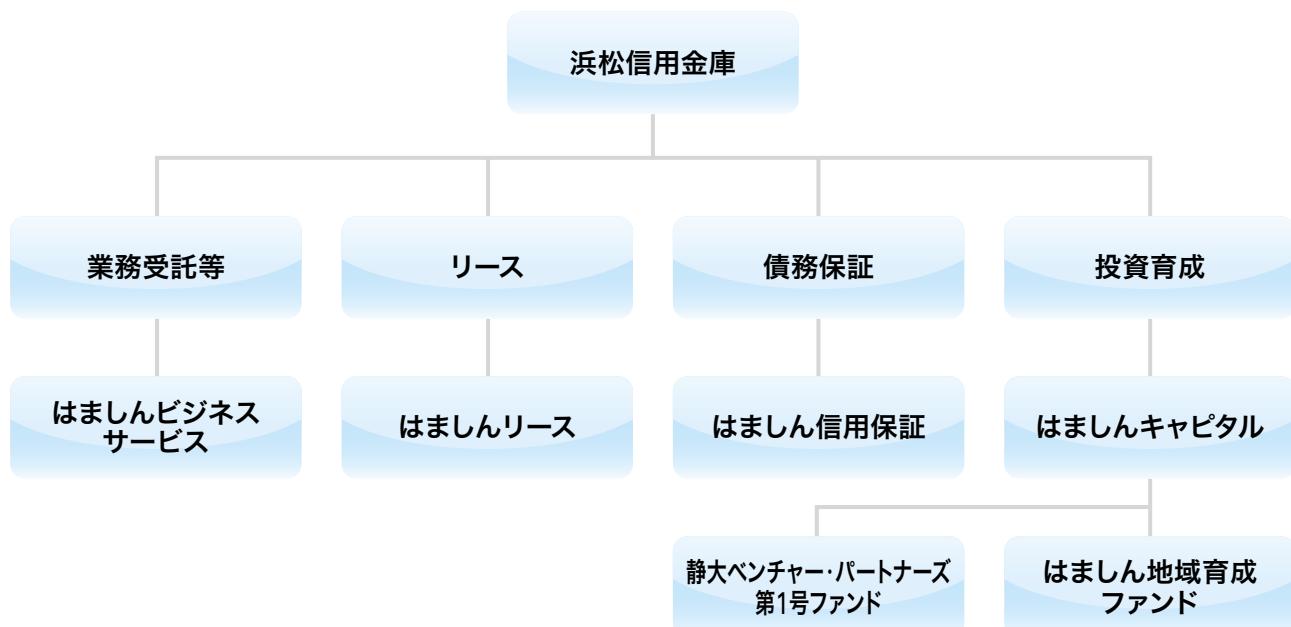
退職給付費用に関する事項

(単位:千円)

	平成22年度	平成23年度
勤 務 費 用(A)	798,465	800,273
利 息 費 用(B)	100,067	98,147
期 待 運 用 収 益(C)	△ 15,921	△ 16,722
過去勤務債務の費用処理額(D)	△ 18,481	△ 18,481
数理計算上の差異の費用処理額(E)	112,116	36,766
会計基準変更時差異の費用処理額(F)	—	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)(G)	3,911	4,976
退職給付費用(A+B+C+D+E+F+G)	980,158	904,960

連結情報

ネットワーク



子会社等の状況

(平成24年7月1日現在)

会所 社 在 名 地	主 要 業 務	設立年月日 資 本 金	当金庫の出資比率	その他の (平成24年3月末) 総資産 383,045千円 当期純利益 13,577千円
			グループ会社出資比率	
はましんビジネスサービス(株) 浜松市中区和合町2番地の55	(1)浜松信用金庫の事務受託業務 (2)不動産の保守清掃管理業務 (3)守衛ならびに駐車場管理業務 (4)現金自動設備の集中監視業務 (5)一般貨物自動車による運送業務 (6)労働者派遣業務	昭和60年7月6日 20,000千円	100% —	総資産 8,595,484千円 当期純利益 166,623千円
はましんリース(株) 浜松市中区元城町115番地の1	(1)各種車両等の賃貸業 (2)各種機械等の賃貸業 (3)商業設備等の賃貸業 (4)各種動産等の賃貸業	昭和58年4月27日 50,000千円	80% 10%	総資産 1,652,355千円 当期純利益 47,701千円
はましんキャピタル(株) 浜松市中区元城町114番地の8	(1)信用保証ならびに信用調査業務	平成2年5月24日 20,000千円	27.5% 42.5%	総資産 117,432千円 当期純損失 2,088千円
静大ベンチャー・パートナーズ 第一号投資事業有限責任組合 浜松市中区元城町115番地の1	(1)有価証券の取得、保有、売却 (2)企業に対する経営コンサルテーション (3)投資事業組合財産の運用・管理 (4)企業との業務提携の斡旋	昭和60年7月23日 10,000千円	35% 60%	総資産 137,620千円 当期純損失 12,546千円 (平成23年12月末)
はましん地域育成投資事業 有限責任組合 浜松市中区元城町115番地の1	(1)有価証券の取得、保有、売却 (2)企業に対する経営又は技術指導	平成15年12月19日 300,000千円	96.6% 1.6%	総資産 381,055千円 当期純損失 13,100千円 (平成23年12月末)

平成23年度の当金庫の連結決算における総資産額は、1兆5,180億68百万円となり、純資産額は1,142億75百万円となりました。利益に関しては、経常利益で62億51百万円、当期純

利益で37億64百万円の計上となりました。安定した資金運用、会員充実に努めるとともに、庫外流出をおさえることにより、連結自己資本比率は15.88%となっております。

連結財務諸表

連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成22年度 (H23.3.31)	平成23年度 (H24.3.31)
現 金 及 び 預 け 金	225,043	272,418
買入手形及びコールローン	2,250	2,241
買 入 金 錢 債 権	220	250
金 錢 の 信 託	2,000	2,000
有 価 証 券	413,289	397,548
貸 出 金	785,338	805,830
外 国 為 替	167	475
そ の 他 資 産	15,134	15,164
有 形 固 定 資 産	13,483	13,760
建 物	2,610	2,586
土 地	8,796	8,980
リース資産	646	414
建 設 仮 勘 定	84	456
その他の有形固定資産	1,344	1,322
無 形 固 定 資 産	88	72
ソ フ ト ウ ェ ア	49	33
その他の無形固定資産	39	38
繰 延 税 金 資 産	2,380	1,444
債 務 保 証 見 返	14,609	15,516
貸 倒 引 当 金	△8,543	△8,655
資 産 の 部 合 計	1,465,463	1,518,068

(単位:百万円)

科 目	平成22年度 (H23.3.31)	平成23年度 (H24.3.31)
預 金 積 金	1,316,819	1,359,419
譲 渡 性 預 金	6,202	7,845
借 用 金	6,678	8,357
外 国 為 替	21	6
そ の 他 負 債	8,317	7,831
賞 与 引 当 金	1,384	1,309
退 職 給 付 引 当 金	1,600	1,449
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	323	288
そ の 他 の 引 当 金	1,535	1,765
繰 延 税 金 負 債	0	-
債 務 保 証	14,609	15,516
負 債 の 部 合 計	1,357,493	1,403,792
出 資 金	1,162	1,171
利 益 剰 余 金	101,840	105,536
処 分 未 濟 持 分	△0	△0
会 員 勘 定 合 計	103,003	106,707
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,350	6,910
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	4,350	6,910
少 数 株 主 持 分	616	657
純 資 産 の 部 合 計	107,969	114,275
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,465,463	1,518,068

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位:千円)

科 目	平成22年度	平成23年度
経 常 収 益	30,332,799	29,677,067
資 金 運 用 収 益	22,556,277	21,519,451
貸 出 金 利 息	16,040,392	15,648,551
預 け 金 利 息	1,145,991	788,620
買入手形利息及びコールローン利息	6,516	7,267
有価証券利息配当金	5,252,740	4,948,886
そ の 他 の 受 入 利 息	110,637	126,125
役 務 取 引 等 収 益	2,839,643	2,952,505
そ の 他 業 務 収 益	1,026,042	1,910,583
そ の 他 経 常 収 益	3,910,835	3,294,528
経 常 費 用	24,130,296	23,425,463
資 金 調 達 費 用	1,427,530	1,013,908
預 金 利 息	1,271,245	895,464
給付補填備金繰入額	128,769	99,828
譲渡性預金利息	25,349	13,593
借 用 金 利 息	471	3,360
そ の 他 の 支 払 利 息	1,694	1,661
役 務 取 引 等 費 用	1,396,482	1,563,101
そ の 他 業 務 費 用	271,232	892,442
経 費	15,457,665	15,202,204
そ の 他 経 常 費 用	5,577,385	4,753,805
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	967,917	912,503
そ の 他 の 経 常 費 用	4,609,467	3,841,302
経 常 利 益	6,202,503	6,251,604
特 別 利 益	38	22,372
固 定 資 産 処 分 益	38	22,372
特 別 損 失	131,696	194,628
固 定 資 産 処 分 損	49,715	84,244
減 損 損 失	10,471	110,383
そ の 他 の 特 別 損 失	71,509	-
税金等調整前当期純利益	6,070,845	6,079,348
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,807,020	1,944,271
法 人 税 等 調 整 額	151,395	328,056
法 人 税 等 合 計	1,958,416	2,272,327
少 数 株 主 利 益	4,112,428	3,807,021
少 数 株 主 利 益	49,079	42,135
当 期 純 利 益	4,063,349	3,764,885

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結剰余金計算書

(単位:千円)

科 目	平成22年度	平成23年度
(資 本 剰 余 金 の 部)		
資 本 剰 余 金 期 首 残 高	-	-
資 本 剰 余 金 増 加 高	-	-
資 本 剰 余 金 減 少 高	-	-
資 本 剰 余 金 期 末 残 高	-	-
(利 益 剰 余 金 の 部)		
利 益 剰 余 金 期 首 残 高	97,868,373	101,840,846
利 益 剰 余 金 増 加 高	4,063,349	3,764,885
当 期 純 利 益	4,063,349	3,764,885
利 益 剰 余 金 減 少 高	90,876	69,134
配 当 金	90,876	69,134
利 益 剰 余 金 期 末 残 高	101,840,846	105,536,597

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等………4社
会社名
はましんビジネスサービス株式会社 はましんリース株式会社
はましん信用保証株式会社 はましんキャピタル株式会社
- ② 非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。
② 持分法適用の関連法人等……………2社
会社名
静大ベンチャー・パートナーズ第一号投資事業有限責任組合
はましん地域育成投資事業有限責任組合

- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。

- ④ 持分法非適用の関連法人等 該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 4社

(4) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、発生年度以降20年以内で均等償却を行っております。
ただし、金額に重要性が乏しい場合には、発生年度にその全額を償却しております。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

平成23年度 連結財務諸表注記

連結貸借対照表

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 当金庫の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 7年～50年
その他 3年～50年
なお、建物及びその他の有形固定資産のうちの構築物の減価償却については、上記の耐用年数で計算した金額を1.6倍しております。
- 連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。ただし、はましんリース株式会社の貸与資産については、リース契約期間を償却年数とリース契約期間満了時の処分見積額を残価とする定額法により償却しております。
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 当金庫の外貨資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者及び与信額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

上記以外の破綻懸念先債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

当金庫並びに連結される子会社は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫並びに連結される子会社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の掛金等に占める当金庫並びに連結される子会社の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項(平成23年3月31日現在)

年金資産の額	1,358,815百万円
年金財政計算上の給付債務の額	1,630,641百万円
差引額	△271,826百万円

② 制度全体に占める当金庫並びに連結される子会社の掛金拠出割合(平成23年3月31日現在)

1.0934%

③ 补足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高255,938百万円及び繰越不足金15,887百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10ヶ月の元利均等償却であり、当金庫並びに連結される子会社は、当連結会計年度の財務諸表上、特別掛金200百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け率を掛け出し時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子会社の実際の負担割合とは一致しません。

なお、はましんリース株式会社については、退職金制度の一部に中小企業退職金共済を採用しております。

12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

13. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

14. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

15. 当金庫並びに連結される子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

16. 当金庫、はましんビジネスサービス株式会社、はましん信用保証株式会社及びはましんキャピタル株式会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

はましんリース株式会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

17. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 4百万円

18. 子会社等の株式又は出資金の総額(連結子会社の株式又は出資金を除く) 490百万円

19. 有形固定資産の減価償却累計額 17,970百万円

20. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業用車輌及び事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

21. 貸出金のうち、破綻先債権額は885百万円、延滞債権額は59,997百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

なお、貸出金の未収利息については、資産の自己査定における破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸出金の未収利息を税法基準に拘わらずすべ

- て不計上とし、破綻先に対する貸出金を破綻先債権、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸出金を延滞債権としております。
22. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は14百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
23. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,952百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
24. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は63,848百万円であります。
なお、21.から24.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
25. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は12,578百万円であります。
26. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|----------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 7,457百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 借用金 | 3,300百万円 |
- 上記のほか、為替決済取引の担保として預け金20,000百万円、上下水道収納代理の担保として現金1百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は216百万円であります。
27. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は225百万円であります。
28. 出資1口当たりの純資産額 9,702円27銭
29. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
当グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
その一環として、デリバティブ取引も行っております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引及び金利キャップ取引があります。
当グループでは、これらの一環をヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
当グループは、信用リスク管理に関する諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、貸出債権検討先への対応など信用リスク管理に関する体制を整備しております。
これらの信用リスク管理は、各営業店のほかリスク統括部、審査部、与信管理部により行われ、また、定期的に統合リスク管理委員会を開催し、協議・報告を行っております。
- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
当グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理手法や手続等の詳細を明記しております。ALM委員会においてALMに関する方針に基づいた実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っており、定期的に経営陣による経営会議や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、金利リスクの状況を定期的に経営会議、理事会に報告しております。
なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ及び金利キャップ等のデリバティブ取引も行っております。
- (ii) 為替リスクの管理
当グループは、為替の変動リスクに関して、適正な為替高限度額及び為替持高管理基準を策定し、外国為替操作並びに外国為替持高の適正な運営、管理を行っております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、余資運用方針に基づき、ALM委員会の管理の下、余資運用関連規程に従い行われております。
このうち、証券国際部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の遵守のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は直接またはリスク統括部を通じ、理事会、経営会議及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、原則として自己のALMポジションのリスクヘッジ目的に限定しております。取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、市場業務関連規程に基づき実施しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスク及び價格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」、「貸出金」及び「預金」であります。

当グループでは、「有価証券」のうち債券、上場株式及び投資信託、「貸出金」及び「預金」等の市場リスク量をVaR(バリュー・アット・リスク)により月次で計測し、算出されたリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当グループのVaRは分散共分散法(信頼区間:99.0%、保有期間:6ヶ月(有価証券等市場性商品)または1年(預貸金等)、観測期間:5年)により算出しており、平成24年3月31日(当連結会計年度の決算日)現在で当グループの主要な市場リスク量(損失額の推定値)は、金利リスクが15,294百万円、上場株式等の價格変動リスクが3,267百万円です。

VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(3) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち、貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

30. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預け金	272,418	272,361	△56
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	23,140	23,944	803
その他有価証券	372,850	372,850	—
(3) 貸出金(*1)			
貸倒引当金(*2)	805,830		
	△10,001		
	795,828	807,831	12,002
金融資産計	1,464,237	1,476,986	12,749
(1) 預金積金	1,359,419	1,359,843	424
(2) 譲渡性預金	7,845	7,847	1
金融負債計	1,367,265	1,367,691	426

(*1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び偶発損失引当金を控除しております。

(注 1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 現金及び預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(TIBOR、スワップレート)で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は基準価額によっております。
自金庫保証付私募債は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TIBOR、スワップレート)で割り引いた価額の合計額から、自金庫保証付私募債に対応する個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については31.から35.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①及び②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び偶発損失引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 1カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、連結貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外のものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TIBOR、スワップレート)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 譲渡性預金

譲渡性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利(TIBOR、スワップレート)を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。 (単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 ^{(*)1}	523
組合出資金 ^{(*)2}	1,034
合計	1,558

(*)1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*)2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預け金	170,980	101,338	—	100
有価証券	36,241	137,290	197,670	10,000
満期保有目的の債券	4,887	13,270	5,500	—
その他有価証券のうち満期があるもの	31,354	124,019	192,170	10,000
貸出金 ^(*)	223,704	221,280	165,090	193,829
合計	430,926	459,908	362,760	203,929

(*)貸出金のうち、3ヵ月以上の延滞債権は含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金 ^(*)	1,167,591	190,402	1,426	—
譲渡性預金	7,845	—	—	—
合計	1,175,436	190,402	1,426	—

(*)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めています。

31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、35.まで同様であります。

売買目的の有価証券

該当事項はありません。

満期保有目的の債券 (単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	13,289	13,663	374
	社債	2,250	2,263	13
	その他	4,001	4,506	505
	小計	19,540	20,434	893
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	—	—	—
	社債	100	100	0
	その他	3,500	3,410	△89
	小計	3,600	3,510	△89
	合計	23,140	23,944	803

その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,121	2,328	792
	債券	326,561	317,337	9,223
	国債	50,206	48,676	1,529
	地方債	70,584	68,202	2,381
	社債	205,770	200,457	5,313
	その他	14,043	13,719	324
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小計	343,726	333,385	10,340
	株式	2,693	3,029	△336
	債券	11,777	12,251	△474
	国債	1,000	1,001	△1
	地方債	1,196	1,199	△3
	社債	9,580	10,050	△469
	その他	15,681	15,781	△99
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小計	30,152	31,062	△910
	合計	373,878	364,448	9,430

32. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

33. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

その他の有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、127百万円(うち、株式127百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として当連結会計年度末における時価の帳簿価額に対する下落率が30%以上50%未満のものについては市場価格の推移や当該企業の業況及び時価下落要因等を総合的に判断し早期の回復が見込み難いと判定したものとしており、また下落率が50%以上のものについては一律「著しく下落した」と判断することとしております。

時価評価されていない主な有価証券のうち、当該有価証券の実質価値が取得原価に比べて著しく下落しており、実質価値が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該実質価値をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理しております。

また、実質価値が「著しく下落した」と判断するための基準は、当該有価証券の実質価値の帳簿価額に対する下落率が50%以上のものとしております。

36. 運用目的の金銭の信託 (単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	1,000	—

37. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

38. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外) (単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	1,000	1,000	—	—	—

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

39. 当座貸越債権は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、101,738百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが84,018百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫並びに連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

40. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△5,006百万円
年金資産(時価)	3,508百万円
未積立退職給付債務	△1,497百万円
未認識数理計算上の差異	140百万円
未認識過去勤務債務(債務の減額)	△92百万円
連結貸借対照表計上額の純額	△1,449百万円
退職給付引当金	△1,449百万円

41. 追加情報

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、当金庫においては従来の31%から、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については29%に、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については27%となり、連結される子会社においては、従来の41%から、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については39%に、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については36%となります。

この税率変更により、繰延税金資産は16百万円減少し、その他有価証券評価差額金は373百万円増加し、法人税等調整額は389百万円増加しております。

42. 追加情報

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

43. 会計上の見積りの変更

不動産担保評価額と処分価格との関係を見直したため、当連結会計年度より、当金庫の貸倒引当金の計算における不動産担保の処分可能見込額を算出するためを使用する掛け目を変更しております。この変更により、前連結会計年度と同じ掛け目を使用した場合と比較して、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益は781百万円増加しております。

連結損益計算書

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たり当期純利益金額 321円92銭

連結経営指標

主要な経営指標の推移

(単位:利益千円、残高百万円、%)

科 目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
連 結 経 常 収 益	32,646,887	33,816,773	31,179,117	30,332,799	29,677,067
連 結 経 常 利 益	5,464,548	2,922,164	5,561,296	6,202,503	6,251,604
連 結 当 期 純 利 益	3,326,077	1,781,731	3,885,376	4,063,349	3,764,885
連 結 純 資 産 額	96,844	92,637	103,912	107,969	114,275
連 結 総 資 産 額	1,324,432	1,364,324	1,406,897	1,465,463	1,518,068
連 結 自 己 資 本 比 率	14.73	14.35	15.11	15.69	15.88

(注) 1. 連結自己資本比率は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當かどうかを判断する為の基準」(平成18年金融庁告示第21号)に定められた算式に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。
2. 平成20年度については、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成20年金融庁告示第79号)に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除しておりません。なお、「その他有価証券の評価差損」の額(30億72百万円)を控除して計算した場合には、自己資本比率は13.89%となります。
平成21年度、平成22年度、平成23年度においては「その他有価証券の評価差損」が発生していないことから、自己資本比率の算出結果に影響はありません。

連結リスク管理債権の状況

(単位:百万円)

科 目	平成22年度 (H23.3.31)	平成23年度 (H24.3.31)
破 绶 先 債 権	1,408	885
延 滞 債 権	59,888	59,997
3 ケ 月 以 上 延 滞 債 権	24	14
貸 出 条 件 緩 和 債 権	3,000	2,952
合 計	64,322	63,848

事業の種類別 セグメント情報

前連結会計年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	信用金庫業	リース業	計				
1. 経常収益及び経常損益(千円) 経 常 収 益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	26,529,623	3,591,217	30,120,840	211,959	30,332,799	-	30,332,799
(2) セグメント間の内部経常収益	24,431	70,337	94,769	46,499	141,269	△ 141,269	-
計	26,554,054	3,661,555	30,215,609	258,459	30,474,068	△ 141,269	30,332,799
経 常 利 益	5,597,128	397,598	5,994,726	189,363	6,184,089	18,413	6,202,503
2. 資 产 (百 万 円)	1,459,595	7,979	1,467,574	91,861	1,559,435	△ 93,971	1,465,463

当連結会計年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	信用金庫業	リース業	計				
1. 経常収益及び経常損益(千円) 経 常 収 益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	26,374,976	3,165,092	29,540,069	136,998	29,677,067	-	29,677,067
(2) セグメント間の内部経常収益	25,176	80,318	105,494	53,376	158,870	△ 158,870	-
計	26,400,152	3,245,411	29,645,564	190,374	29,835,938	△ 158,870	29,677,067
経 常 利 益	5,889,692	267,292	6,156,984	100,227	6,257,212	△ 5,607	6,251,604
2. 資 产 (百 万 円)	1,511,534	8,595	1,520,130	97,454	1,617,584	△ 99,516	1,518,068

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 事業区分は、連結会社の事業の内容により区分しております。

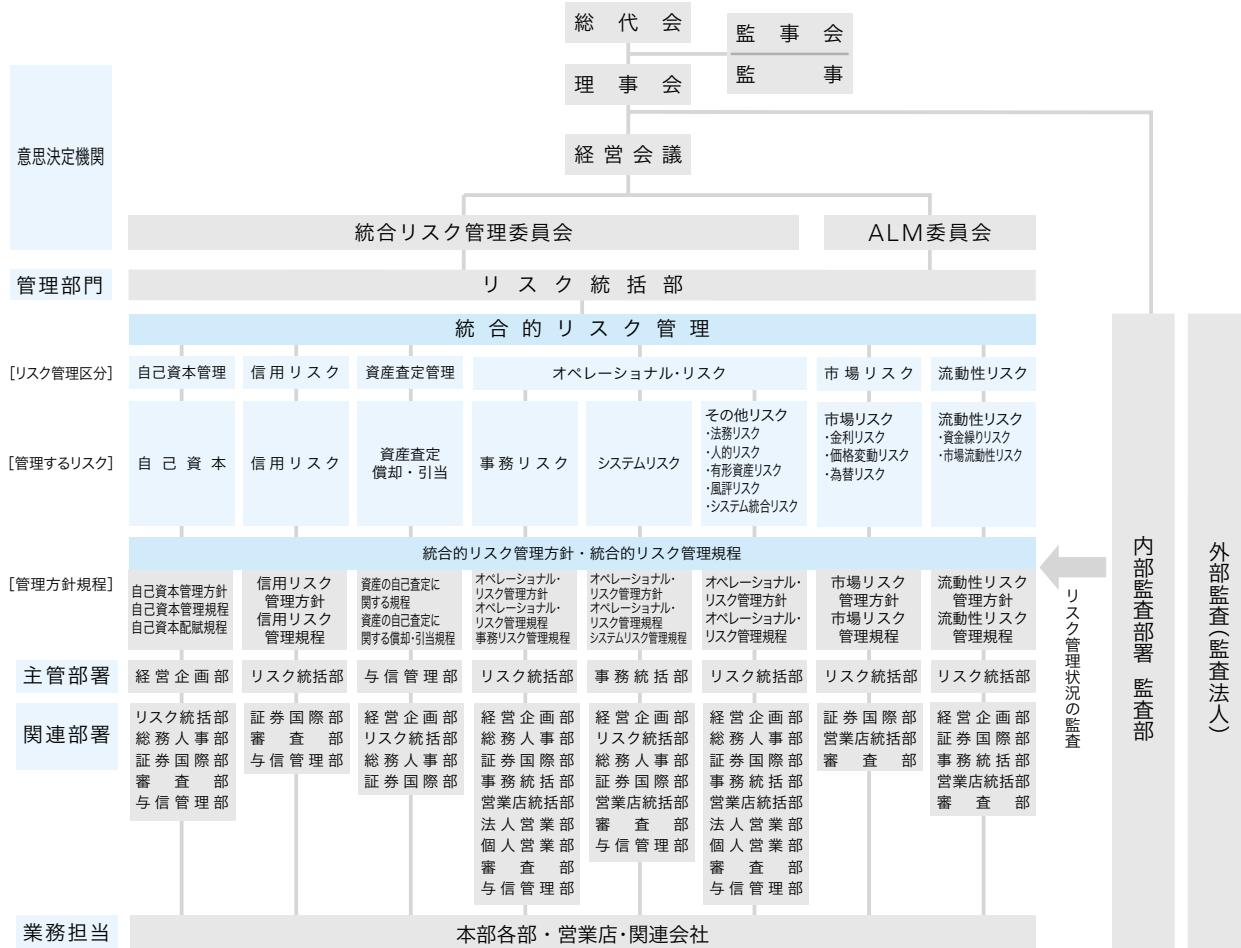
なお、「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、消費者ローン保証業務及び投資育成業務等を含んでおります。

リスク管理について

安心してご利用いただけるよう健全な経営に努めます。

リスク管理体制

(平成24年7月1日現在)



ましんは金融業務全般にわたって各種のリスクが存在し、それらリスクを放置することがお客様の信頼や経営に重大かつ深刻な影響を与える可能性が高いことを深く認識しています。

その適切な管理は経営の重要課題の一つとして受け止め、平成17年6月リスク統括部を新設し、継続的に統合的リスク管理態勢の充実、強化に取り組んでいます。

管理方針

浜松信用金庫内部統制システムの基本方針

I. 業務運営の基本方針

当金庫はつきの基本理念を掲げ、すべての役員（理事、監事）および職員（職員、派遣スタッフを含むすべての金庫業務従事者）が、職務を執行するにあたっての基本方針とする。

1. 地域の一員として地域社会の発展に貢献します。

1. お客様の声を経営に反映し、質の高い金融サービスを提供します。

1. 法令の遵守および社会規範を尊重した、誠実で健全な経営をおこないます。

1. 役職員の能力向上をはかり、活力ある企業風土を醸成します。

II. 法令等遵守体制

理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 法令等遵守方針、浜松信用金庫行動綱領の策定および遵守

当金庫は、「法令等遵守方針」「浜松信用金庫行動綱領」を策定し、理事会の承認を得て全役職員（正職員のみならず派遣スタッフを含むすべての金庫業務従事者）に対し、周知徹底するとともに遵守させる。

(2) 法令等遵守規程、コンプライアンス・マニュアルの策定および遵守等

当金庫は、「法令等遵守規程」「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、理事会の承認を得て、全役職員に対し、これを明示、配布して周知徹底するとともに全部店において遵守させる。なお、「法令等遵守規程」「コンプライアンス・マニュアル」が法令等遵守にかかる取決め、手引書との性質を有しているため、法令等の改変に伴い、不斷に見直し

を行う。

(3) 反社会的勢力の排除

当金庫は、反社会的勢力との関係を遮断し排除することが、当金庫に対する公共の信頼を維持し、当金庫の業務の適切性および健全性の確保のため不可欠であることを認識し、「法令等遵守方針」「浜松信用金庫行動綱領」に「反社会的勢力の排除」を定め、理事会の承認を得て全役職員に周知徹底させる。

(4) コンプライアンス・プログラムの策定および遵守等

当金庫は毎年コンプライアンス・プログラムを策定し、理事会の承認を得て実施する。コンプライアンス・プログラムとは、当金庫における法令等遵守体制を実現するための実践的計画であって、「コンプライアンス委員会の開催内容」「研修・会議・試験計画」「その他内部統制実施計画」などを含むものである。なお、コンプライアンス・プログラムの進捗状況等については、半期毎に理事会に報告する。

(5) 法令等遵守およびリスク統括部門の設置

当金庫は、平成17年6月1日より、法令等遵守およびリスク管理の専門担当部署であるリスク統括部を設置し、法令等遵守体制等の整備を行っている。リスク統括部は、コンプライアンス統括課、信用リスク課、市場リスク課からなり、当金庫におけるすべての法令等遵守およびリスク管理に関する情報が当部門に速やかに報告され、また定期的に行われる意見交換会にて監査部および監事との連携を図る。

(6) コンプライアンス推進者の選任

当金庫は、全業務部門および全本支店に当該部門における法令等遵守体制を構築するため、コンプライアンス推進者を任命する。

(7) コンプライアンス委員会の設置

当金庫は、コンプライアンス委員会を設置する。この委員会はリスク統括部担当代表理事を委員長とし、各部等からなる委員会であり、原則として3ヶ月に1回委員会を開催するが、緊急の議題がある場合には隨時開催する。委員会の協議事項は、法令等抵触懸念・不正行為に関する告知の受付と指導、各種抵触懸念事項と予防体制の強化の検討等であり、その結果は必要に応じ理事会および経営会議に報告する。

(8) 内部監査体制の充実

当金庫は、法令等違反や不祥事件等の未然防止および早期発見に資するため、内部監査体制を充実させる。監査部は、リスク管理態勢の有効性および適切性についての監査を行い、その結果を経営会議および理事会へ報告するとともに、改善すべき事項の提案を指示する。

(9) ホットラインの設置

当金庫は、内部通報制度の実効性を確保するため、ホットラインと称する不祥事件等に関する告発用の電話回線等をリスク統括部内に設置する。

III. 情報管理体制

理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当金庫は、理事の職務執行に係る情報の保存および管理につき、以下の態勢を整備する。なお、以下における文書には、電磁的記録を含むものとする。
 - イ. 文書管理規程の策定
 - ロ. 文書管理担当理事の配置
 - ハ. 文書保存期間および閲覧方法の策定
- (2) 理事会、経営会議、その他重要な会議の意思決定に係る情報、理事長決裁をはじめその他重要な決裁に係る情報ならびに財務、営業等に関する重要な情報を記録・保存・管理する。
- (3) 上記の各種情報は文書管理規程に基づいて保存するとともに、個人情報の保存に関しては、個人情報の保護と利用に関する基本規程ほか別途定める方法により安全管理措置をとる。
- (4) 理事の職務執行に係る文書は、すべての理事および監事が閲覧できることとする。

IV. リスク管理体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理に関する基本方針

当金庫は、法令等違反に最大の損失危険があることから、IIで定めた法令等遵守体制を構築しているが、リスク管理は同様に経営上極めて重要であることを認識しリスク管理を適切に行うため、理事会の承認を得て、リスク管理の基本方針を策定し、リスク管理体制を構築する。

(2) リスク管理体制

イ. 理事会等および各種委員会

理事会等(理事会、経営会議)は各種リスクの管理方針の決定とリスク管理に係る重要事項を決定する。また、各種リスクの協議機関として、統合リスク管理委員会、ALM委員会を置くこととする。

ロ. リスク管理関係部署

リスク管理関連部署は、それぞれリスク管理方針の策定、リスク管理の体制および規程等の整備を行い、リスク管理主管部署は各種リスクの統合管理部署として、リスク管理状況のモニタリング等によりリスク管理関連部署を牽制する。

(3) 危機管理体制

大規模災害をはじめ、当金庫の業務の継続に著しい影響を及ぼすような緊急事態が発生した場合の行動基準や対応策を明示するため、危機管理規程、コンティンジェンシープランを定めることとする。

(4) リスク管理体制の内部監査

監査部は、リスク管理体制の有効性および適切性について監査を行い、その結果を定期的に理事会および経営会議に報告する。

V. 理事職務執行体制

理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当金庫は、定期的(原則として月1回)または必要に応じて臨時に理事会を開催し、経営上の重要事項の意思決定をする。また、当金庫の全般的な執行方針の審議機関として経営会議を設置し意思決定の円滑化を図る。
- (2) 各部署の業務分掌ならびに職務権限、組織構成、組織管理の方法等について、職務権限規程、組織規程等において定め、権限委譲等により効率的な業務執行を実施する。
- (3) 理事会は全役職員が共有する経営方針、経営計画、年間の事業計画等を決定し、また、必要に応じて見直しを行うものとする。

VI. 子法人等法令等遵守体制

当金庫およびその子法人等における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当金庫は、以下の体制により信用金庫法施行規則第117条に規定

する子法人等および関連法人等(以下「関連会社」という。)の法令等遵守体制を徹底する。

- イ. 関連会社の内部統制状況について、当金庫経営企画部と監査部が協同して検証を行うこととする。
- ロ. 監査部は、関連会社の内部統制状況につき、定期的に経営企画部およびリスク統括部に報告をする。
- ハ. 関連会社の役員および職員は、独自に設置したホットラインおよびリスク統括部に設置したホットラインを利用し、内部通報制度の実効性を高める。

- (2) 当金庫と関連会社間の取引について、一方を不当に有利あるいは不利に扱うことがないようアームズ・レングス・ルールの徹底とチェック、運用を図る。

VII. 監事の職務の補助

監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- (1) 監事の監査の実効性確保および監事会の充実を図るため、監事の要請があれば、業務執行部門以外の職員を監事の職務を補助する職員とし、監事の指揮命令に従うこととする。

VIII. 監事の職務を補助する職員の独立性

監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項

- (1) 監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けないこととする。
- (2) 理事は、監事の職務を補助すべき職員の人事異動および考課等の人事権に係る事項の決定については、予め監事の同意を求めることがある。

IX. 理事および職員等の監事への報告体制

理事および職員等が監事に報告するための体制その他監事への報告に関する体制

- (1) 当金庫ならびに関連会社の理事、取締役および職員は、監事に対し、法定事項以外にも、法令遵守およびリスク管理上重要な事項については、報告する義務があり、コンプライアンス委員会においても同様とする。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としないこととする。
- (2) リスク統括部担当代表理事は、監事に対し、ホットラインの状況および内容を毎月1回以上報告することとする。
- (3) 理事は、監事に対し、半期に一度ずつ理事コンプライアンスチェックリストにより、自己の職務状況等を報告することとする。

X. 監事監査

その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監事に対し、顧問弁護士以外の弁護士または監査業務を行っている監査法人に所属しない公認会計士に委任し、助言を受ける機会を付与する。また、代表理事は、監事と監事監査の実効性について定期的に意見を交換する。

法令等遵守方針

わたしたち浜松信用金庫は、業務を行うにつきまして、あらゆる法律、政省令および通達等を遵守し、当金庫に認められた公共的使命と社会的責任を果たし、お客様の利益を擁護するため、ここに法令等遵守に係る基本方針を策定いたします。

(公共的使命および社会的責任)

1. 当金庫は、金融機関のもつ公共的使命および社会的責任の重さを常に認識し、健全かつ適正な業務運営を行い、お客様を始めすべての利害関係人から信頼を得るために努力します。

(法令等遵守態勢の構築)

2. 当金庫は、信用金庫法を始めとするあらゆる法律、政省令および通達等を遵守し、誠実かつ公正な業務を行うことをお約束します。

(内部統制システムの構築)

3. 当金庫は、質の高い内部統制システムを構築し、法令等違反行為の抑止に努力します。

(顧客情報の保護)

4. 当金庫は、お客様の情報をあらゆる法令等を遵守したうえで、厳格に管理し、外部漏洩等の事故が生じないように努力します。

(反社会的勢力の排除)

5. 当金庫は、法と秩序に違反し、公の安全に脅威を与える反社会的勢力を排除し、断固として対決します。

※本方針において「お客様」とは、「当金庫を利用されている方および利用しようとしている方」を意味します。

※本方針において「業務」とは、金融機関の業務全般を意味します。

統合的リスク管理方針

浜松信用金庫は、当金庫の業務の健全性及び適切性の観点から、適正な統合的リスク管理態勢を整備・確立します。

統合的リスク管理とは自己資本比率の算定に含まれないリスクも含めて、それぞれのリスク・カテゴリーごとに評価したリスクを総体的にとらえ、当金庫の経営体力である自己資本と比較・対照することを指します。

- 当金庫は、役員自ら率先して統合的リスク管理態勢の整備・確立に努め方針を金庫全体に周知します。
- 当金庫は、統合的リスク管理態勢の最終意思決定機関を理事会と定めます。理事会は、経営方針に則り戦略目標を定める等、適正な統合的リスク管理態勢整備・確立のためのすべての権限を有します。
- 当金庫は、統合的リスク管理全般を統括する責任者をリスク統括部担当代表理事と定め、統合的リスク管理のための担当理事をリスク統括部担当代表理事と定めます。統合的リスク管理担当理事は、理事会の意思決定に基づきリスクの所在、リスクの種類・特性及びリスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法を認識し、適正な統合的リスク管理態勢整備・確立のための権限を有します。
- 当金庫は、統合的リスク管理を実効あらしめるためにリスクに関する重要な事項を審議し、理事会等へ付議するための組織として統合リスク管理委員会を設置します。
- 当金庫は、資産・負債を総合管理し、運用戦略等の策定・実行に関する事項を審議し、理事会等へ付議するための組織としてALM委員会を設置します。
- 当金庫は、統合的リスク管理に関する統括部署としてリスク統括部を設置します。リスク統括部は、理事会・統合的リスク管理担当理事を補助する権限を有します。
- 当金庫は、業務上発生するリスクを統合的リスク管理の対象として管理します。また、対象とするリスクに対する評価・モニタリングを通じてリスクのコントロール・削減を適切に実施するとともに、コントロールすべきリスクと極小化すべきリスクに分類して管理します。
- 当金庫は、新規の商品の取扱および新規の業務の開始その他の事項に関し、内在するリスクをリスク統括部に特定させ、問題点を適時に検討・報告させる態勢を整備・確立します。
- 当金庫は、統合的リスク管理態勢を整備・確立するために計量化可能なリスクを総合的に捉え、経営体力に見合った資本を各リスク運営部署に配賦します。運営部署は配賦されたリスク限度枠の範囲内で与信業務・市場運用等を行います。
- 当金庫は、運営部署に配賦されたリスク資本に対する使用リスク量を月次で計量させ、限度枠を超過もしくは超過の可能性がある場合は統合リスク管理委員会等および理事会等に報告し、理事会等はリスク量の削減またはリスク限度枠等の是非等の対応策を決定します。

自己資本管理方針

浜松信用金庫は、当金庫の業務の健全性及び適切性の観点から、当金庫における自己資本管理態勢の整備・確立により、正確な自己資本比率の算定に加え、当金庫の直面するリスクに見合った十分な自己資本を確保します。

- 当金庫は、役員自ら率先して自己資本管理態勢の整備・確立を行います。
- 当金庫は、自己資本管理態勢の最終意思決定機関を理事会と定めます。理事会は、経営方針に則り適正な自己資本管理態勢整備・確立のためのすべての権限を有します。
- 当金庫は、自己資本管理のための担当理事を経営企画部担当理事と定めます。自己資本管理担当理事は、自己資本充実度の評価・モニタリング・コントロール等の手法及び自己資本管理の重要性を理解し、当金庫の自己資本管理の状況を的確に認識し、適正な自己資本管理態勢の整備・確立のための権限を有します。
- 当金庫は、自己資本管理の主管部署として経営企画部を設置し、関連部署としてリスク統括部を設置します。経営企画部は、経営計画・戦略目標等に基づき自己資本充実に関する施策を円滑に実行する権限を有します。
- 当金庫は、自己資本対比でのリスク限度枠を毎期定め、モニタリングを毎月行い限度枠管理を厳正に行います。
- 当金庫は、適切な自己資本充実度の評価及びモニタリングを実施し、十分な自己資本の維持に努めるとともに、リスクの総量が自己資本規制上の基本的な項目の額を上回らないよう適切な管理とコントロールを行います。
- 当金庫は、金融庁告示等に定める適切な算出プロセスを通じて自己資本比率の算出を行います。また、経営計画・戦略目標等に照らして、必要となる自己資本の額を算出します。

なる自己資本の額を算出します。

- 当金庫は、各業務部門に対するリスク資本配賦運営を行います。各業務部門は配賦限度枠の範囲内にリスクを制御し、経営の健全性・適切性と収益性の向上ならびに経営体質の強化を図ります。

※本方針において「自己資本充実度の評価における自己資本」とは、自己資本が潜在損失への備えであることを踏まえ、より一層の健全性の確保を図る観点から、自己資本比率規制上の基本的な項目の額を意味します。

※本方針において「自己資本充実度の評価における対象リスク」とは、信用リスク・市場リスクならびにオペレーションル・リスクを意味します。

信用リスク管理方針

浜松信用金庫は、当金庫の業務の健全性及び適切性の観点から、適正な信用リスク管理態勢を整備・確立します。

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少あるいは消滅し、当金庫が損失を被るリスクです。

- 当金庫は、役員自ら率先して信用リスク管理態勢の整備・確立に努めます。
- 当金庫は、信用リスク管理態勢の最終意思決定機関を理事会と定めます。理事会は、経営方針に則り戦略目標を定める等、適正な信用リスク管理態勢整備・確立のためのすべての権限を有します。
- 当金庫は、信用リスク管理のための担当理事をリスク統括部担当理事と定めます。信用リスク管理担当理事は、理事会の意思決定に基づき信用リスクの所在、信用リスクの種類・特性及び信用リスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法を認識し、適正な信用リスク管理態勢整備・確立のための権限を有します。
- 当金庫は、信用リスク管理部門としてリスク統括部、審査部、与信管理部、証券国際部を設置します。リスク統括部は信用リスクの主管部署として、理事会・信用リスク担当理事を補助し、審査部、与信管理部、証券国際部が特定し認識する信用リスク情報を一元的に管理します。
- 当金庫は、お取引先の財務諸表・営業活動により入手した業況等の分析により格付・自己査定を適切に行い、そのデータを用いて信用リスク量の計量を行います。
- 当金庫は、信用リスクの特定・評価・モニタリングを各部門からの信用リスク管理の状況報告に基づいて的確に分析し、コントロール及び削減方法及び今後の融資方針を決定します。
- 当金庫は、融資方針を決定する際に長期的視野に立った信用リスク管理を念頭に置き、短期的な収益確保を優先するような目標設定を行いません。また、お取引先の成長や健全な経営のためにお役に立てるような融資を常に心がけて取り組み、その結果当金庫の信用リスクのコントロール及び削減を図ります。

市場リスク管理方針

浜松信用金庫は、当金庫の業務の健全性及び適切性の観点から、適正な市場リスク管理態勢を整備・確立します。

市場リスクとは、金利、有価証券の価格、為替等の様々なリスク要素の変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。主に金利リスク、価格変動リスク、為替リスクからなります。

- 当金庫は、市場リスク管理の重要性を認識し、役員自ら率先して市場リスク管理態勢の整備・確立に努めます。
- 当金庫は、市場リスク管理態勢の最終意思決定機関を理事会と定めます。理事会は、戦略目標を達成するため、適正な市場リスク管理態勢整備・確立のためのすべての権限を有します。
- 当金庫は、市場リスク管理のための担当理事をリスク統括部担当理事と定めます。市場リスク管理担当理事は、理事会の意思決定に基づき市場リスクの所在、市場リスクの種類・特性及び市場リスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法を認識し、適正な市場リスク管理態勢整備・確立のための権限を有します。
- 当金庫は、市場リスク管理のための横断的な組織として、ALM委員会を設置します。ALM委員会は、理事会等で決定されたリスク管理に関する方針等にもとづき、市場リスク管理に関する具体的な事項や方針等を審議または決定し、理事会等へ付議・報告します。
- 当金庫は、統合的リスク管理の統括部署として設置したリスク統括部を、市場リスクを的確に把握・管理するため、収益に関する部門から独立して市場リスクを統括する管理部門とします。リスク統括部は理事会・市場リスク管理担当理事を補助する権限を有します。また、市場部門及び市場事務管理部門を証券国際部内に設置し、フロントオフィスとバックオフィ

スを明確に分離し、牽制機能を図ります。

- 6.当金庫は、業務上発生する市場リスクを適切に特定し、計量可能な市場リスクを統合的に捉え、自己資本等の経営体力を勘案して定めるリスク限度枠の範囲内に市場リスクをコントロールするとともにリスクに見合った収益を確保するための市場リスク管理態勢を整備・確立します。
- 7.当金庫は、リスク限度枠や方針等が適切に遵守されているかをモニタリングし、リスク限度枠を超過もしくは超過する恐れのある場合はALM委員会、理事会等へ速やかに報告する態勢を整備し、市場リスクのコントロール及び削減に努めます。

流動性リスク管理方針

浜松信用金庫は、当金庫の業務の健全性及び適切性の観点から、適正な流動性リスク管理態勢を整備・確立します。

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になる場合や通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)および市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)をいいます。

- 1.当金庫は、役員自ら率先して流動性リスク管理態勢の整備・確立に努めます。
- 2.当金庫は、流動性リスク管理態勢の最終意思決定機関を理事会と定めます。
理事会は、戦略目標を達成するため、適正な流動性リスク管理態勢整備・確立のためのすべての権限を有します。
- 3.当金庫は、流動性リスク管理のための担当理事をリスク統括部担当理事と定めます。流動性リスク管理担当理事は、理事会の意思決定に基づき流動性リスクの所在、流動性リスクの種類・特性及び流動性リスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法を認識し、適正な流動性リスク管理態勢整備・確立のための権限を有します。
- 4.当金庫は、流動性リスク管理のための横断的な組織として、ALM委員会を設置します。ALM委員会は、理事会等で決定されたリスク管理に関する方針等にもとづき、流動性リスク管理に関する具体的な事項や方針等を審議または決定し、理事会等へ付議・報告します。
- 5.当金庫は、統合的リスク管理の統括部署として設置したリスク統括部を、流動性リスクを的確に把握・管理するため、流動性リスクを統括する管理部門とします。リスク統括部は理事会、流動性リスク管理担当理事を補助する権限を有します。また、資金繰り管理部門を証券国際部とし、リスク管理方針等に基づき適切な資金繰りの運営および資金繰りリスクのコントロールに努めます。流動性リスク管理部門と資金繰り管理部門をそれぞれ明確に分離し、牽制機能を図ります。
- 6.当金庫は、業務上発生する流動性リスクを適切に特定・評価し、金庫の経営体力や規模・特性等を勘案して定める流動性リスク管理のための基準の範囲内にリスクをコントロールすることに努め、流動性リスク管理態勢を整備・確立します。
- 7.当金庫は、流動性リスク管理のための基準や方針等が適切に遵守されているかをモニタリングし、流動性リスク管理基準に抵触もしくは抵触する恐れのある場合はALM委員会、理事会等へ速やかに報告する態勢を整備し、流動性リスクのコントロール及び削減に努めます。
- 8.当金庫は、資金繰りの状況に応じて「平常時」「懸念時」「危機時」に区分し、「懸念時」「危機時」の対応について定めます。資金繰りに重大な影響を与える緊急事態が発生した際に、緊急時対策マニュアルに基づき迅速な対応ができる態勢を構築します。

オペレーションナル・リスク管理方針

浜松信用金庫は、当金庫の業務の健全性及び適切性の観点から、総合的なオペレーションナル・リスク管理態勢を整備・確立いたします。

オペレーションナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により発生し損失を被るリスクをいい、事務リスク、システムリスクおよびその他リスク(法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク、システム統合リスク)を内容とします。

- 1.当金庫は、オペレーションナル・リスク管理の重要性を認識し、役員自ら率先して環境の変化に敏感なオペレーションナル・リスク管理態勢の整備・確立に努めます。
- 2.当金庫は、オペレーションナル・リスク管理態勢の最終意思決定機関を理事会と定めます。理事会は、戦略目標の達成のため、総合的なオペレーションナル・リスク管理態勢整備・確立のためのすべての権限を有します。

3.当金庫は、オペレーションナル・リスク管理のための担当理事をリスク統括部担当代表理事と定めます。オペレーションナル・リスク管理担当理事は、理事会の意思決定に基づきオペレーションナル・リスクの所在、種類・特性及びオペレーションナル・リスクの特定・評価・モニタリング・コントロール・削減等に関する手法を認識し、総合的なオペレーションナル・リスク管理態勢整備・確立のための権限を有します。

- 4.当金庫は、統合的リスク管理の統括部署として設置したリスク統括部をオペレーションナル・リスク管理に関する総合的な管理部門とします。リスク統括部は理事会、オペレーションナル・リスク管理担当理事を補助する権限を有し、網羅的かつ法令等に則って適切に管理するとともに、組織内の全ての部署はオペレーションナル・リスク管理水準の向上に努力します。
- 5.当金庫は、各部門からのオペレーションナル・リスクの特定・評価・モニタリング・情報等を通じてリスクの高まりを的確に分析し、そのコントロール及び削減に向けて努力します。
- 6.当金庫は、オペレーションナル・リスクの総合的な管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価・改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しを行います。

事務リスク管理方針

浜松信用金庫は、当金庫の業務の健全性及び適切性の観点から、オペレーションナル・リスク管理方針に基づき、事務リスク管理態勢を整備・確立します。

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当金庫が損失を被るリスクと定義します。

- 1.当金庫は、全ての業務に事務リスクは所在するとの理解に基づき、役員自ら率先して事務リスク管理態勢の整備・確立に努力します。
- 2.当金庫は、事務リスク管理態勢の最終意思決定機関を理事会と定めます。理事会は、実効性ある事務リスク管理態勢整備・確立のためのすべての権限を有します。
- 3.当金庫は、事務リスク管理のための担当理事をリスク統括部担当理事と定めます。事務リスク管理担当理事は、理事会の意思決定に基づき事務リスクの所在、種類・特性及び事務リスク管理手法を理解し、厳正な事務リスク管理態勢整備・確立のための権限を有します。
- 4.当金庫は、事務リスク管理に関する管理部門としてリスク統括部を設置し、リスク統括部は理事会・事務リスク管理担当理事を補助する権限を有し、事務リスクを網羅的かつ法令等に則って適切に管理するとともに、組織内の全ての部署は事務リスク管理水準の向上に努力します。
- 5.当金庫は、各部門からの事務リスクの特定・評価・モニタリング等を通じて事務リスクの高まりを的確に分析し、コントロール及び削減に向けて努力します。
- 6.当金庫は、事務リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価・改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しを行います。

システムリスク管理方針

浜松信用金庫は、当金庫の業務の健全性および適切性の観点から、オペレーションナル・リスク管理方針に基づき、システムリスク管理態勢を整備・確立します。

システムリスクとは、コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備、不正使用等により当金庫が損失を被るリスクをいいます。

- 1.当金庫は、システムリスク管理の重要性を認識し、役員自ら率先してシステムリスク管理態勢の整備・確立に努力します。
- 2.当金庫は、システムリスク管理態勢の最終意思決定機関を理事会と定めます。理事会は、実効性あるシステムリスク管理態勢整備・確立のためのすべての権限を有します。
- 3.当金庫は、システムリスク管理のための担当理事を事務統括部担当理事と定めます。システムリスク管理担当理事は、理事会の意思決定に基づき、システムリスクの種類・特性およびシステムリスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法ならびにシステムリスク管理の重要性を十分理解し、適正なシステムリスク管理態勢整備・確立のための権限を有します。
- 4.当金庫は、システムリスク管理に関する管理部門として事務統括部を設置し、事務統括部は理事会・システムリスク管理担当理事を補助する権限を有し、システムリスクを網羅的かつ法令等に則って適切に管理するとともに、全ての部署はシステムリスク管理水準の向上に努力します。
- 5.当金庫は、システムリスクを特定し、各部門からの評価・モニタリング等を通じてシステムリスクの高まりを的確に分析するとともにシステムリスクのコントロールおよび削減に向けて努力します。

6.当金庫は、当金庫の保有する情報資産を適切に保護するため、保護すべき情報資産、保護すべき理由およびそれらの責任の所在等を情報資産保護に関する基本方針(セキュリティポリシー)等に定め、適切な内部管理態勢を構築します。

内部監査方針

浜松信用金庫は、当金庫および関連会社の業務の健全性・適切性を確保するため、「経営方針」および「浜松信用金庫内部統制システムの基本方針」に則り、本「内部監査方針」を定めます。

監査部は同方針に基づき「内部監査規程」を、同規程の下部要領として監査実務の手順等について定めた「内部監査実施要領」を別途制定し、理事会等の承認を受けることとします。

(内部監査方針)

1. 内部監査は、浜松信用金庫および関連会社の業務運営全般に関し、監査部が独立かつ客観的立場でこれを検証したうえで改善を促しつつ、企業価値を高めていくことを目的とします。
2. このために監査部は被監査部門に対し、法令等遵守、顧客保護等(金融円滑化への取組も含む)およびリスク管理の有効性等について、その評価や改善提言を内部監査の体系的手法と規律遵守の態度をもって行なっていくものとします。

金融円滑化管理方針

浜松信用金庫は、地域の健全な事業を営む事業者および個人に対して、必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談・経営指導および経営改善に関するきめ細かな支援に取り組むことを重要な役割と認識し、適切なリスク管理の下、金融仲介機能を積極的に発揮していきます。

金融円滑化とは「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(以下、「中小企業者等金融円滑化法」という)」に規定する施策であり、顧客の経営実態等を踏まえ、適切に新規融資や貸出条件の変更等を行うこと、経営相談・経営指導及び経営改善に関する支援を行うこと、与信取引(貸出契約およびこれに伴う担保・保証契約)に関し顧客に対する説明を適切かつ十分に行うこと、顧客からの与信取引に係る問合せ、相談、要望および苦情への対応を適切に実施すること、「中小企業者等金融円滑化法」に規定する必要な措置を講ずること、その他、与信取引に関し地域密着型金融を推進するために必要な事項を適切に実施することをいい、金融円滑化管理とは、適切なリスク管理の下、金融仲介機能を積極的に発揮する観点から、この施策を達成するために必要な管理をいいます。

1. 当金庫は経営者自ら率先して金融円滑化管理態勢の整備・確立に努め本方針を金庫全体に周知します。
2. 当金庫は金融円滑化管理態勢の最終意思決定機関を理事会と定めます。理事会は、経営方針に則り戦略目標を定める等、適正な金融円滑化管理態勢の整備・確立のためのすべての権限を有します。
3. 当金庫は金融円滑化管理責任者を審査部担当代表理事と定めます。金融円滑化管理責任者は、理事会の意思決定に基づき、金融円滑化管理態勢の整備・改善、人材の育成、担当者の配置、事故防止のための人事管理等の適切な金融円滑化管理態勢整備・確立のための権限を有します。
4. 新規融資や貸出条件変更等の申込みに対する適切な審査が実施されるよう、信用リスク管理部門は、定期的または必要に応じて審査基準および与信管理方法を見直します。
5. 新規融資や貸出条件変更等の申込みに対する顧客説明及び顧客サポート等が適切に実施されるよう、金融円滑化管理責任者、顧客説明管理責任者および顧客サポート等管理責任者は連携して顧客保護を図るための取組みを行います。
6. 顧客の経営相談・経営指導および経営改善を支援します。そのために本部の経営改善支援部門の一層の機能強化を図ります。また顧客の事業価値を適切に見極める能力向上を図るために、人事部門は研修等を実施します。
7. 中小企業者等金融円滑化法の趣旨に則り中小企業者、住宅ローン借入者からの貸出条件の変更等の相談、申込みに対応します。その際、他の金融機関、関係機関が関係している場合、当該機関と緊密な連携を図ります。

業務継続計画の基本方針

浜松信用金庫は、金融業務が地域社会にとり欠くことのできない機能であり、大災害等の発生に際しても継続的に業務を行い、地域社会の一員として貢献することが当金庫の社会的役割であると認識しております。かかる認識の下、当金庫は業務継続態勢の構築・見直しを経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、業務継続計画(コンティンジェンシープランを含む)を取り組むとともに不断に見直し、その維持・管理に努めます。

1. 当金庫は役員自ら率先して業務継続態勢の整備・確立に努め、大災害時等の被害を軽減し、金融機関としての機能を最低限維持し、社会的責任を果たすことに努めます。
2. 当金庫は、業務継続態勢の整備・確立にかかる最終意思決定機関を理事会と定めます。理事会は、大災害等非常事態が発生した場合に、優先的に継続すべき重要な業務を特定するなど態勢の整備・確立を図るためにすべての権限を有するとともに、環境の変化等を踏まえ適宜適切に見直しをはかり実効性の確保に努めます。
3. 当金庫は、業務継続態勢整備のための担当理事をリスク統括部担当代表理事と定めます。担当理事は、理事会の意思決定に基づき非常事態に関する多種多様なリスクシナリオや業務継続手段を理解し、業務継続態勢整備・確立のための権限を有します。
4. 当金庫は、業務継続態勢整備の統括部署をリスク統括部とともに、本部全部署および全営業店を関連部署とします。統括部署であるリスク統括部は、理事会・業務継続態勢担当理事を補助し、業務継続態勢の構築・整備につとめ、また関連部署はそれぞれ業務継続を自らの問題として統括部署の作業に参加するとともに全面的に統括部署に協力します。
5. 当金庫は、大災害等非常事態が発生した場合は緊急対策本部を立ち上げ指揮命令系統を集中するとともに、速やかに全職員の安否確認・被害状況の確認等、情報収集と現状把握に努め危機レベルを認識するとともに、メインコンピューターを含む施設等に損害や運営上の支障が生じている場合には、復旧目標時間を設定しコンティンジェンシープランに従った初期対応・業務継続手段を決定します。
6. 当金庫は、緊急事態が発生した際、金庫内外のステークホルダーに迅速かつ正確な情報を提供することで、不信感や不安感を払拭するとともに、二次災害・混乱に乘じた犯罪、不祥事を防止します。
7. 当金庫は、近隣地域に対する支援・貢献が必要となる場合は、最大限の協力を惜しません。

反社会的勢力に対する基本方針

浜松信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 反社会的勢力との関係遮断
当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に對しては断固として拒絶します。
 2. 組織としての対応
当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつ組織的な対応に努めます。
 3. 資金提供・便宜供与等の禁止
当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
 4. 外部専門機関との連携
当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
 5. 有事における民事と刑事の法的対応
当金庫は、反社会的勢力による不当要求に對しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
- ※本方針において「反社会的勢力」とは、暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求し、または市民社会の秩序や安全に脅威を与える集団または個人をいいます。
- ※暴力団、暴力団員、暴力団準備構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件とともに、暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当要求行為等の行為要件にも着目して判断します。

自己資本の充実の状況等について

※73ページに用語解説をご用意しました。適宜ご参照ください。

定性的な開示事項

I. 単体における事業年度の開示事項

1.自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に基本的項目(Tier 1)と補完的項目(Tier 2)で構成されています。

平成23年度末の自己資本額のうち、過去の利益の積み上げによるもの以外のものは、基本的項目では地域のお客様からお預かりしている出資金が該当し、補完的項目では一般貸倒引当金が該当します。

2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

平成23年度における自己資本比率は、15.63%と国内で業務を行う金融機関の基準である4%を大幅に上回っており、はましんの経営が健全かつ安全であることを示しております。また、各エクスボージャーにおいても特定の分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

さらに、自己資本額に占める基本的項目(Tier 1)の割合は98.4%と当金庫の自己資本の大部分は毎期の安定利益の積み重ねにより形

成されております。

一方、将来の自己資本充実策につきましては、年度ごとに掲げる収支計画に基づき、安定した利益の確保につとめ、引き続き利益の積み上げによる自己資本の充実を図っていく方針であります。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された実現性の高いものであります。

3.信用リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オーバーランス資産を含む)の価値が減少あるいは消滅し、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理方針」、「信用リスク管理規程」等を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理体制を構築しています。

信用リスクの評価は、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では、信用リスクの計量化のためのシステム導入を行い月次のリスク量を計量しております。

株式や債券、投資信託等の有価証券の購入にあたっては、投資適格基準を「資産別運用指針」で定め、購入先の評価である格付や財務状況等を総合的に判断し、安全度を考慮した投資を行っております。

審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門は分離しており、お互いに影響を受けない体制となっております。

以上、信用リスク管理の状況については、統合リスク管理委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて経営会議、理事会にて経営陣に対し、報告する態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「資産の自己査定基準書」および「資産の自己査定に関する償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、破綻懸念先のうち与信額4億円以上または担保・保証額等を除いた未保全額が5千万円以上の債務者に対する引当額はキャッシュ・フロー見積法(DCF法)により算出しています。

なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上につとめております。

(2)リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

エクスボージャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関は以下の通りです。

- 国内法人または国内法人の海外現地法人向けエクスボージャー格付投資情報センター(R&I)・日本格付研究所(JCR)
- 外国中央政府または海外企業向けエクスボージャースタンダード&プアーズ(S&P)・ムーディーズ(Moody's)
- 上記に当てはまらない格付が付されているエクスボージャーは当該格付

4.信用リスク削減手法に関するリスク管理方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解を頂いた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金・有価証券・不動産等、保証には、人的保証・信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付・割引手形・証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバティブ取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合がありま

す。この際、信用リスク削減手法の一つとして、金庫が定める「事務取扱要領」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルIIで定められている信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として自金庫預金積金・有価証券(国債)、保証として地方公共団体保証・住宅融資保険・三菱UFJニコス株式会社による保証・一般社団法人しんきん保証基金による保証・保証保険・株式会社セディナ・大和ハウス工業株式会社による保証・その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、地方公共団体保証は政府保証と同様、住宅融資保険は政府関係機関と同様、三菱UFJニコス株式会社・一般社団法人しんきん保証基金・保証保険・株式会社セディナ・大和ハウス工業株式会社は法人等エクスボージャーとして適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスボージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、お客様の外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っております。具体的な派生商品取引は、通貨関連取引として為替先物予約取引、通貨オプション、金利関連取引として金利スワップ、金利オプションがあります。

派生商品には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けれるリスクと保有する資産・負債が受けれるリスクが相殺されるような形で管理しております。

また、信用リスクへの対応として、お客様との取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っておりません。その他、金利関連取引については、余資運用基準の中で定めている投資枠内の取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保を提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、心配ありません。以上により当該取引に係る市場リスク及び信用リスク、双方とも適切なリスク管理に努めております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

6. 証券化エクスポートヤーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産などを、その資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をすることを指します。このため、証券化商品への投資は、発行体の信用力、裏付資産の状況、市場流動性等に影響を受けるというリスク特性があります。

一般的に証券化取引の当事者は、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。当金庫は、オリジネーターとしての証券化取引は行っておらず、投資家としての証券化エクスポートヤーを保有しております。

当該投資証券に係るリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、市場流動性、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会、経営会議に諮り、適切なリスク管理に努めております。

(2) 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号まで(自己資本比率告示第254条第2項及び第302条の4第1項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化商品については、当金庫の定める「資産別運用指針」において発行体及びその裏付資産等の包括的なリスク特性や構造上の特性が継続的に把握できるものを投資対象とし、同指針に従って情報収集とモニタリングを継続的に行なうなど適正な運用・管理を行っております。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引を用いておりません。また、今後行う予定も現在のところありません。

(4) 証券化エクスポートヤーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(5) 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合の、証券化目的導管体の種類及び当該証券化取引に係る証券化エクスポートヤーを保有しているかどうかの別

当金庫は、証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行っておりません。

(6) 子法人等及び関連法人等のうち、当金庫が行った証券化取引に係る証券化エクスポートヤーを保有しているものの名称

該当ありません。

(7) 証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「時価の採用基準」「有価証券の減損処理基準」等及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(8) 証券化エクスポートヤーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポートヤーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の通りです。

① 国内法人または国内法人の海外現地法人向けエクスポートヤー

- 格付投資情報センター(R&I)
- 日本格付研究所(JCR)

② 海外中央政府または海外企業向けエクスポートヤー

- ムーディーズ(Moody's)
- スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)

③ 上記に当てはまらない格付が付与されている

証券化エクスポートヤーは該当格付

(9) 定量的情報に係る重要な変更

該当ありません。

7. オペレーション・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーション・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「オペレーション・リスク管理方針」「オペレーション・リスク管理規程」等に基づき、適切にオペレーション・リスクを特定・評価・モニタリングし、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、「事務リスク管理方針」「事務リスク管理規程」を踏まえ、本部・営業部店が一体となり、厳正な「事務取扱要領」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取り組み、事務品質の向上に努めています。

システムリスクについては、「システムリスク管理方針」「システムリスク管理規程」を定め、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査を実施し、安定した業務遂行がで

きるよう、システムリスク管理態勢の整備に努めています。

その他、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めています。

また、当金庫では監査部門が年1回、本部・営業部店に対し立ち入り監査を実施しているほか、本部・営業部店でも毎月、店内検査を実施しています。

一連のオペレーション・リスクに関連するリスクの状況については、統合リスク管理委員会をはじめ、各種委員会にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて経営会議、理事会において経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポートヤー又は株式等エクスポートヤーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポートヤーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合、信金中央金庫等への出資金が該当します。

そのうち、上場株式に係るリスクの認識については、時価評価及び最大予

想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めています。また、株式関連商品への投資は、「余資運用基準」の中で定める投資枠内の取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ

資産・分散投資のひとつとして位置づけており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。

非上場株式、子会社・関連会社株式、投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「余資運用基準」及び「資産別運用指針」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的な

モニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」及び当金庫が定める「時価の採用基準」「有価証券の減損処理基準」等に従った、適正な処理を行っております。

9.銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債価値の変動により損失を被ることや、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢しております。

(2)内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスクは、以下の定義および前提に基づいて算定しております。

● 計測手法 VaR(バリュー・アット・リスク)

前提条件:信頼水準…99.0%

保有期間…6ヶ月(有価証券、預け金等)

1年 (預貸金、スワップ等
オフバランス取引等)

● 計測対象 預貸金、有価証券、預け金、他の金利・期間を有する資産・負債

具体的には、VaR(バリュー・アット・リスク)を用いて金利リスクを月次で算定するとともに当金庫経営体力に見合ったVaRの限度額を設定し、リスク量が過大とならないように管理しています。リスク量の状況については毎月ALM委員会で協議検討をするとともに、定期的に経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

● コア預金

対象: 流動性預金

算定方法: ①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高、③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額

満期: 2.5年

● リスク計測の頻度 月次(前月末基準)

II.連結における事業年度の開示事項

1.連結の範囲に関する事項

(1)自己資本比率告示第3条又は第20条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号以下「連結財務諸表規則」という。)に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点連結グループに属する会社と、連結財務諸表規則に基づく連結の範囲に含まれる会社に相違点はありません。

(2)連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は以下の4社です。

- はましんビジネスサービス株式会社
- はましんリース株式会社
- はましん信用保証株式会社
- はましんキャピタル株式会社

詳細については、48ページをご参照ください。

(3)自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容
該当ありません。

(4)自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
該当ありません。

(5)信用金庫法第54条の21第1項第1号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの若しくは同項第2号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
該当ありません。

(6)連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
該当ありません。

2.自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に基本的項目(Tier 1)と補完的項目(Tier 2)で構成されています。

平成23年度末の自己資本額のうち、過去の利益の積み上げによるもの以外のものは、基本的項目では地域のお客様からお預かりしております。

出資金及び連結子法人等の少数株主持分(連結子法人等の利益剰余金のうち当金庫グループ以外の外部株主の持分)が該当し、補完的項目では一般貸倒引当金が該当します。

3.連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

平成23年度における連結自己資本比率は15.88%と、国内で業務を行う金融機関の基準である4%を大幅に上回っており、はましんの経営が健全かつ安全であることを示しております。また、各エクスポートセンターにおいても特定の分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

さらに、自己資本額に占める基本的項目(Tier 1)の割合は98.4%と当金庫の自己資本の大部分は毎期の安定利益の積み重ねにより形成されております。

一方、将来の自己資本充実策につきましては、連結グループに所属する各会社の年度ごとに掲げる収支計画に基づき、安定した利益の確保につとめ、引き続き利益の積み上げによる自己資本の充実を図っていく方針であります。なお、連結グループに所属する各会社の収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された実現性の高いものであります。

上記以外は、「I.単体における事業年度の開示事項」と同様です。

定量的な開示事項

I. 単体における事業年度の開示事項

(1)自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	平成22年度	平成23年度
(自 己 資 本)		
出 資 金	1,162	1,171
うち 非 積 永 久 優 先 出 資 金	—	—
優 先 出 資 申 込 証 別 備 金	—	—
資 本 準 備 金	—	—
そ の 他 資 本 剰 余 金	—	—
利 益 準 備 金	1,162	1,171
特 別 積 立 金	98,513	102,013
緑 越 金 (当 期 末 残 高)	364	372
そ の 他	—	—
処 分 未 済 持 分 (△)	—	0
自 己 優 先 出 資 申 込 証 別 備 金	—	—
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損 (△)	—	—
営 業 権 相 当 額 (△)	—	—
の れ ん 相 当 額 (△)	—	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額 (△)	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額 (△)	—	—
[基 本 的 項 目] (A)	101,202	104,728
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	—	—
一 般 貸 倒 引 当 金	1,561	1,680
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	—	—
負 債 性 資 本 調 達 手 段	—	—
期 限 付 劣 後 債 務 及 び 期 限 付 優 先 出 資	—	—
補 完 的 項 目 不 算 入 額 (△)	—	—
[補 完 的 項 目] (B)	1,561	1,680
自 己 資 本 総 額 [(A) + (B)] (C)	102,763	106,408
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	11,704	13,604
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	7,600	9,500
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポート・ジャーナル及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む)	9	1
控 除 項 目 不 算 入 額 (△)	11,704	13,604
[控 除 項 目 計] (D)	9	1
自 己 資 本 額 [(C) - (D)] (E)	102,754	106,406
(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)		
資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス 項 目)	606,825	621,900
オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	13,784	14,322
オペレーション・リスク相当額を8%で除して得た額	44,381	44,363
信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト 調 整 額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
[リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計] (F)	664,991	680,586
单 体 T i e r 1 比 率 (A)/(F) %	15.21	15.38
单 体 自 己 資 本 比 率 (E)/(F) %	15.45	15.63

(注)1.「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

2.自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成20年金融庁告示第79号)に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除しないこととされていますが、平成22年度および平成23年度においては、「その他有価証券評価差損」が発生していないことから、自己資本比率の算出結果に影響はありません。

(2)自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本額の合計	620,609	24,824	636,223	25,448
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスボージャー	616,677	24,667	633,041	25,321
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国的地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	960	38	932	37
我が国の政府関係機関向け	2,759	110	2,463	98
地方三公社向け	63	2	61	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	68,225	2,729	79,690	3,187
法人等向け	189,619	7,584	180,999	7,239
中小企業等向け及び個人向け	127,679	5,107	141,261	5,650
抵当権付住宅ローン	38,771	1,550	39,270	1,570
不動産取得等事業向け	148,196	5,927	147,704	5,908
三月以上延滞等	686	27	529	21
取立未済手形	54	2	83	3
信用保証協会等による保証付	8,928	357	8,708	348
株式会社企業再生支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	7,718	308	8,133	325
上記以外	23,013	920	23,203	928
②証券化エクスボージャー	750	30	500	20
証券化(オリジネーター)	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外)	750	30	500	20
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	3,181	127	2,682	107
口. オペレーションル・リスク	44,381	1,775	44,363	1,774
八. 単体総所要自己資本額(イ+口)	664,991	26,599	680,586	27,223

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスボージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスボージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスボージャーのことです。

4. オペレーションル・リスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

$$\text{算定方法} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(3)信用リスクに関する事項

イ. 信用リスクに関するエクスボージャー及び主な種類別の期末残高

地域別、業種別及び残存期間別

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスボージャー期末残高										三月以上延滞 エクスボージャー		
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外 のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		その他		平成22年度		平成23年度		
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	
国内	1,419,704	1,474,949	802,269	823,317	358,804	345,526	326	320	258,304	305,784	2,590	1,762	—
国外	40,252	34,648	—	—	40,252	34,648	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	1,459,957	1,509,597	802,269	823,317	399,057	380,174	326	320	258,304	305,784	2,590	1,762	—
製造業	181,417	176,616	146,983	146,768	30,654	26,537	0	0	3,779	3,310	208	167	—
農業、林業	465	447	465	447	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	376	625	376	625	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	270	266	270	266	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	56,884	57,392	56,280	57,391	603	—	—	—	1	1	300	125	—
電気・ガス・熱供給・水道業	22,481	6,288	—	—	22,461	6,282	—	—	19	5	—	—	—
情報通信業	9,638	10,625	3,178	3,374	6,017	6,816	—	—	442	434	30	11	—
運輸業、郵便業	25,721	29,484	11,694	12,572	13,722	16,623	—	—	304	288	—	—	—
卸売業、小売業	83,647	82,875	77,689	77,972	5,327	4,314	192	157	437	431	470	155	—
金融業、保険業	266,417	316,032	10,590	12,414	91,894	87,170	132	163	163,799	216,285	—	—	—
不動産業	158,318	159,443	157,515	156,639	802	2,803	0	0	—	—	242	206	—
物品貿易業	4,673	4,047	4,461	3,835	—	—	—	—	212	212	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	9,539	9,526	9,539	9,526	—	—	—	—	—	—	9	66	—
宿泊業	1,876	1,302	1,876	1,302	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	9,851	10,163	9,851	10,163	—	—	—	—	—	—	326	291	—
生活関連サービス業、娯楽業	15,532	15,494	15,527	15,489	—	—	—	—	4	4	636	604	—
教育、学習支援業	5,640	5,431	5,640	5,431	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	38,097	37,168	38,097	37,168	—	—	—	—	—	—	48	—	—
その他のサービス	23,597	20,885	19,886	19,311	3,002	1,001	—	—	708	572	139	89	—
国・地方公共団体等	233,613	240,510	18,955	21,149	214,658	219,361	—	—	—	—	—	—	—
個人	213,386	231,465	213,386	231,465	—	—	—	—	—	—	177	42	—
その他	98,506	93,502	—	—	9,912	9,264	—	—	88,594	84,238	—	—	—
業種別合計	1,459,957	1,509,597	802,269	823,317	399,057	380,174	326	320	258,304	305,784	2,590	1,762	—
1年以下	260,080	281,123	144,425	137,077	37,748	34,500	65	74	77,841	109,471	—	—	—
1年超3年以下	186,258	217,550	52,177	53,689	62,475	68,559	156	129	71,448	95,171	—	—	—
3年超5年以下	137,181	124,098	54,887	53,993	76,577	63,907	60	77	5,656	6,120	—	—	—
5年超7年以下	89,081	130,999	48,002	74,769	41,034	56,190	44	39	—	—	—	—	—
7年超10年以下	312,000	272,974	139,441	126,078	172,558	146,895	—	—	—	—	—	—	—
10年超	366,314	382,425	357,651	372,305	8,662	10,120	—	—	103,357	95,021	—	—	—
期間の定めないもの	109,038	100,425	5,680	5,404	—	—	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	1,459,957	1,509,597	802,269	823,317	399,057	380,174	326	320	258,304	305,784	—	—	—

	期末残高		期中平均残高	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
信用リスクに関するエクスボージャー	1,459,957	1,509,597	1,438,218	1,490,162
貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	802,269	823,317	793,701	812,759
債券	399,057	380,174	388,618	377,295
デリバティブ取引	326	320	319	373
その他	258,304	305,784	255,578	299,733

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。
 2. 「三月以上延滞エクスボージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスボージャーのことです。
 3. 上記の業種別エクスボージャーにおける「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスボージャーです。
 具体的には、現金、動不動産、繰延税金資産、投資信託、金銭の信託、国内法人の海外金融子会社債券等です。
 4. 上記の主な種類別のエクスボージャーにおける「その他」は、左記の主なエクスボージャーに分類されないエクスボージャーです。
 具体的には、株式、出資金、預け金、普通預金、定期預金、現金、動不動産、繰延税金資産、投資信託、金銭の信託等です。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
 6. 期中平均残高は6月末、9月末、12月末、3月末の残高を平均して算出しております。

口.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成22年度 1,511	1,561	—	1,511	1,561
	平成23年度 1,561	1,680	—	1,561	1,680
個別貸倒引当金	平成22年度 6,793	6,561	1,126	5,666	6,561
	平成23年度 6,561	6,617	778	5,782	6,617
合計	平成22年度 8,304	8,122	1,126	7,177	8,122
	平成23年度 8,122	8,297	778	7,343	8,297

八.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金					貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		期末残高		
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度
製造業	1,540	1,787	247	△ 149	1,787	1,637	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—
建設業	764	489	△ 274	△ 248	489	240	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	32	28	△ 4	△ 28	28	—	—
運輸業、郵便業	212	56	△ 156	7	56	63	—
卸売業、小売業	927	605	△ 322	△ 63	605	541	0
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	1,726	1,813	86	233	1,813	2,046	—
物品販賣業	0	0	△ 0	71	0	71	—
学術研究、専門・技術サービス業	109	51	△ 58	12	51	63	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	278	324	45	△ 17	324	307	—
生活関連サービス業、娯楽業	559	586	27	△ 34	586	552	—
教育、学習支援業	—	—	—	142	—	142	—
医療、福祉	187	133	△ 53	331	133	465	—
その他のサービス	245	407	161	△ 194	407	213	0
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—
個人	187	255	67	△ 6	255	248	—
合計	6,772	6,539	△ 233	56	6,539	6,596	0
(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。							

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスボージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスボージャーの額			
	平成22年度		平成23年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	347,321	—	354,847
10%	—	126,723	—	121,245
20%	285,599	637	324,588	725
35%	—	110,734	—	112,174
50%	66,404	1,964	53,763	2,253
75%	—	154,809	—	173,573
100%	21	363,483	2,073	363,177
20%~250%(クレジットリンク債)	1,988	—	992	—
150%	—	268	—	181
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	354,013	1,105,943	381,418	1,128,179

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスボージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. クレジットリンク債についてはリスク・ウェイト区分が多岐にわたるため、20%~250%と区分し表示しております。

(4)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスボージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスボージャー	8,315	7,536	73,017	75,035	—	—	—	—

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

	平成22年度		平成23年度		(単位:百万円)			
	カレントエクスポートジャー方式	カレントエクスポートジャー方式			担保の種類別の額		平成22年度	平成23年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポートジャー方式		カレントエクスポートジャー方式		自金庫預金		—	—
グロス再構築コストの額※	139		117		その他		—	—
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—		—					
(注)グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。								
	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額		プロテクションの購入	プロテクションの提供	平成22年度	平成23年度
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
①派生商品取引合計	326	320	326	320	—	—	—	—
(i)外国為替関連取引	266	275	266	275				
(ii)金利関連取引	59	45	59	45				
(iii)金利関連取引	—	—	—	—				
(iv)株式関連取引	—	—	—	—				
(v)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—				
(vi)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—				
(vii)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—				
②長期決済期間取引	—	—	—	—				
合計	326	320	326	320				

(6) 証券化エクスポートジャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

該当ありません。

ロ. 投資家の場合

①保有する証券化エクスポートジャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポートジャー(再証券化エクスポートジャーを除く)

	平成22年度		平成23年度		(単位:百万円)			
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポートジャーの額	1,501	—	1,000	—				
(i) CDS*	501	—	—	—				
(ii) 劣後ローン	1,000	—	1,000	—				
(iii) その他	—	—	—	—				

(注)CDS(クレジットデフォルトスワップ)とは、貸付債権や社債の信用リスクをスワップやオプションの形で売買する取引です。

b. 再証券化エクスポートジャー

該当ありません。

②保有する証券化エクスポートジャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポートジャー(再証券化エクスポートジャーを除く)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポートジャー残高				所要自己資本の額				(単位:百万円)			
	平成22年度		平成23年度		平成22年度		平成23年度					
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
20%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
50%	1,501	—	1,000	—	30	—	—	20	—	—	—	—
100%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
350%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(i) CDS	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii) 劣後ローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(iii) その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	1,501	—	1,000	—	30	—	—	20	—	—	—	—

(注)1. 所要自己資本の額=エクスポートジャー残高×リスク・ウェイト×4%

2. (i)～(iii)は、自己資本から控除した証券化エクスポートジャーの原資産の種類別の内訳

b. 再証券化エクスポートジャー

該当ありません。

③保有する再証券化エクスポートジャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

該当ありません。

④証券化エクスポートジャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ありません。

(注)経過措置とは、自己資本比率告示附則第15条において、平成18年3月末において保有する証券化エクスポートジャーの信用リスク・アセットの額について、当該証券化エクスポートジャーの保有を継続している場合に限り、平成26年6月30日までの間、当該証券化エクスポートジャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限とすることができる措置をいいます。

(7)出資等エクスポートに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区分	平成22年度		平成23年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	7,130	7,130	7,486	7,486
非上場株式等	1,520	—	1,486	—
合計	8,650	7,130	8,972	7,486

(注)1.「上場株式等」には、投資信託等の裏付資産のうち出資等エクスポートに該当する額が含まれます。

2.「非上場株式等」には、信金中央金庫出資金等のうち出資等エクスポートに該当する額が含まれます。

3.「時価」は、当期末における市場価格等に基づいておりますが、「非上場株式等」は時価評価されておりません。

ロ. 出資等エクスポートの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
売却益	181	56
売却損	427	168
償却	268	151

(注)投資信託等の裏付資産のうち出資等エクスポートに該当するものは含みません。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
評価損益	511	634

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
評価損益	—	—

(8)金利リスクに関する事項

1) 内部管理基準に基づく金利リスク(VaR)

(単位:百万円)

区分	金利リスク量	
	平成22年度	平成23年度
貸出金・預金(オフバランス含む)	△ 3,928	△ 2,719
有価証券	△ 14,070	△ 11,979
預け金等	△ 845	△ 596
銀行勘定の金利リスク	△ 18,843	△ 15,296

2) アウトライヤー基準に基づく金利リスク

(単位:百万円)

区分	資産勘定		区分	負債勘定		
	金利リスク量			金利リスク量		
	平成22年度	平成23年度		平成22年度	平成23年度	
貸出金	△ 10,710	△ 2,212	定期性預金	5,229	2,938	
有価証券	△ 19,905	△ 2,840	要求払預金	5,816	2,270	
預け金等	△ 1,647	△ 912	その他	27	25	
その他	△ 11	△ 1	オンバランス合計	11,073	5,233	
オンバランス合計	△ 32,273	△ 5,966	オフバランス(金利支払サイド)	312	69	
オフバランス(金利受取サイド)	△ 86	△ 36	負債勘定合計	11,386	5,302	
資産勘定合計	△ 32,360	△ 6,003	アウトライヤー比率	20.410%	0.658%	
銀行勘定の金利リスク	△ 20,974	△ 700				

(注)1. 銀行勘定における金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利の大幅な上昇等金利ショックにより発生するリスクをいいます。当金庫では、金利ショックを保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の99パーセンタイル値として銀行勘定の金利リスクを算定しております。

2. コア預金については、内部管理基準と同様の定義にもとづき金利リスクを算定しています。

3. 金利リスクの算定にあたっては、GPS(金利感応度)方式により金利リスク量を算定しています。また、銀行勘定の金利リスクは、資産勘定の金利リスク量と負債勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

銀行勘定の金利リスク(△700百万円)=資産勘定の金利リスク量(△6,003百万円)+負債勘定の金利リスク量(5,302百万円)

II. 連結における事業年度の開示事項

(1) 自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社(資本控除となる非連結子会社等)のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

規制上の所要自己資本を下回った会社、及び、所要自己資本を下回った額に該当するものはありません。

(2) 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	平成22年度	平成23年度
(自 己 資 本)		
出 資 金	1,162	1,171
うち非累積の永久優先出資及び非累積の永久優先株	—	—
優 先 出 資 申 込 証 抛 金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
利 益 剰 余 金	101,771	105,466
処 分 未 済 持 分 (△)	0	0
自 己 優 先 出 資 申 込 証 抛 金	—	—
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損 (△)	—	—
為 替 換 算 調 整 勘 定	—	—
新 株 予 約 権	—	—
連 結 子 法 人 等 の 少 数 株 主 持 分	616	657
営 業 権 相 当 額 (△)	—	—
の れ ん 相 当 額 (△)	—	—
企業結合等により計上される無形固定資産相当額 (△)	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額 (△)	—	—
[基 本 的 項 目] (A)	103,549	107,294
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	—	—
一 般 貸 倒 引 当 金	1,616	1,708
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	—	—
負 債 性 資 本 調 達 手 段	—	—
期 限 付 劣 後 債 務 及 び 期 限 付 優 先 出 資	—	—
補 完 的 項 目 不 算 入 額 (△)	—	—
[補 完 的 項 目] (B)	1,616	1,708
自 己 資 本 総 額 [(A) + (B)] (C)	105,166	109,003
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	11,704	13,604
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	7,600	9,500
連結の範囲に含まれないものに対する額の50%相当額	—	—
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスボージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	9	1
控 除 項 目 不 算 入 額 (△)	11,704	13,604
[控 除 項 目 計] (D)	9	1
自 己 資 本 額 [(C) - (D)] (E)	105,156	109,001
(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)		
資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス 項 目)	611,875	627,487
オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	13,401	14,242
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	44,616	44,583
信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト 調 整 額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
[リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計] (F)	669,893	686,313
連 結 T i e r 1 比 率 (A)/(F) %	15.45	15.63
連 結 自 己 資 本 比 率 (E)/(F) %	15.69	15.88

- (注)1.「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。
- 2.自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成20年金融庁告示第79号)に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除しないこととされていますが、平成22年度および平成23年度においては、「その他有価証券評価差損」が発生していないことから、自己資本比率の算出結果に影響はありません。

(3)自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本額の合計	625,276	25,011	641,729	25,669
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	621,344	24,853	638,547	25,541
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	960	38	932	37
我が国の政府関係機関向け	2,759	110	2,463	98
地方三公社向け	63	2	61	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	68,417	2,736	79,882	3,195
法人等向け	191,921	7,676	184,383	7,375
中小企業等向け及び個人向け	129,234	5,169	142,567	5,702
抵当権付住宅ローン	38,769	1,550	39,269	1,570
不動産取得等事業向け	148,108	5,924	147,806	5,912
三月以上延滞等	1,139	45	931	37
取立未済手形	54	2	83	3
信用保証協会等による保証付	8,928	357	8,708	348
株式会社企業再生支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	7,507	300	7,917	316
上記以外	23,478	939	23,540	941
②証券化エクスポージャー	750	30	500	20
証券化(オリジネーター)	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外)	750	30	500	20
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	3,181	127	2,682	107
ロ. オペレーションル・リスク	44,616	1,784	44,583	1,783
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	669,893	26,795	686,313	27,452

(注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオーバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」、「国際決済銀行等向け」を除くにおいてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. オペレーションル・リスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

$$\left(\text{オペレーションル・リスク(基礎的手法)} \right) \times \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

(4)信用リスクに関する事項

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

地域別、業種別及び残存期間別

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクspoージャー期末残高										三月以上延滞 エクspoージャー	
	エクspoージャー区分		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外 のオーバランス取引		債券		デリバティブ取引		その他			
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度		
国内	1,426,066	1,481,900	801,871	822,037	358,804	345,526	326	320	265,064	314,015	4,269	
国外	40,252	34,648	—	—	40,252	34,648	—	—	—	—	—	
地域別合計	1,466,319	1,516,548	801,871	822,037	399,057	380,174	326	320	265,064	314,015	4,269	
製造業	184,404	179,446	146,983	146,768	30,654	26,537	0	0	6,767	6,140	613	
農業、林業	477	458	465	447	—	—	—	—	11	10	2	
漁業	376	625	376	625	—	—	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	276	269	270	266	—	—	—	—	5	3	—	
建設業	57,290	57,766	56,280	57,391	603	—	—	—	406	374	303	
電気・ガス・熱供給・水道業	22,481	6,288	—	—	22,461	6,282	—	—	19	5	—	
情報通信業	9,685	10,652	3,178	3,374	6,017	6,816	—	—	488	461	30	
運輸業、郵便業	26,059	29,947	11,694	12,572	13,722	16,623	—	—	642	751	28	
卸売業、小売業	84,364	83,714	77,689	77,972	5,327	4,314	192	157	1,154	1,270	475	
金融業、保険業	267,249	317,521	10,590	12,414	91,894	87,170	132	163	164,764	217,774	155	
不動産業	158,449	159,556	157,515	156,639	802	2,803	0	0	131	112	1,273	
物品貯蔵業	3,326	2,776	3,011	2,555	—	—	—	—	315	221	—	
学術研究、専門・技術サービス業	9,695	9,682	9,539	9,526	—	—	—	—	155	156	9	
宿泊業	1,883	1,314	1,876	1,302	—	—	—	—	7	11	—	
飲食業	9,942	10,233	9,851	10,163	—	—	—	—	90	70	332	
生活関連サービス業、娯楽業	16,122	16,211	15,527	15,489	—	—	—	—	594	721	813	
教育、学習支援業	5,674	5,474	5,640	5,431	—	—	—	—	33	43	—	
医療、福祉	38,671	37,805	38,097	37,168	—	—	—	—	574	637	50	
その他のサービス	23,981	21,211	19,886	19,311	3,002	1,001	—	—	1,092	898	141	
国・地方公共団体等	233,613	240,510	18,955	21,149	214,658	219,361	—	—	0	—	—	
個人	213,391	231,475	213,386	231,465	—	—	—	—	5	10	179	
その他	98,900	93,605	1,052	—	9,912	9,264	—	—	87,803	84,340	44	
業種別合計	1,466,319	1,516,548	801,871	822,037	399,057	380,174	326	320	265,064	314,015	4,269	
1年以下	260,080	281,483	144,425	137,077	37,748	34,500	65	74	77,841	109,831	—	
1年超3年以下	186,258	217,650	52,177	53,689	62,475	68,559	156	129	71,448	95,271	—	
3年超5年以下	137,181	124,298	54,887	53,993	76,577	63,907	60	77	5,656	6,320	—	
5年超7年以下	89,081	130,999	48,002	74,769	41,034	56,190	44	39	—	—	—	
7年超10年以下	312,000	272,974	139,441	126,078	172,558	146,895	—	—	—	—	—	
10年超	366,314	382,525	357,651	372,305	8,662	10,120	—	—	—	100	—	
期間の定めないもの	115,400	106,617	5,282	4,124	—	—	—	—	110,118	102,492	—	
残存期間別合計	1,466,319	1,516,548	801,871	822,037	399,057	380,174	326	320	265,064	314,015	—	

(単位:百万円)

	期末残高		期中平均残高	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
信用リスクに関するエクスポージャー	1,466,319	1,516,548	1,451,127	1,503,383
貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	801,871	822,037	797,004	815,652
債券	399,057	380,174	392,156	380,014
デリバティブ取引	326	320	316	369
その他	265,064	314,015	261,650	307,347

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。
 2. 「三ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
 3. 上記の業種別エクスポージャーにおける「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
 具体的には、現金、動不動産、繰延税金資産、投資信託、金銭の信託、国内法人の海外金融子会社債券等です。
 4. 上記の主な種類別のエクスポージャーにおける「その他」は、左記の主なエクスポージャーに分類されないエクスポージャーです。
 具体的には、株式、出資金、預け金、普通預金、定期預金、現金、動不動産、繰延税金資産、投資信託、金銭の信託等です。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
 6. 期中平均残高は9月末、3月末の残高を平均して算出しております。

口.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成22年度 1,574	1,616	—	1,574	1,616
	平成23年度 1,616	1,708	—	1,616	1,708
個別貸倒引当金	平成22年度 7,234	6,927	1,232	6,001	6,927
	平成23年度 6,927	6,946	801	6,126	6,946
合計	平成22年度 8,808	8,543	1,232	7,575	8,543
	平成23年度 8,543	8,655	801	7,742	8,655

八.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		期末残高			
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
製造業	1,589	1,879	289	△ 180	1,879	1,699	—	—
農業、林業	2	2	△ 0	0	2	2	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	776	491	△ 285	△ 245	491	245	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	32	28	△ 4	△ 26	28	1	—	—
運輸業、郵便業	213	57	△ 155	7	57	65	—	—
卸売業、小売業	1,011	610	△ 401	△ 68	610	541	0	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	1,747	1,828	81	217	1,828	2,046	—	0
物品販賣業	0	0	△ 0	71	0	71	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	109	51	△ 58	12	51	63	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	278	325	46	△ 18	325	307	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	694	719	24	△ 36	719	683	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	142	—	142	—	—
医療、福祉	187	133	△ 53	331	133	465	—	—
その他のサービス	248	410	161	△ 196	410	213	0	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	322	366	44	9	366	376	—	—
合計	7,214	6,905	△ 308	19	6,905	6,925	0	0

- (注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクspoージャーの額			
	平成22年度		平成23年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	347,321	—	354,847
10%	—	126,523	—	121,245
20%	286,560	637	325,549	725
35%	—	110,775	—	112,174
50%	66,404	3,307	53,762	2,518
75%	—	157,007	—	175,325
100%	21	365,238	2,073	366,818
20%～250%(クレジットリンク債)	1,988	—	992	—
150%	—	532	—	514
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	354,973	1,111,345	382,379	1,134,169

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクspoージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. クレジットリンク債についてはリスク・ウェイト区分が多岐にわたるため、20%～250%と区分し表示しております。

(5) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポート

(単位:百万円)

ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポート	8,315	7,536	73,017	75,035	-	-

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(6) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	カレントエクスポート方式	カレントエクスポート方式	カレントエクスポート方式	カレントエクスポート方式
与信相当額の算出に用いる方式 グロス再構築コストの額*	139		117	
グロス再構築コストの額及びグロスの アドオン合計額から担保による 信用リスク削減手法の効果を勘案 する前の与信相当額を差し引いた額	-		-	

(注)グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

	担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案した後の与信相当額	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
①派生商品取引合計	326	320	326	320
(i) 外国為替関連取引	266	275	266	275
(ii) 金利関連取引	59	45	59	45
(iii) 金関連取引	-	-	-	-
(iv) 株式関連取引	-	-	-	-
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-
(vi) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-
(vii) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-
②長期決済期間取引	-	-	-	-
合計	326	320	326	320

担保の種類別の額	平成22年度		平成23年度	
	-	-	-	-
自金庫預金	-	-	-	-
その他	-	-	-	-

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・ デリバティブの種類別想定元本額	-	-	-	-

	平成22年度		平成23年度	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
信用リスク削減手法の効果を勘案するため に用いているクレジット・デリバティブの 想定元本額	-	-	-	-

(7) 証券化エクスポートに関する事項

イ. オリジネーターの場合

該当ありません。

ロ. 投資家の場合

①保有する証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポート（再証券化エクスポートを除く）

(単位:百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポートの額	1,501	-	1,000	-
(i) CDS*	501	-	-	-
(ii) 劣後ローン	1,000	-	1,000	-
(iii) その他	-	-	-	-

(注)CDS(クレジットデフォルトスワップ)とは、貸付債権や社債の信用リスクをスワップやオプションの形で売買する取引です。

b. 再証券化エクスポート

該当ありません。

②保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等
a. 証券化エクスポート（再証券化エクスポートを除く）

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポート残高				所要自己資本の額			
	平成22年度		平成23年度		平成22年度		平成23年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
20%	—	—	—	—	—	—	—	—
50%	1,501	—	1,000	—	30	—	20	—
100%	—	—	—	—	—	—	—	—
350%	—	—	—	—	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—	—	—	—	—
(i) CDS	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii) 劣後ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(iii) その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	1,501	—	1,000	—	30	—	20	—

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポート残高×リスク・ウェイト×4%

2. (i)～(iii)は、自己資本から控除した証券化エクスポートの原資産の種類別の内訳

b. 再証券化エクスポート

該当ありません。

③保有する再証券化エクスポートに対する信用リスク削減手法の適用の有無
 該当ありません。

④証券化エクスポートに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額
 該当ありません。

(注) 経過措置とは、自己資本比率告示附則第15条において、平成18年3月末において保有する証券化エクスポートの信用リスク・アセットの額について、当該証券化エクスポートの保有を継続している場合に限り、平成26年6月30日までの間、当該証券化エクスポートの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限とすることができる措置をいいます。

(8) 出資等エクスポートに関する事項

イ. 連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区分	平成22年度		平成23年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等	7,141	7,141	7,489	7,489
非上場株式等	1,298	—	1,263	—
合計	8,439	7,141	8,753	7,489

(注) 1.「上場株式等」には、投資信託等の裏付資産のうち出資等エクスポートに該当する額が含まれます。

2.「非上場株式等」には、信金中央金庫出資金等のうち出資等エクスポートに該当する額が含まれます。

3.「時価」は、当期末における市場価格等に基づいておりますが、「非上場株式等」は時価評価されておりません。

ロ. 出資等エクスポートの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
売却益	181	58
売却損	427	168
償却	274	151

(注) 投資信託等の裏付資産のうち、出資等エクスポートに該当するものは含みません。

ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
評価損益	511	634

二. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
評価損益	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

連結グループを含めた金利リスクの状況について、関連子会社等が有する資産・負債の規模は単体と比較して僅少であり、金利リスクの影響は限定的であると認識しております。したがいまして、連結グループの金利リスクについては、単体の開示項目をご参照ください。

用語解説

【自己資本関係】

※バーゼルII

平成4年より適用されている自己資本比率規制(BIS基準)につき、リスク管理手法の発展等を受けて見直しされた新たな自己資本比率規制(新BIS基準)、旧規制はバーゼルI。

※リスク・アセット

リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛け目(リスク・ウェイト)を乗じ、再評価した資産額。

※リスク・ウェイト

債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる。

※エクスポートージャー

リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当。

※ソブリン

各国の政府や政府機関が発行する債券の総称をソブリン債券という。その国で発行されている有価証券の中では一番信用度が高い債券とされるもので、具体的には、中央政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関、その他中央政府以外の公共部門などを指す。

※抵当権付住宅ローン

バーゼルIIにおいては、住宅ローンの中で、代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指す。

※不動産取得等事業者

(代表的な解釈としては)不動産の取得又は運用を目的とした事業者。

※オペレーションル・リスク

金庫の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により当金庫が損失を被るリスクをいう。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの障害または誤作動等により生じるシステム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、災害その他の事象により有形資産の毀損等が生じる有形資産リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれる。

※基礎的手法

オペレーションル・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の一つ。リスク・アセット=1年間の粗利益×15%の直近3年間の平均値÷8%。

※所要自己資本額

各々のリスク・アセット×4%(自己資本比率規制における国内基準)。

※総所要自己資本額

リスク・アセットの総額(信用リスク、マーケットリスク(信金中央金庫のみ)、オペレーションル・リスクの各リスク・アセットの総額)×4%(自己資本比率規制における国内基準)。

※単体自己資本比率

単体自己資本の額÷リスク・アセットの総額(信用リスク、マーケットリスク(信金中央金庫のみ)、オペレーションル・リスクの各リスク・アセットの総額)。

※Tier1(基本的項目)

自己資本比率規制の中で使われる概念。自己資本の中の基本的項目であり、出資金・資本剰余金・利益剰余金などから構成される。

※Tier2(補完的項目)

自己資本比率規制の中で使われる概念。自己資本の中の補完的項目であり、一般貸倒引当金、土地再評価差額金の45%相当額・負債性資本調達手段などから構成される。

※Tier1比率

基本的項目の額÷リスク・アセットの総額(信用リスク、マーケットリスク(信金中央金庫のみ)、オペレーションル・リスクの各リスク・アセットの総額)。

※繰延税金資産

金融機関が不良債権の処理に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産。会計上の費用(または収益)と税法上の損金(または益金)の認識時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで生じる。

【信用リスク関係】

※信用リスク

取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスク。

※適格格付機関

バーゼルIIにおいて、金融機関がリスクを算出するに当たって、用いることができる格付を付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めている。

※カレント・エクスポートージャー

派生商品取引の取引先の倒産時における損失予想額を算出する方式。契約時から現在までのマーケット変動等を考慮して、現在と同等のデリバティブ契約を再度構築するに必要なコスト金額と、そのコスト金額の将来変動見込額を合算したものを損失予想額としている。

※再構築コスト

現在と同等の派生商品取引を再度構築するのに必要なコスト金額。

※アドオン

評価時点以降に発生する可能性のある潜在的なリスク。

※与信相当額

再構築コスト+アドオン。

※派生商品取引

(=デリバティブ取引)有価証券や通貨、金といった金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を指す。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられる。

※証券化エクスポージャー

金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をする資産。

※オリジネーター

原資産の所有者。

※信用リスク削減手法

金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当。ただし、バーゼルIIにおける信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保(現金、自金庫預金、国債等)、同保証(国、地方公共団体等)、自金庫預金と貸出金の相殺等をいう。

【市場リスク関係】

※市場リスク

金利・為替・株式などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクをいう。

※ALM Asset Liability Management

資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法。

※VaR Value at Risk(バリュー・アット・リスク)

過去のデータをもとに、現在保有するポートフォリオ(資産・負債の構成)から将来、市場金利の変動等環境変化により発生しうる最大損失額を確率的に推計する方法。当金庫の金利リスク算出に係るVaR計測手法は分散共分散法を採用している。

【金利リスク関係】

※コア預金

明確な金利改定時期の定めがなく、預金者のご請求によって隨時払い出される要求払預金のうち、引き出されことなく長期間金融機関に滞留する預金をいう。

※金利ショック

金利の変化(衝撃)のことで、上下200ベーシス・ポイント(2%)の平行移動や1パーセンタイル値と99パーセンタイル値といった算出方法がある。

※99パーセンタイル値

1年間の金利変動幅を日次で計測し、変動幅を小さい順番に並べて上から99%番目にある値をいい、金利ショック幅として金利リスク算定に使用している。

※金利リスク

市場における一般的な金利水準の変動に伴って金融資産・負債の価値が変動するリスクのことをいう。

※アウトライヤー規制

バーゼルIIの第2の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)の中で規定されている金融機関の金利ショックに対する抵抗力を計る尺度。標準化された金利ショック(200bp)ないしこれと同等のショックに伴って、自己資本(Tier1+Tier2の合計額)の20%を超える経済価値の低下が保有資産・負債に生じる銀行をアウトライヤー銀行という。監督当局は、アウトライヤー銀行の自己資本の適正度について特に注意を払うことが求められている。

※BPV Basis Point Value(ベース・ポイント・バリュー)

金利リスク指標の1つで、全ての期間の金利が1ベーシス・ポイント(0.01%)変化した場合における現在価値の変化額を表す。

※GPS Grid Point Sensitivity(グリッド・ポイント・センシティビティ)

1年、2年というように年限ごとにグリッドを設定し、各グリッドの金利を1ベーシス・ポイント(0.01%)変動させた場合の現在価値の変化額を表す。

※ストレステスト

例外的だが蓋然性のある事象(9.11テロ、ブラックマンデー等)が発生した場合のリスクファクターが、金融機関の財務状況に与える潜在的な影響を検証する手法。

開示項目一覧

信用金庫法第89条に基づく開示基準

単体(信用金庫法施行規則第132条)

1.金庫の概況及び組織に関する事項

1. 事業の組織	19
2. 理事・監事の氏名及び役職名	19
3. 事務所の名称及び所在地	25、26

2.金庫の主要な事業の内容

24

3.金庫の主要な事業に関する事項

1. 直近の事業年度における事業の概況	13、14
2. 直近の5事業年度における主要な事業の状況	
1) 経常収益	39
2) 経常利益又は経常損失	39
3) 当期純利益又は当期純損失	39
4) 出資総額及び出資総口数	39
5) 純資産額	39
6) 総資産額	39
7) 預金積金残高	39
8) 貸出金残高	39
9) 有価証券残高	39
10) 単体自己資本比率	39
11) 出資に対する配当金	39
12) 職員数	39

3.直近の2事業年度における事業の状況

1) 主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務粗利益及び業務粗利益率	39
イ. 資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務収支	39
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利潤	40
エ. 受取利息及び支払利息の増減	40
オ. 総資産経常利益率	40
カ. 総資産当期純利益率	40

2)預金に関する指標

ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金 その他の預金の平均残高	41
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及び その他の区分ごとの定期預金の残高	41

3)貸出金等に関する指標

ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	42
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	44
ウ. 保証の種類別(当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、保証及び信用の区分)の貸出金残高及び債務保証見返額	44

工.使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高

オ.業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

カ.預貸率の期末値及び期中平均値

4)有価証券に関する指標

ア.商品有価証券の種類別の平均残高	44
イ.有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式及び外国証券その他の証券) 残存期間別の残高	45

ウ.有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式及び外国証券その他の証券) 平均残高	44
エ.預証率の期末値及び期中平均値	45

4.金庫の事業の運営に関する事項

1. リスク管理の体制	55
2. 法令遵守の体制	21、22
3. 金融ADR制度への対応	23

5.金庫の直近の2事業年度における財産の状況

1. 貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書	33～34
2. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
1) 破綻先債権に該当する貸出金	17、18
2) 延滞債権に該当する貸出金	17、18
3) 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	17、18
4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	17、18
3. 自己資本(基本的項目に係る細目を含む)の充実の状況	15、63
4. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
1) 有価証券	45
2) 金銭の信託	46
3) テリバティブ取引(規則第102条第1項第5号に掲げる取引)	46
5. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	43
6. 貸出金償却の額	43
7. 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	32

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条

資産の査定の公表	17、18
----------	-------

「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が定める事項」に基づく開示事項

1.定性的な開示事項

1) 単体における事業年度の開示事項	60
2) 連結における事業年度の開示事項	62
2.定量的な開示事項	
1) 単体における事業年度の開示事項	63
2) 連結における事業年度の開示事項	68

任意開示項目

1.概況・経営内容等

1. 経営方針等	3
2. 業務純益	14、39
3. リスク・アセットの内訳	15
4. 報酬体系について	38
5. 経費の内訳	39
6. 退職給付会計	47
7. 職員1人当たり預金残高・貸出金残高	47
8. 1店舗当たり預金残高・貸出金残高	47

2.預金・貸出金の状況

1. 預金・譲渡性預金残高	41
2. 預金科目別残高	41
3. 預金者別預金残高	41
4. 貸出金科目別残高	42
5. 消費者ローン残高	43
6. 代理貸付残高	43

3.証券業務

1. 公共債引受額	46
2. 公共債窓闇実績	46
3. 私募債受託実績	46
4. 預り資産残高	46

4.為替業務

1. 内国為替取扱状況	47
2. 外国為替取扱状況	47

5.地域貢献等

1. 地域社会との関係	9
2. 地域貢献活動	9
3. 地域密着型金融	5、6
4. はましんの1年	11

6.総代会の仕組みと役割

1. 総代の選任方法	20
2. 通常総代会の決議事項	20
3. 総代の氏名	20

7.その他

1. 営業のご案内	24
2. 商品・サービスのご案内	29～31
3. 主な手数料一覧	27、28
4. 当金庫の沿革	12

キャッシュカード・通帳・証書等の紛失・盗難・偽造に関するお問合せは

はましんビジネスサービス ☎ 0120-201-227

(夜間・休日のキャッシュカード紛失・盗難受付センター ☎ 053-474-2049)

インターネットバンキング・ホームバンキング・ファームバンキングに関するお問合せは

はましんEBサポートセンター ☎ 0120-186-131

商品・サービスに関するお問合せ、各種ご相談は

はましんお客様サービス課 ☎ 0120-307-804

経営相談・ご融資の返済に関する各種ご相談は

はましん各営業店窓口または

金融円滑化ご相談窓口 ☎ 053-456-3925

ご意見・ご要望は

はましんお客様サービス課 ☎ 0120-172-182

(金融円滑化に関するご意見・ご要望は ☎ 0120-172-252)

さらに詳しい情報をお求めの方は

はましんホームページ <http://www.hamamatsu-shinkin.jp/>

for your smile ~あなたの笑顔に逢いたくて~

